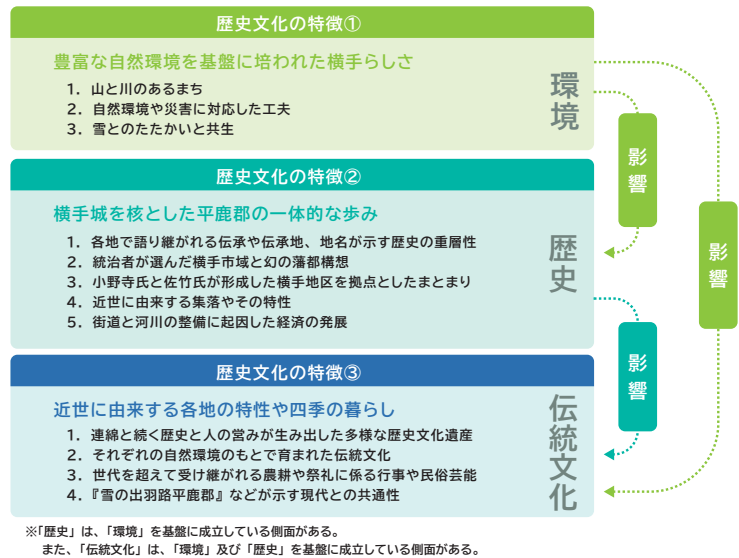


第3章 横手市の歴史文化の特徴

歴史文化遺産は、本市の歴史文化を理解するうえで欠かせないものである。これまで把握された歴史文化遺産から、本市の歴史文化の特徴を3つに整理した。

こうした整理に基づく歴史文化遺産のイメージから、それぞれ自然的・地理的環境を背景とする「環境」、その環境の下で歴史的・社会的な歩みを背景とした「歴史」、環境や歴史の変遷において人々の営みの中で生み出された「伝統文化」の3つの観点に分類することが出来る。3つの観点のうち、「環境」は「歴史」の基盤となるものであり、「環境」と「歴史」は「伝統文化」の基盤ともなっている。



横手市の歴史文化の特徴

	歴史文化の特徴① 豊富な自然環境を 基盤に培われた横手らしさ	歴史文化の特徴② 横手城を核とした 平鹿郡の一体的な歩み	歴史文化の特徴③ 近世に由来する 各地の特性や四季の暮らし
建造物	民家など ・雪に対応した鞘付土蔵などの建造物 ・住まいの形状や構造の工夫 ほか	社寺、工場など ・小野寺氏や佐竹氏が勧請、寄進した社寺 ・農業倉庫や発電等の産業施設 ほか	神社、民家など ・集落の鎮守社 ほか
美術工芸品	絵画、歴史資料など ・マンガ作品 ・文学作品 ・農業書 ほか	彫刻、古文書、考古資料など ・統治者にまつわる資料 ・紀年銘の入った板碑 ほか	考古資料、歴史資料など ・信仰に関わる板碑 ・庚申塔、山岳信仰塔 ・「雪の出羽路」 ほか
無形	・各学校の校歌 ほか		・育まれた伝統的な生業 ほか
民俗	衣食住、生業など ・地方特有の衣類や用具 ・小正月行事 ・保存食、発酵食文化 ・川漁や適地での作物栽培 ほか	伝承など ・後三年合戦の伝承 ・各地に残る多様な伝承	年中行事、民俗芸能など ・朝市 ・集落の多様な行事 ・「講」などの信仰 ・方言や食文化 ・風習や各地の民俗芸能 ほか
遺跡	遺跡 ・古墳時代の北限の古墳の存在	城館跡、伝承地など ・後三年合戦にかかる伝承地 ・小野寺氏などが築城した中世城館の跡 ・鉄道関連施設や鉱山などの産業遺構 ほか	城館跡、墓・碑など ・城館跡などの目に見える遺跡 ほか
名勝地	景勝地、湧泉など ・各地の清水 ・眺望地点 ほか	山岳など ・城の築かれた山 ほか	公園など ・行楽の場としての城館跡の再整備 ほか
動物、植物 地質鉱物	動植物など ・域内に生息する希少生物や植物 ・名木 ほか		
文化的景観	・生業を基盤とした建造物や景観	・生業を基盤とした建造物や景観	・生業を基盤とした建造物や景観
伝統的建造物群		・街道沿いや在郷町の町並み	・集落特性や生業を反映した町並み
その他	・地名	・地名	
観 点	環 境	歴 史	伝 統 文 化

歴史文化の特徴に基づく歴史文化遺産のイメージ

横手市の歴史文化の特徴を示す主な出来事

		歴史的背景	交通		生活（日々の暮らしと生業）			文化		工業・製造等	災害等	
		政治	陸運	水運	盆地（都市部）	盆地（農村部）	山地（里山・奥山）	信仰・祭礼	文化・娯楽ほか			
原始	旧石器											
	縄文				・河川や清水など、水場の周囲に人が定住			【縄文の祭祀】 ・オホン清水A遺跡 石棒				
	弥生											
	古墳	・ヤマト王権の北進 ・続縄文文化の南下			・日本海側最北の日本海側最北の古墳文化の集落が営まれる			・田久保下遺跡続縄文文化の土坑墓				
古代	飛鳥	・在地集落の形成			・河川沿いの自然堤防に竪穴住居からなる在地集落が形成されていく							
	奈良	【出羽国・雄勝郡・平鹿郡の成立】 712 出羽国設置 759 雄勝・平鹿郡設置、雄勝城の造営	【在地の支配者】 ・古墳群（蝦夷塚古墳群） 【古代城柵の設置】 ・雄勝城の伝承 ・平鹿国府という記述もあり	【古代の道】 ・東山道の沿道であったという伝承がある	【条里制施行の伝承】 ・方格地割			・蝦夷塚古墳群奈良時代の円墳（末期古墳）				
		【律令国家による統治へ】 774-811 陸奥・出羽軍と蝦夷の戦い	・坂上田村麻呂の遠征						【須恵器生産】 ・雄勝城・平鹿郡衙など 古代城柵官衙への供給			
	平安	【律令国家の浸透】 878 元慶の乱	・深江弥加止の伝承 864 観音寺が定額寺に（大森地域の観音寺の可能性）		・越後の米を毎年雄勝城に運んだとされ、水運で運ばれたという	・掘立柱建物から成る集落が増加する		・中期以降、山地でも竪穴住居が確認される	【927 延喜式神名帳】 ・波宇志別神社・塩湯彦神社 ・鳥形や形代などの祭祀道具が遺跡で確認		【須恵器・土師器生産】 ・中山丘陵の須恵器生産最盛期 ・ロクロによる土師器生産も導入され、古代城柵官衙遺跡の他、集落へ普及	
		【在地領主の支配と武士の台頭】 1051 前九年合戦 1083 後三年合戦	・河川周辺に館が造られる 【「館」の形成】 ・大鳥井山遺跡 / 金沢柵跡 / 沼柵跡	【古代の道】 ・大鳥井山遺跡と旧羽州街道（秋田城南門に至る）の接続 ・秀衡街道の伝承		【長者伝説】 ・四十八小屋伝承 ・陸運・水運の結節点に清原氏関連の館が形成される		【天台僧の記録】 ・仏教文化の流入 ・仏像 / 八稜鏡 / 円鏡 【経塚の造営】 ・浄土思想の流入	・大鳥井山遺跡での大量の土器出土⇒武士が集い宴会儀礼を行い、身分秩序と合意形成がされていた			
中世	鎌倉	【地頭による地方統治】 ・平賀氏などの統治（塚堀・油河・吉田など各氏の所領）	・手取清水遺跡（塚堀）など平賀氏関連遺跡が河川周辺で確認		・陸運・水運の結節点に平賀氏関連の館が形成される			・館尻遺跡（吉田付近）での木棺墓や層塔（仏塔）	・手取清水遺跡で、将棋の駒が出土			
	室町		【国人領主と城】 山城…金沢城、馬鞍城、樋ノ口城、大森城、山内黒沢館など 平城…平城、増田城、吉田城、沼館城、真壁館など 平山城…横手城など				・高地での山城出現。根小屋（金沢地区）などの麓に城下町が形成される	【修験信仰拡大と神社への別当配置】 ・光明院 獅子頭				
		【小野寺氏の平鹿郡進出】 1520 年代 小野寺氏、平鹿郡へ統治拡大（1400 年代中頃の説もあり）	【街道の基盤整備】 ・城館間を結ぶ間道の整備		・平城・平山城でも国人領主によって、城下町が形成されるようになる			【小野寺氏による社寺への寄進】 ・沼館八幡神社など	・金沢城跡で、闘茶札などが出土			
	安土桃山	1555～70 頃 小野寺氏横手城築城 1590 太閤検地 【統治者の交代】 1601 小野寺氏、石見国へ 【佐竹藩政】 1602 佐竹義宣入部	【横手城築城と城下町の基盤整備】		【集落体系の確立】 ・親郷、寄郷の成立 ・城下町、在郷町、農村集落などの集落特性の確立				【保呂羽山信仰】 ・霜月神楽		1585 戦火で波宇志別神社神官宅類焼	
近世	江戸	1603 先竿検地開始 1614 中竿検地開始 1646 後竿検地開始 1683 頃 代官の農村支配	・横手城代の設置 ・横手城を残し平鹿郡内の城が廃城								1659 鳥海山噴火	
			【街道の整備】 ・羽州街道 ・脇街道（沼館・手倉・小安街道ほか） 文化の伝播	【河川交通の整備】 ・雄物川舟運 ・北前船の物資流入	【町割の形成】 ・内町、外町の形成 ・街道を軸とした在郷町の町割	【藩の新田開発】 ・十文字、平鹿、雄物川、大雄地域など ・「□□新田」「□□開」などの地名 【水路網の整備】 ・大宮川、十五野新堰、亀田堰、黒坂堰ほか 1675 山城堰完成	【藩の山林保護】 ・札山制・留山制 ・山菜 ・狩猟（マタギ、野兎ほか） ・木器製造（木地） ・炭焼き ・焼き畑農業	【流入する文化】 ・鹿島信仰、鹿島行事 ・清水の湧く場所を共有地にし、祠を祀った ・清水信仰	【舟運による文化伝播】 ・全国の文化の伝播速度が飛躍的に向上	・醸造業の成立 ・田村根っこの生産	1655 横手城下の半分を焼失（半兵衛火事）	
		1795 郡奉行設置 1798 郡方吟味役設置、代官廃止、御役屋設置	・浅舞に御役屋を設置。	1776 真人へぐり開削	・浜蔵の設置	【在郷町の発展】 ・定期市開設（横手、増田、浅舞、今宿、大森など）	・定期市への農作物の出荷		【民間信仰の拡大】 ・民間信仰塔 ・ケダニ地蔵 【佐竹氏による社寺への寄進】 ・金沢八幡宮、沼館八幡宮など	・浅舞で藩主の鷹狩りが幾度も実施される	1720 吉野鉱山開坑 1801 ころ 焼山焼き開窯	1723 成瀬川氾濫 1726 増田大火 1730 横手大火 1732 享保の飢饉 1741 増田大火 1755 宝蔵の飢饉 1762 横手大火 1784 天明の飢饉 1801 鳥海山噴火 1833 天保の飢饉 1845・1855 横手大火 1867 浅舞大火 1868 戊辰戦争で内町焼失
		1811 佐竹義和領内巡行 1825 種紙、桑が藩宮国産化に 【近代の胎動】 1867 大政奉還 1868 戊辰戦争	1868 横手城落城	1811 狸々の道標 設置	・神輿などの上方からの購入と運搬	【住まいの工夫】 ・「内蔵」の建設	【農家の副業の始まり】 ・養蚕	・藩主に雄物川の松茸献上 【農家の副業の始まり】 ・養蚕、葉タバコ栽培 【保存食の工夫】 ・いぶりがっこ、凍み大根		【地誌の作成】 ・雪の出羽路 執筆 【芸能】 ・岡本新内創作 ・お伊勢参りの流行	・深井焼開窯 ・十文字和紙生産 ・大森染の発展	
近代	明治	1871 秋田県誕生 1872 親郷寄御制廃止 1875 地租改正実施 1878 郡区町村編成法 1881 秋田事件 1888 市制及町村制公布		【交通網の整備】 1882 平和街道整備 1905 奥羽線開通		【町並みの近代化】 ・増田など現在残る商家建築の町並みが形成	【果樹生産の開始】 ・りんご、ぶどう、さくらんぼなど 【葉タバコの専売化】 1898 増田葉煙草専売所		・かまくら行事が現在の形態に	1905 横手公園開園	【産業の近代化】 1887 長坂味噌工場設立 1890 製陶工場設立 1895 増田銀行など各地の銀行がこの頃創業 増田水力電気株式会社送電開始	1894 雄物川河川洪水 1896 陸羽地震 1903 横手町大火
				【交通網の整備】 1918 横荘線開業 1939 沼館橋（木橋）架設 1924 横黒線開通	・衰退 ・橋の架設に伴い渡し場が減少	【市街地拡大】 1919 十文字朝市開設	・山内杜氏		【郷土史研究】 1917 真人公園開園 1919 植木盆栽市	【産業の近代化】 1915 吉乃鉱山隆盛	1913 東北地方大凶作 1914 強首地震	
	大正											
	昭和（戦前）							・この頃に建てられた郷倉が農村部の各地に残る ・養蚕の衰退				1931 東北地方大凶作 1934 東北地方大凶作
現代	昭和		1971 横荘線廃止				出稼ぎ		1945 そよかぜロケ、りんごの唄 1955～ 各地の桜まつりなど、なべっこ遠足		1947 雄物川洪水 1965 横手川洪水 1969 横手川氾濫 1973 48 豪雪 1983 日本海中部地震	
	平成～	2005 横手市誕生									2004 新潟中越地震 2011 東日本大震災	

1. 環境 豊富な自然環境を基盤に培われた横手らしさ

市域に広がる多様な立地環境において、山間部や平野部それぞれの自然環境に対応した多様な生業や信仰が育まれ、土地ごとに適応した四季の暮らしが形成されてきた。長年の営みから生み出された知恵や工夫が紡がれ、現代の生活が成立している。これらは、横手が立地する自然環境と共存する歴史の中で育まれた固有の文化でもあり、生み出された有形無形の文化的所産も含め、「横手らしい」特徴となる伝統文化を創出している。

1-1 山と川のあるまち

東西を山脈や山地に囲まれる本市は、雄物川とその支流である横手川や皆瀬川などが流れ、流域に沿って河川を基軸とした連続性をもち、流域ごとに一定のまとまりをもっている。河川は長い歴史の中でその流路を絶えず変化させ氾濫平野を生み出し、穀倉地帯を形成した。旧流路が形成した自然堤防（微高地）上には湧泉等が多くみられ、特に平鹿地域などでは豊富である。



雄物川と横手盆地、奥羽山脈の山並み

平野部は、東の奥羽山脈との標高差がおおよそ 1000m、西側の出羽山地との標高差はおおよそ 400 mに及び、豊富な生態系と多様な自然環境を育み、冬になると最深積雪が 140cm を超える国内有数の豪雪地帯となっている。こうした雄大かつ厳峻な自然は、横手を特徴づけるものとして市内各学校の校歌などに取り上げられたほか、たびたび文学作品やマンガなどの舞台に取り上げられている。

1-2 自然環境や災害に対応した工夫

当地方の人々は、地形及び気候などの環境要因に対応した営みの中で工夫を重ね、多様な生業や習俗を育んできた。近世以降には、河川流域では「^{かじか}鯉漁」「^{あゆ}鮎はね漁」「ためっこ漁」など時季によって異なる「川漁」が盛んに行われ、山間部や平野部では「葉タバコ」や「いものこ」「にんにく」などの気候や地形に適した農作物も栽培されたほか、「^{ようさん}養蚕」も盛んに営まれた。さらに明治初頭からは河岸段丘や扇状地等で果樹栽培が始まり、ぶどうやりんご、さくらんぼの栽培がそれぞれの適地で盛んになるなど、新しい文化や技術を次々と導入して、改良を重ねてきた。なお、近世の『^{うようしゅうほくすい}羽陽秋北水土録』、近代には『^{てきさんしらべ}適産調』など農業等に関する様々な資料も残されている。

本市域では戊辰戦争（1868）などの戦乱のほか、大火や地震、水害など、度々災害に見舞われてきた。さらには毎年の降雪の影響もあって、現存する近世以前の建造物をはじめとした有形資料は少なく、町並みも戦後に建てられた建造物を主体とするものが多い。こうした災害等からの復旧により新しい技術も導入され、災害に強いまちづくりが行われてきている。また、「鳥海おろし」とも呼ばれる鳥海山から吹き下ろす冷たく乾いた風をしのぐため、雄物川地域などでは、敷地西側に防風のための植林を連続して設けるなどの長年の工夫から施された防災対策もみられる。なお、こうした風を利用して餅を干し、非常食にもなる「干し餅」の生産も盛んになった。



りんご栽培（増田地域）



タバコ栽培（山内地域）



防風対策でもある屋敷林（雄物川地域）

1-3 雪とのたたかいと共生

当地方は冬がすべての生活体系を左右してきたとも言え、雪との共存の歴史でもある。この中で、日々の生活様式や住まい、道具、装いばかりでなく「かまくら」などの行事や習俗においても雪に対応した工夫がなされ、多様な発展を遂げた。冬場の農閑期には「ツル細工」や「縄ない」、「ワラ細工」などの生業が営まれ、技術も磨きあげられたほか、酒蔵などへの出稼ぎも行われた。一方で、気候の影響で収穫時期が左右される食料事



横手の豪雪

情からは、「いぶりがっこ」や「なた漬け」、「凍み大根」、「干し餅」などの保存性を考慮した食文化が生み出された。日々の暮らしに限らず住まいにも、「内蔵」と呼ばれる鞆付土蔵などの豪雪に対応した構造の建造物が生み出されたほか、建物形状や間取りにも環境に適応した工夫がなされている。



昭和期のいぶりがっこ生産。
かつては屋内で大根を燻していた。(山内地域)

2. 歴史 横手城を核とした平鹿郡の一体的な歩み

本市域は、多少の変容はあるものの、古代から現在まで「平鹿郡」という一体的なまとまりの中で存在してきた。中世以前の資料は乏しく解明されていない部分も多いが、中世末期に小野寺氏が横手城を築き、本拠に定めたことが現在につながる契機となった。横手城を中心に骨格が整えられた横手地区を中心とした本市域のまとまりは、近代になって産業の振興に伴う鉄道や道路網などの整備も相まって一体的な歩みを続け、構築された様々な仕組みが現代につながる基盤となっている。

2-1 各地で語り継がれる伝承や伝承地、地名が示す歴史の重層性

本市域には多数の伝承や伝承地がある。山に川に、沼に樹木にと多様であるほか、後三年合戦などの特に奈良時代から安土桃山時代にかけての古代・中世における歴史的事象にまつわる豊富な伝承や伝承地がみられる。古くは山内地域や横手地域に伝わる「とりのうみ伝承」とも呼ばれる明永・明保長者による「開拓伝承」もあるほか、生活の上での知識にまつわる民話など、多様である。伝承や伝承地は、長く口頭伝承を主体として受け継がれており、真偽が定かでないものも多いが、本市域における歴史の蓄積の中から生じた様々な出来事が、世代を超えて受け継がれてきたことを物語っている。このほか、現代生活が歴史という時間軸によって過去から連綿と続いていることを示すものに地名がある。地名は土地がたどった古い記憶を現在に伝えるものであり、市内には人名・動物名・土地の形質・伝説など多様な種類があり、大字や小字となっているものも多い。こうした伝承や伝承地、地名の豊富さが、世代を超えて受け継がれてきた本市域の歴史の重層性を補完している。



後三年合戦の武将を祀る景政功名塚。一帯は「権五郎塚」の小字が付く。(横手地域)



「おしどり」伝承の残る
赤沼跡(大雄地域)

2-2 統治者が選んだ横手市域と幻の藩都構想

奈良時代に造営された雄勝城は、近年の発掘調査から雄物川地域に所在した可能性も高まってきたほか、平安時代の大鳥井山遺跡から江戸時代の横手城に至る古代から近世にかけての時代の変遷において、本市域はこの地方一帯を治める統治者の拠点として選ばれる要衝地帯であった。

鎌倉時代は、平鹿郡地頭であった平賀氏が治め、室町時代後期には、本市域に進出した雄勝郡地頭のひらが小野寺氏や岩手県や青森県に本拠を持つ南部氏が、平鹿郡域に進出するようになる。雄物川地域の「沼館城」を本拠とした期間もあるが、小野寺輝道(1534-1597)によって「横手城」が築城された安土桃山時代以降は、横手地区がこの地域の中心として機能し、現代に継続している。佐竹氏が常陸国から出羽国北半(現在の秋田県域)に国替えになった際、当地に入った先代当主佐竹義重が横手を藩都とするように息子の義宣に進言したという。義宣は最終的に現在の秋田市を拠点としたが、こうした逸話も横手が歴史的に要衝地帯であったことを物語っている。



沼館城跡(沼欄伝承地)
(雄物川地域)



横手城跡(横手地域)

2-3 小野寺氏と佐竹氏が形成した横手地区を拠点としたまとめ

小野寺輝道（1534-1597）によって横手城が築城された安土桃山時代以降は、横手地区がこの地域の中心として機能した。江戸時代になると横手城には城代が置かれ、当時の都市計画の下で、横手川の流路を変え、武家の住む「内町」を拡張し、羽州街道に沿って町人町としての「外町」を作り、横手川を横断する蛇の崎橋を内町と外町の結節点とした。小野寺氏が整備した道を基盤に、平鹿郡一带に各地を結ぶ脇街道などが整備されたほか、生産環境整備のため水路や堰の整備も行われた。城と城下のある横手地区は政治、文化、経済の中心地となり、戦国の世が終わり平鹿郡全体の農村部人口も大きく増加していく中で、必然的に横手平鹿地方最大の都市となった。これを基盤として現在の横手市のまとめが構築されている。



小野寺氏時代の横手城のイメージ
（『横手の歴史』より転載加筆）

2-4 近世に由来する集落やその特性

近世になって中世小野寺氏の時代に城下であった村は交通結節点にあたっていたこともあり、在郷化して商業が発展した。これらは微高地上に位置する場合が多く、古代からの遺跡が多い場所でもある。また、平和な時代となり人口も増加し、藩の奨励の下で多くの新田開発が行われた。新たに水路も開削されて市の南部や雄物川流域などが開拓され、これに伴い「開」「新田」や人名などの入った新しい集落が誕生した。このように当地方では、近世までに整った親郷・寄郷制度の下で成立した集落体系が基盤となっており、城下町・在郷町・農山村集落などの集落特性や地名も含め、その骨格を現在も踏襲する。多くの集落は近世までに成立した地割が残り、街道沿いや在郷町を中心に明治から昭和30年代までに建てられた建造物群が軒を連ねる町並みが散見される。



江戸時代の新田開発で開拓された水田と集落。一帯は開拓者でもある「太郎四郎」の小字が付く。（十文字地域）

2-5 街道と河川の整備に起因した経済の発展

大規模な物資輸送には古代から雄物川を利用した舟運が利用されていたとされ、人の移動は陸路が主であった。輸送インフラは時代を下るにしたがって充実し、江戸時代になって、陸路は街道として整備された一方、河川には河港などが築かれた。これにより、人や物資の移動が円滑になり、在郷町を中心とした経済活動も活発化するとともに、各地の地理地形等の条件を活かした産業も勃興していった。こうした時流は近代になってさらに活発化し、奥羽線や横黒線、横庄線などの鉄道の敷設や道路網の改修など、各地で鉱山や発電、紡績、酒造、林業などの産業の隆盛に伴う輸送インフラの整備へとつながっていった。



落合河港跡（横手地域）

3. 伝統文化 近世に由来する各地の特性や四季の暮らし

本市では、江戸時代の集落体系の成立によって発展してきたとみられる、集落や神社などを基本単位とする伝統行事や信仰が、現在も継続している。集落などの社会共同体では、祭礼や年中行事、生業に関する作業を共同で行うことによって地域コミュニティが醸成され、世代間交流も行われた。また、街道の結節点に位置する集落の一部では、現在も定期市が開かれるなど、在郷町としての機能を有し、農山村集落では背後に抱える沃野や山林を活かした生産活動が行われる。こうした集落特性も、土地土地に応じて形成された四季の暮らしにおける多様な要素とともに、近世までにその骨格が成立したものであり、『雪の出羽路』などの古記録がこれらを裏付ける。

3-1 連綿と続く歴史と人の営みが生み出した多様な歴史文化遺産

歴史文化遺産は各地域に満遍なく分布する。一様ではないが、大きくは市域の北部及び西部は、後三年合戦をはじめ古代から中世にかけての歴史的事象が豊富に伝わり、これに関連した「蝦夷塚古墳群」、「波宇志別神社」、「金沢

櫓（推定地）」や「沼櫓（推定地）」などの歴史文化遺産が多くみられる。一方で、江戸時代に新田開発が行われた地域の周辺も含む市域の中央部や南部は、「吉田城」のほか羽州街道を中心に「横手城」、「横手市増田伝統的建造物群保存地区」など中世末から近代にかけての歴史文化遺産が多くみられる。また、近世まで国境に面し、番所も置かれていた山内地域や雄物川地域、大森地域の一部には、隣国の影響を受けたとも想起される行事や風習・習俗が継承される。いずれも長い歴史の中で人々の営みから生み出されたものであり、各時代の人々の考え方や社会的背景も反映された多様かつ特徴的な歴史文化遺産が広く分布している。



吉田城跡（平鹿地域）

3-2 それぞれの自然環境のもとで育まれた伝統文化

本市域は広く、平野部もあれば山間部もあり、川沿いの集落もあれば山中の集落もあり一律ではない。自然環境、生活環境は多様かつ豊富であるが、こうした中でそれぞれの状況に応じた生活の利便性を追求し、適応させてきた。この過程でこの地方固有の言葉（方言）や食、祭礼などハレの日における行事や芸能が育まれた。四季の暮らしのサイクルが整い、日常生活における文化が育まれ、他地方の文化も伝播し、互いに影響し融合しながら地域特有の文化が形成され、伝統として現代生活へと根付くようになった。近世以来、こうした文化の伝播に寄与したものの一つに「朝市」（定期市）があり、各地の在郷町に近隣農村から旬の産物が持ち寄られ販売された。生産者が消費者に直接販売する朝市で主体となるのは「会話」であり、様々な情報も交換され、文化の伝播の一役を担った。朝市は現在も各地で開催されている。



朝市（増田地域）

3-3 世代を超えて受け継がれる農耕や祭礼に係る行事や民俗芸能

本市域では、集落行事や祭礼、年中行事の実施、或いは堰普請などの農作業を共同で行うことで、地域コミュニティが育まれて来た。「庚申」や「二十三夜」などの「講」についても同様で、集落入口や神社境内には、共同で建立された民間信仰にまつわる石造物が残されている。地域のまとまりにおいては、準備から道具の製作、実施に至るまでがその地域で完結されており、氏子や集落民などの社会的共同体において共同作業で行われた。こうした活動の中で育まれた地域コミュニティは、世代を超えて技やしきたりを継承する礎となり、やがてはその集落の「らしさ」も形成しながら現在に至っている。こうしたまとまりは、近世に成立した共同体組織において生じてきたとも考えられ、市内の祭礼や民俗芸能には、江戸時代に起源をもつと伝えられるものが多くあり、こうした社会共同体における活動の一環として始まったことも想定される。



鹿島様のお召し替え行事
（山内地域）

3-4 『雪の出羽路 平鹿郡』などが示す現代との共通性

菅江眞澄（1754-1829）の『雪の出羽路 平鹿郡』は、現在の市域の大半が収載された江戸時代の地誌である。市内においては、金沢地区が掲載された『月の出羽路 仙北郡』、西成瀬地区や狙半内地区が掲載された『雪の出羽路雄勝郡』²と合わせ、市内全域における近世後期の様子がつぶさに伝えられている。これらは、文政年間（1818-1830）に秋田藩に提出されたもので、『雪の出羽路 平鹿郡』は、文政7年（1824）8月から同9年（1826）5月にわたって現地調査を行った際の記録であり、以後亡くなる文政12年（1829）までの間に仕上げられた。地名や集落の構成、ランドマークとなる樹木、城跡や湧泉のほか、伝承や歴史など、当時の社会や風俗慣習などが絵画描写も交えて多く記録されており、往時の景観を知るための重要な資料となっている。ここでスケッチと共に取り上げられた歴史文化遺産には、現在もそのまま同じ場所に残るものも多くあり、『雪の出羽路』などの資料は、近世から現代へと継続して歩む当地の歴史を繋ぐ架け橋としての役割も果たしている。



増田城跡
『雪の出羽路 平鹿郡 10（写本）』（秋田県立博物館 所蔵）より



² 西成瀬地区の掲載された『雪の出羽路 雄勝郡』は自筆本が存在せず、後年写本から製作されたものが資料として残る。

第4章 横手市の地域遺産（関連文化財群）

本市の歴史文化の特徴を踏まえ、あらためて本市の歴史文化遺産を俯瞰してみると、複数の歴史文化遺産が相互に歴史的関連性を持つなどの多面的な価値を有していることが分かる。こうした相互に関連する「歴史文化遺産のまとまり」は、総体として本市の歴史文化を体現している。このため、「地域特性」を表すストーリーとこれに沿った歴史文化遺産のまとまりをもって、地域に根付く伝統や魅力を語る「地域遺産」を設定し、歴史文化遺産の多面的な価値を引き出したうえで、相互に関連する歴史文化遺産のまとまりについて一体的な活用を図る。地域遺産は、地域特性を視覚的に示す広がりでもあり、地域特性は「地域らしさ」とも換言され、各地で根付き育まれた各地固有の歴史文化でもある。なお、地域遺産は「指針」に基づく設定であるが、本計画では「関連文化財群」を「地域遺産」と読み替えており、その対象を「地域特性」を表すものに限定している。「地域特性」以外の要素も含んだ多様な歴史文化遺産のまとまりの価値付けについては新たな認定制度の創設も視野に入れた検討を、措置において位置付ける。

1. 地域遺産の概要と設定の考え方

地域遺産は、複数の歴史文化遺産をまとまりとして価値付けるものであり、「テーマ」によって相互に関連性のある複数の歴史文化遺産を、類型の枠を超えて一体的に活用しようとするものである。

(1) 地域遺産の概要

地域遺産は、地域に根付く伝統や魅力を語るテーマである。地域固有の歴史文化である「地域特性」を表すストーリーと、これに沿った未指定も含む歴史文化遺産のまとまりで構成する。



地域遺産の構成とイメージ

(2) 設定の考え方

地域特性に沿った歴史文化遺産が広域的に広がることで、本市の歴史文化の特徴を顕著に示していることを前提に、下記に示す地域遺産の基本的な方向性に基づき、郷土を知るために必要と判断され、且つ従来から実施している学校教育や社会教育、地域振興等の取組みとの連動が図られるものを設定した。また、関連計画である「横手市歴史的風致維持向上計画」に基づく本市の歴史的風致の要素も加味した設定を行っている（第5章4. 参照）。

●地域遺産の保存・活用に関する基本的な方向性

地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産の調査や修理を進め、積極的な周知・発信を行うとともに、まちあるきや広域連携など「地域を知る学びの教材」としての活用を図り、郷土への理解を深める。

2. 横手市の地域遺産

本市の地域遺産は、以下の6件を設定した。

歴史文化の特徴		地域遺産の名称	
1	横手城を核とした平鹿郡の一体的な歩み	(1)	市域北部及び西部に息づく古代の足跡
		(2)	中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり
		(3)	雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入
2	近世に由来する各地の特性や四季の暮らし	(4)	横手盆地を取り囲む信仰の山々
		(5)	豪雪地帯の暮らしと食文化
		(6)	近世由来の伝統文化とコミュニティ

※「歴史文化の特徴」のうち、「豊富な自然環境を基盤に培われた横手らしさ」については、すべての地域遺産に共通する。
横手市の地域遺産

横手市の歴史文化の特徴と地域遺産

		歴史的背景	交通		生活（日々の暮らしと生業）			文化		工業・製造等	災害等	
		政治	陸運	水運	盆地（都市部）	盆地（農村部）	山地（里山・奥山）	信仰・祭礼	文化・娯楽ほか			
原始	旧石器											
	縄文						・河川や清水など、水場の周囲に人が定住	【縄文の祭祀】 ・オホノ清水A遺跡 石棒				
	弥生											
	古墳		・ヤマト王権の北進 ・続縄文文化の南下			・日本海側最北の日本海側最北の古墳文化の集落が営まれる	・田久保下遺跡続縄文文化の土坑墓					
古代	飛鳥	市域北部及び西部に 息づく古代の足跡	・在地集落の形成		・河川沿いの自然堤防に竪穴住居からなる在地集落が形成されていく							
	奈良	【出羽国・雄勝郡・平鹿郡の成立】 712 出羽国設置 759 雄勝・平鹿郡設置、雄勝城の造営	【在地の支配者】 ・古墳群（蝦夷塚古墳群） 【古代城柵の設置】 ・雄勝城の伝承 ・平鹿国府という記述もあり	【古代の道】 ・東山道の沿道であったという伝承がある		【条里制施行の伝承】 ・方格地割		・蝦夷塚古墳群奈良時代の円墳（末期古墳）				
		【律令国家による統治へ】 774-811 陸奥・出羽軍と蝦夷の戦い	・坂上田村麻呂の遠征				横手盆地を取り囲む 信仰の山々		【須恵器生産】 ・雄勝城・平鹿郡衙など 古代城柵官衙への供給			
	平安	【律令国家の浸透】 878 元慶の乱	・深江弥加止の伝承 864 観音寺が定額寺に （大森地域の観音寺の可能性）		・越後の米を毎年雄勝城に運んだとされ、水運で運ばれたという	・掘立柱建物から成る集落が増加する	・中期以降、山地でも竪穴住居が確認される	【927 延喜式神名帳】 ・波宇志別神社・塩湯彦神社 ・鳥形や形代などの祭祀道具が遺跡で確認		【須恵器・土師器生産】 ・中山丘陵の須恵器生産最盛期 ・ロクロによる土師器生産も導入され、古代城柵官衙遺跡の他、集落へ普及されていた		
		【在地領主の支配と武士の台頭】 1051 前九年合戦 1083 後三年合戦	・河川周辺に館が造られる 【「館」の形成】 ・大鳥井山遺跡 / 金沢柵跡 / 沼柵跡	【古代の道】 ・大鳥井山遺跡と旧羽州街道（秋田城南門に至る）の接続 ・秀衡街道の伝承		【長者伝説】 ・四十八小屋伝承 ・陸運・水運の結節点に清原氏関連の館が形成される		【天台僧の記録】 ・仏教文化の流入 ・仏像 / 八稜鏡 / 円鏡 【経塚の造営】 ・浄土思想の流入	・大鳥井山遺跡での大量の土器出土⇒武士が集い宴会儀礼を行い、身分秩序と合意形成がされていた			
中世	鎌倉	【地頭による地方統治】 ・平賀氏などの統治（塚堀・油河・吉田など各氏の所領）	・手取清水遺跡（塚堀）など平賀氏関連遺跡が河川周辺で確認		・陸運・水運の結節点に平賀氏関連の館が形成される		・館尻遺跡（吉田付近）での木棺墓や層塔（仏塔）	・手取清水遺跡で、将棋の駒が出土				
	室町		【国人領主と城】 山城…金沢城、馬鞍城、樋ノ口城、大森城、山内黒沢館など 平城…平城、増田城、吉田城、沼館城、真壁館など 平山城…横手城など				・高地での山城出現。根小屋（金沢地区）などの麓に城下町が形成される	【修験信仰拡大と神社への別当配置】 ・光明院 獅子頭 【小野寺氏による社寺への寄進】 ・沼館八幡神社など	・金沢城跡で、闘茶札などが出土			
	安土桃山	1555～70頃 小野寺氏横手城築城 1590 本関検地 【統治者の交代】 1601 小野寺氏、石見国へ 【佐竹藩政】 1602 佐竹義宣入部	【横手城築城と城下町の基盤整備】		【集落体系の確立】 ・親郷、寄郷の成立 ・城下町、在郷町、農村集落などの集落特性の確立		【保呂羽山信仰】 ・霜月神楽			1585 戦火で波宇志別神社神官宅類焼		
近世	江戸	1603 先竿検地開始 1614 中竿検地開始 1646 後竿検地開始 1683頃 代官の農村支配	・横手城代の設置 ・横手城を残し平鹿郡内の城が廃城								1659 鳥海山噴火	
											1655 横手城下の半分を焼失（半兵衛火事）	
		1795 郡奉行設置 1798 郡方吟味役設置、 代官廃止、御役屋設置	・浅舞に御役屋を設置。	1776 真人へぐり開削	・浜蔵の設置	【在郷町の発展】 ・定期市開設（横手、増田、浅舞、今宿、大森など）	・定期市への農作物の出荷	【民間信仰の拡大】 ・民間信仰塔 ・ケダニ地蔵 【佐竹氏による社寺への寄進】 ・金沢八幡宮、沼館八幡宮など	・浅舞で藩主の鷹狩りが幾度も実施される	1720 吉野鉦山開坑 1801 ころ 焼山焼き開窯	1723 成瀬川氾濫 1726 増田大火 1730 横手大火 1732 享保の飢饉 1741 増田大火 1755 宝蔵の飢饉 1762 横手大火 1784 天明の飢饉 1801 鳥海山噴火 1833 天保の飢饉 1845・1855 横手大火 1867 浅舞大火 1868 戊辰戦争で内町焼失	
		1811 佐竹義和領内巡行 1825 種紙、桑が藩営国産化に 【近代の胎動】 1867 大政奉還 1868 戊辰戦争	1868 横手城落城	1811 狸々の道標 設置	・神輿などの上方からの購入と運搬	【住まいの工夫】 ・「内蔵」の建設	【農家の副業の始まり】 ・養蚕	藩主に雄物川の松茸献上 【農家の副業の始まり】 ・養蚕、葉タバコ栽培 【保存食の工夫】 ・いづりがっこ、凍み大根	【地誌の作成】 ・雪の出羽路 執筆 【芸能】 ・岡本新内創作 ・お伊勢参りの流行	・深井焼開窯 ・十文字和紙生産 ・大森染の発展		
近代	明治	1871 秋田県誕生 1872 親郷寄郷制廃止 1875 地租改正実施 1878 郡区町村編成法 1881 秋田事件 1888 市制及町村制公布		【交通網の整備】 1882 平和街道整備 1905 奥羽線開通		【町並みの近代化】 ・増田など現在残る商家建築の町並みが形成	【果樹生産の開始】 ・りんご、ぶどう、さくらんぼなど 【葉タバコの専売化】 1898 増田葉煙草専売所		・かまくら行事が現在の形態に	1905 横手公園開園	【産業の近代化】 1887 長坂味噌工場設立 1890 製陶工場設立 1895 増田銀行など各地の銀行がこの頃創業 1910 増田水力電気株式会社送電開始	1894 雄物川河川洪水 1896 陸羽地震 1903 横手町大火
	大正			【交通網の整備】 1918 横荘線開業 1939 沼館橋（木橋）架設 1924 横黒線開通	・衰退 ・橋の架設に伴い渡し場が減少 雄物川流域の 河川交通の整備と 多様な文化の流入	【市街地拡大】 1919 十文字朝市開設	・山内杜氏		【郷土史研究】 1917 真人公園開園 1919 植木盆栽市	【産業の近代化】 1915 吉乃鉦山隆盛	1913 東北地方大凶作 1914 強首地震	
	昭和（戦前）						・この頃に建てられた郷倉が農村部の各地に残る ・養蚕の衰退				1931 東北地方大凶作 1934 東北地方大凶作	
現代	昭和			1971 横荘線廃止			出稼ぎ		1945 そよかぜロケ、 りんごの唄 1955～ 各地の桜まつりなど、 なべっこ遠足		1947 雄物川洪水 1965 横手川洪水 1969 横手川氾濫 1973 48 豪雪 1983 日本海中部地震	
	平成～	2005 横手市誕生						豪雪地帯の暮らしと 食文化			2004 新潟中越地震 2011 東日本大震災	

地域遺産の名称

市域北部及び西部に息づく古代の足跡地域遺産の概要

地域遺産の概要

市域北部及び西部に広がる古代の足跡

市域の北部及び西部は、四十八小屋伝承もある小屋のつく地名が豊富に残るなど、古くから開拓が行われていたとみられる一帯である。雄物川という交通や生産に供する重要資源と、立地的に出羽山地を挟んだ西側との国境地帯であったことも影響してか、古代から中世において度々歴史の舞台となり、奈良時代の雄勝城や平安時代初期の坂上田村麻呂に関するものなど特に後三年合戦以前の古代史に係る伝承や伝承地が多く残る。また、『延喜式神名帳』（927）に記された県内3社のうち、市内には西に保呂羽山「波宇志別神社」、東に御嶽山「塩湯彦神社」の2社があり、中でも波宇志別神社は奈良時代から現代まで廃絶することなく存続するなど多様な歴史文化遺産が所在しており、中世末期に横手城が核となる以前の主体をなす一帯であった。

後三年合戦と横手

後に武家が統治する要因となった戦いの一つである後三年合戦（1083-1087）は、横手市周辺部で行われたとされる。市内には山内地域・横手地域・雄物川地域・大森地域を中心に、全市域にわたり後三年合戦にまつわる伝承や伝承地が所在している。主戦場となった沼柵や金沢柵周辺部には特に様々な伝承地が残り、貴船神社などの合戦に関連して勧請されたと伝わる社寺や、田楽灯籠行事などの合戦前後の出来事に由来すると伝わる行事などが今に伝わる。また、関連する史跡として、『陸奥話記』で「大鳥山」と伝えられてきた大鳥井山遺跡は学術的な裏付けがなされ、平泉地方（岩手県）との柵の構造や出土資料の共通性から、当時の交流も示唆された。合戦の伝承は、市の中央から北側にかけて広く分布している。

雄物川地域周辺の古代

この一帯に残るのは後三年合戦に関連するものばかりではない。その前代にあたる奈良時代の天平宝字3年（759）に造営された古代城柵官衙（役所）である雄勝城は、近年の発掘調査の成果から、雄物川地域の里見地区周辺に所在した可能性が高まってきている。周辺には蝦夷塚古墳群（8世紀）があり、権力者が埋葬されたことを示す玉類が出土している。こうしたことから、雄物川の舟運ばかりでなく、古代の街道が整備され、比較的早期から開拓されていたことも想起される。平鹿地域の一本杉遺跡（記録保存後、削平）は、秋田県内で初めて確認された5世紀の集落跡で、北陸地方の影響がみられる住居や、畿内で制作されたとみられる須恵器が出土しており、当時から他国との交流があり、その文化も流入していたことを裏付ける。このほか、元慶の乱（878）で活躍した深江弥加止にも関連するとされる正倉（倉庫）跡が町屋敷遺跡（雄物川地域・調査後、盛土対応）で発見されるなど、近年になって、古代史を解明する手掛かりとなる発見も相次いでいる。

古代史を紐解く郷土史家と埋蔵文化財調査

当地方の古代以前の歴史は、記録や資料が少なく、史実的に解明されていない部分も多い。そのためか、多くの口頭伝承を生み、北部及び西部一帯に広がる後三年合戦に係る伝承地や歴史文化遺産とともに様々な物語が世代を超えて紡がれてきた。後三年合戦をはじめとする古代の歴史の解明は、当地の人々にとって古くから関心の対象であり、これに伴う研究も進み、多くの研究者や郷土史家を輩出してきたほか、この伝承を伝える住民活動も近年は盛んに行われている。こうした古代史の解明の主体は埋蔵文化財調査であり、現在も点を線で結び、歴史文化遺産群を面とらえ古代史を紐解く作業が行われている。

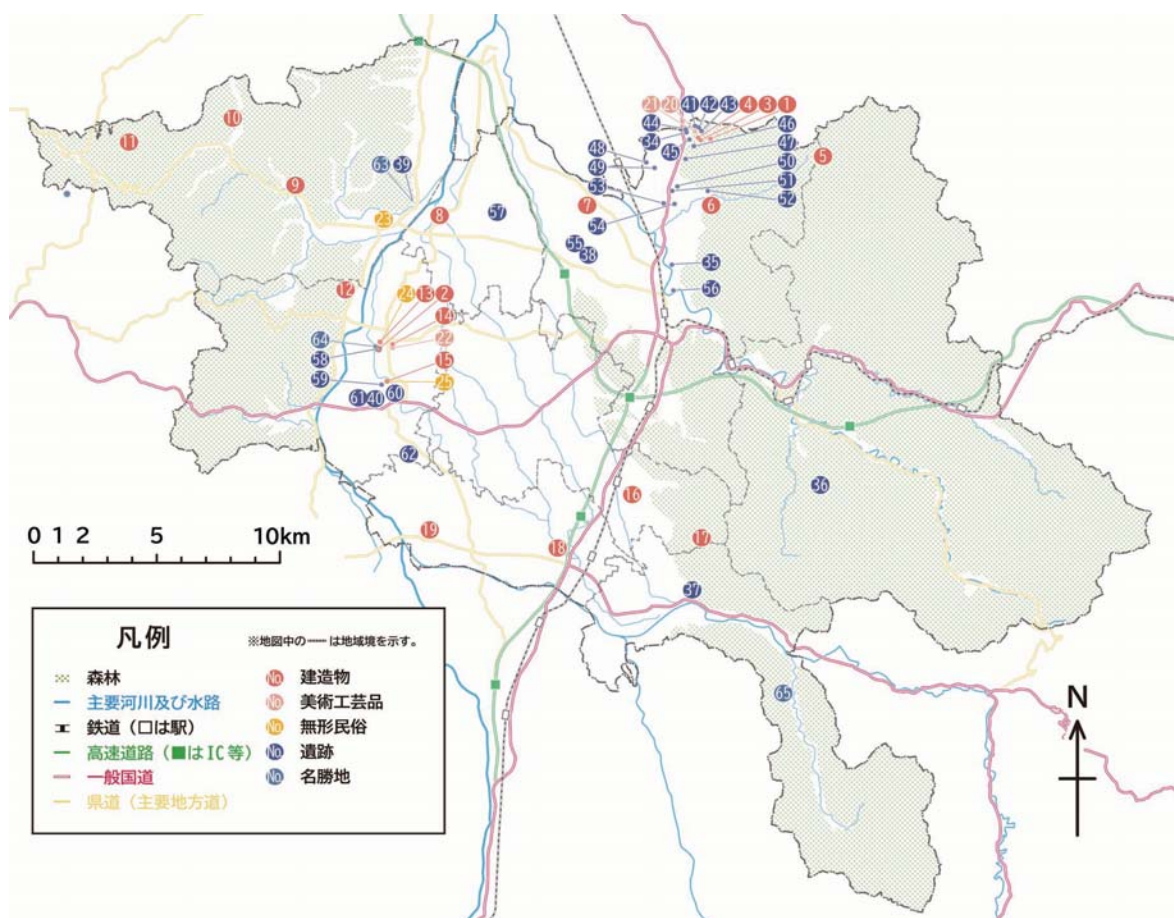
主な構成歴史文化遺産一覧					
番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	祇園寺	建造物	寺院	曹洞宗。金沢柵の鬼門に位置し、金沢柵の守護寺とされる。真言宗の鬼門鎮護祈願寺だった。戦国時代に廃寺となったが曹洞宗に改宗して再興。本堂は安政2年（1855）の建築とされる。	未
2	蔵光院	建造物	寺院	真言宗御室派。中世沼館城の本丸跡で、沼柵と伝わる場所に所在する。大永年間（1521-28）ころ小野寺植道が雄勝郡鶴ノ巣から沼館城内に遷した。山門は明治43年（1910）、本堂は昭和14年（1939）の建築とされる。	未
3	金澤八幡宮	建造物	神社	金沢城跡に所在。寛治7年（1093）に源義家が清原清衡（平泉藤原氏の祖）に命じて金沢柵跡の頂上へ京都石清水八幡宮の神霊を勧請し、出羽国鎮護として祀ったのが始まりと伝わる。本殿は大正7年（1918）の建築。	未
4	兜八幡神社（兜石・兜杉）	建造物	神社	源義家と源義光を祀った神社。源義家が凱旋の折に兜を埋めて、石を置いたとされる場所にあり、その石は「兜石」と呼ばれる。神社脇には「兜杉」と呼ばれる大杉があったが失火により焼失し、巨大な根株が残る。	未
5	塩湯彦神社	建造物	神社	御嶽山山頂に位置する。『延喜式神名帳』（延長5年・927）に掲載される式内社で中世以降断絶していたが、正徳4年（1714）再興。昭和57年（1982）社殿を建立。	未
6	神明社（杉沢）	建造物	神社	杉沢神明社とも呼ばれる。寛治年間（1087-1094）に源義家が清原武衡・家衡を攻略した際、三嶽森に陣取り、天照皇大神を拝し追討祈願したとされ、その陣跡に神社を建立したと伝わる。享保15年（1730）現在地に移転。	未
7	貴船神社	建造物	神社	源義家の弟義光が進軍の際、横手川の水勢が激しく軍を進めることができず、京都貴船神社の御神符を現在の場所に納め祈願したところ水が引いたため、後に貴船神社を建立したとされる。本殿は弘化4年（1847）の建築。	市
8	兜台神社（阿気八幡神社）	建造物	神社	坂上田村麻呂が戦勝報告と神助の礼として自らの兜を埋め、社を建てたとの伝承があり勝軍山兜台神社とも呼ばれる。後世、源頼義・義家親子が鎧を奉納したことから「鎧八幡」と呼ばれるようになった。	未
9	波宇志別神社 仁王門	建造物	神社	波宇志別神社の東側の入口にあたり、ここから神社の神域となる。宝永3年（1706）には、屋根などの修理が行われた。元和5年（1619）の建築とされる。	市
10	波宇志別神社 神楽殿	建造物	神社	秋田県内現存最古の建造物。以前は「弥勒堂」「本宮」とも呼ばれた。本殿とならび重要な建物である。現在、霜月神楽は里宮で舞われるが、5月8日（旧暦4月8日）の例祭では、神楽殿において神楽が奉納される。	国
11	波宇志別神社（本殿）	建造物	神社	保呂羽山山頂に位置する。正式名は「保呂羽山波宇志別神社」。『延喜式神名帳』（延長5年・927）に掲載される式内社で、北東北で唯一現在まで絶えることなく存続している。明治24年（1891）の建築。	未
12	八幡神社（矢神）	建造物	神社	永延2年（988）に京都の男山八幡宮の分霊を勧請創建。延久年間（1069-74）に源義家が社殿を造営。矢神八幡宮とも。本殿は近世の建築とされる。	未
13	沼館八幡神社	建造物	神社	本殿が市指定文化財。明治9年（1876）に類焼し、久保田城内の文化年間（1804-18）建築の稲荷神社社殿を購入し明治12年（1879）に移築した。拝殿、幣殿も同時期の建築とされる。神輿渡御及び道中獅子は市指定。	市
14	木戸五郎兵衛 稲荷神社	建造物	神社	五郎兵衛稲荷神社とも。沼柵の城戸跡に建つとされ、この地の開拓にあたり宝暦年間（1751-64）に社殿が建立されたという。現在の社殿は大正8年（1919）の建築。	未
15	首塚神社	建造物	神社	源義家が、後三年合戦後に敵味方の戦死者の首を埋め、祠を建てたのが起源とされる。このほか、坂上田村麻呂が埋葬した首塚、深江弥加止の墓など諸説ある。	未
16	八幡神社（三嶋）	建造物	神社	延暦21年（802）、坂上田村麻呂が伊豆三嶋大神を勧請し、七田を奉納したのが始まりとされる。治暦3年（1067）に社殿を建立、源義家が馬の鞍を奉納したという。本殿は明治26年（1893）の建築。	市
17	金峰神社（明沢）	建造物	神社	坂上田村麻呂東征の後、大和国葛城の金峰山を勧請したという。後三年合戦の際、源義家が金峰山に祈誓を掛け、寛治3年（1089）に祠を建てたと伝わる。	未
18	今木神社（宝竜堂）	建造物	神社	天喜年間（1053-1058）に村人たちが源義家に兵糧と銅を献上したので、源義家はこの神社に参拝したと伝わる。	未
19	八幡神社（睦合）	建造物	神社	源義家が沼柵から敗走する途中、当地で暖をとり、食事をしたと伝わる。天治2年（1125）に郷民が義家を慕い、この地に八幡堂を建立したとされ、拝殿は嘉永元年（1848）とされ、奥殿は昭和53年（1978）の建築。	未
20	木造阿弥陀如来坐像	美術	彫刻	桂徳寺。「黒仏」とも。頭部と体幹部が一木造。後三年合戦で炎上する金沢柵を源義家が弓を立てて眺めたと言われる弓立岡にあった阿弥陀堂に安置されていた像とされる。	県

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
21	桂徳寺 宝冠阿弥陀如来坐像	美術 工芸品	彫刻	源義家の郎党伴次郎兼仗助兼の兜守りと伝えられる。助兼は金沢柵の攻防において義家拝領の「薄金の兜」を失った。金沢中野の八兵衛が、付近の山で兜を掘り出し、共に出土した仏が本仏とされる。	市
22	玉類	美術 工芸品	考古資料	蝦夷塚古墳群推定7号墳より出土した奈良時代の装飾品。古墳の発見は古く、菅江真澄の『雪の出羽路』の挿図に、勾玉などが描かれる。雄物川郷土資料館で所蔵。推定5号墳出土の玉類は京都国立博物館に所蔵。	県
23	田楽灯籠 (鹿島流し)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	7月19日などに開催。大森地区の鹿島行事において、鹿島舟を先導する子供の行列。灯籠に様々な絵をかき、明かりをつけて町を練り歩く。源義家が剣花山の先に高俵をたて、孤灯を掲げて金沢柵との距離を測ったと伝わる。	未
24	八幡神社(沼館)豆鼓祭	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	沼館八幡神社の宵宮にあたる9月14日（現在は第二土曜日）に、社前において納豆が売られている。このことから沼館八幡神社は納豆八幡とも呼ばれており、『雪の出羽路』にも記述がある。	未
25	藁焚祭	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	10月7日（旧暦9月9日）に実施。各家が藁束を玄関に置き、その藁を集めて首塚神社で火を放ち、注連縄と御幣を焚く。後三年合戦のころに源義家がこの地で火を焚き三度の勝関（かちどき）を挙げたという伝承もある。	未
26	八幡納豆	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	納豆は後三年合戦の最中に誕生したとの説があり、各所に納豆発祥伝説がある。豆鼓祭のある9月14日（現在は第二土曜日）が、この地域の納豆の食べ始めともいう。	—
27	満徳長者と地福長者の伝承	無形民俗	風俗慣習 (伝承)	満徳長者は清原武道の次男、卜部保昌といい、長者森に住み、荒れ地を開拓し四十八小屋を設けたとされる。地福長者は、大鳥山太郎とも呼ばれた清原頼遠の四男とされ、実入野十一面観音を祀ったとされる。	—
28	四十八小屋の伝承	無形民俗	風俗慣習 (伝承)	満徳長者、地福長者が吉沢川、杉沢川を用水として開拓し、四十八小屋を設置したという。朝倉、旭、境町、栄など各地区にある〇〇小屋の地名はその名残とされる。	—
29	義経三貫桜の伝承	無形民俗	風俗慣習 (伝承)	義経主従が平泉に落ち延びる際に起こった倉狩沢付近の古木の桜に関する伝承。	—
30	夜叉鬼の伝承	無形民俗	風俗慣習 (伝承)	保呂羽山に大盗賊の夜叉丸が住んでいたとされ、坂上田村麻呂によって征伐されたという。八沢木地区は、かつて「夜叉鬼」（やしやぎ）と呼ばれた。	—
31	影取沼の伝承	無形民俗	風俗慣習 (伝承)	川西地区板井田の南に「影取沼」という人や馬が沼に影が映るとその人が溺死する沼があり、人々の訴えに、藤原秀衡が沼のヒキガエルを5尺の化魚を退治したという。	—
32	秀衡街道の伝承	無形民俗	風俗慣習 (伝承)	約900年前、奥羽山脈各地の金山から掘り出した金鉱を、平泉まで輸送した「黄金の道」との説がある。黒沢、南郷、筏などを通る。白木峠を越える「南部街道」が江戸時代から盛んに利用されたため、衰微したといわれる。	—
33	坂上田村麻呂の伝承	無形民俗	風俗慣習 (伝承)	平安時代初めに最初の征夷大將軍として東北地方に派遣された坂上田村麻呂にまつわる伝承が各地に残り、大雄地域には將軍邸などの地名も残る。	—
34	大鳥井山遺跡附陣館遺跡 (陣館遺跡)	遺跡	社寺跡等	通称「陣館」と呼ばれる小丘陵上に立地し、金沢柵の前城で、後に源義家が攻略し陣を張った場所として伝承されてきた。斜面部では、人工の段状地形が見られ、寺院と想定される四面庇掘立柱建物跡と参道跡が確認された。	国
35	大鳥井山遺跡附陣館遺跡 (大鳥井山遺跡)	遺跡	社寺跡等	清原光頼の子、大鳥山太郎頼遠が拠点としたとされる。小吉山と大鳥井山の2つの独立丘陵上に立地し、東側以外は横手川に取り巻かれ、街道のある東側には二重の土塁と堀が自然地形に沿って巡る、防御性の極めて高い館。	国
36	保章館跡	遺跡	社寺跡等	この地で保昌房（満徳長者）が庵を結んだと伝わる。	未
37	真人山城跡	遺跡	社寺跡等	現在は真人公園。周辺に二階館、役人館、馬場谷地、鍛冶屋敷、鼻森などの地名が残る。清原真人武則が居城したという。	未
38	大義寺跡	遺跡	社寺跡等	藤原清衡の三男小館三郎正衡が建立した明永山大義寺（大義山正平寺の前身）の跡。周囲に明永の小字が残る。	未
39	鹿島神社・八幡宮跡（剣花山）	遺跡	社寺跡等	源義家が後三年合戦にあたり、剣花山鹿島神社に薬師如来像を納めたとされ、寛治5年（1091）に鹿島神社に乾鼻山正八幡宮を奉斎、翌6年八幡社を本殿とし鹿島神社を末社としたとされる。明治末に大森神社に合祀した。	未
40	蝦夷塚古墳群	遺跡	墓・碑	奈良時代に作られた在地有力者の墓とされるが、墳墓は消滅している。円形周溝と馬蹄形の溝跡から土師器・須恵器・勾玉などの玉類・鉄鏃などの副葬品が出土しており、雄物川郷土資料館等に収蔵される。	未
41	腰掛石	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が腰を掛けた石と伝わる。	未
42	立石（楯石）	遺跡	旧跡・伝承地	源義家の軍が石を積み、盾としたのがこのあたりで、源義家の郎党伴次郎兼仗助兼が義家より賜った薄金の兜に石があたり、転倒したとされる。盾石神の碑は昭和8年（1933）の建立。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
43	金沢柵(推定地)	遺跡	旧跡・伝承地	平鹿仙北の平野を一望できる戦略上の要地。後三年合戦(1083-1087)で清原家衡が立てこもったところで、清原清衡軍がここを攻め落とし、戦いは終わる。	未
44	厨川と片目カジカ	遺跡	旧跡・伝承地	厨川にはかねてより片目のカジカがあり、「盲コ(めこ)」と呼ばれる。源義家配下である鎌倉権五郎景正が片目を負傷し、厨川で傷を洗ったことに由来するとの伝承がある。	未
45	景正功名塚	遺跡	旧跡・伝承地	「権五郎塚」とも呼ばれる。後三年合戦において功名を立てた鎌倉権五郎景正は、義家の命で敵の屍を集めて塚を作り、その上に杉を植えたと言われる。この杉は昭和23年(1948)焼失し、平成3年(1991)に覆屋がかけられた。	未
46	天井ヶ沢(敵が沢)	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が敵陣を見下ろした沢と伝わる。	未
47	物見	遺跡	旧跡・伝承地	後三年合戦の際に清原氏がこの地に物見の兵を置いたとされ、付近の山は物見山と呼ばれる。	未
48	西沼	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が金沢柵を攻めた時この地で雁の乱れを見て、敵の伏兵を知ったという故事のあるところ。	未
49	立馬郊	遺跡	旧跡・伝承地	西に西沼を望み、源義家が馬を止め伏兵を見つけた場所と伝わる。大正3年(1914)に運動場が造成され、平安の風わたる公園に隣接する。	未
50	蛭藻沼	遺跡	旧跡・伝承地	金沢柵落城後、潜伏していた清原武衡がこの沼付近で捕らえられたといわれている。	未
51	陣所長根	遺跡	旧跡・伝承地	蛭藻沼の西方にある小高い丘で源軍の戦陣が置かれていた。	未
52	鞍石 くらいし	遺跡	旧跡・伝承地	清原家衡が「六郡第一の名馬」といわれた愛馬「花柑子」を射殺し、乗り捨てた馬の鞍が化石となったとされる。河川改修により平成4年(1992)移転した。	未
53	御所野	遺跡	旧跡・伝承地	陣ヶ森の西方にあり、源義家が本陣を設けた場所とされる。	未
54	陣ヶ森	遺跡	旧跡・伝承地	義家が陣営を設けて軍容を整えた場所といわれる。	未
55	善明庵のマツ跡	遺跡	旧跡・伝承地	後三年合戦(1083-1087)の戦没者を埋葬した際に墓標として植えられたという。枯死により伐採され、切り株が残るが、同じ敷地内に株分けされた。	未
56	蛇の崎(橋)	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が川を渡ろうとした際に吊橋を落とされ橋から落ちたが、蛇籠につかまり一命をとりとめたと伝えられる場所。	未
57	將軍屋敷跡	遺跡	旧跡・伝承地	かつての坂上田村麻呂の陣営の跡と伝わる。寛政年間(1789-1801)に付近を耕作した際、井戸跡が、後に柱跡や遺物も発見された。地域の人々は「田村將軍御座の間」と呼んでいたが、耕地整理によって削平された。	未
58	沼柵(推定地)	遺跡	旧跡・伝承地	蔵光院付近。後三年合戦の激戦地であり、清原家衡が籠城したと伝わる。中世以降、小野寺氏などによって開発され、後に沼館城となった。	
59	深江弥加止屋敷跡(ミカド屋敷)	遺跡	旧跡・伝承地	元慶2年(878)に起きた出羽国の蝦夷の叛乱で、乱を鎮静する端緒となる活躍をした「深江弥加止」の屋敷跡とされる。	未
60	十足馬場	遺跡	旧跡・伝承地	沼柵が存在していた頃の馬場跡と伝わる。	未
61	雄勝城(推定地)	遺跡	旧跡・伝承地	横手盆地にあった古代城柵。藤原朝狩が天平宝字3年(759)に築造したとされる。詳細な場所は不明。推定地は県南地域に複数あるが、近年里見地区造山付近の可能性が高まっている。	未
62	八幡野	遺跡	旧跡・伝承地	源義家が沼柵に攻めた時に陣を敷いたところとされる。	未
63	剣花山	名勝地	山岳・河川等	大森城址北東に位置した三角錐の山。横手盆地が一望できることから、後三年合戦前に源義家の命で頂上に灯籠を立て、金沢と布陣している馬木坂の灯りを照らし合わせ遠近の距離を測ったと云われ、田楽灯籠の起源とされる。	未
64	柵内の沼	名勝地	湧泉	一時泉。沼柵推定地内にあり、清原武衡と家衡が会談した場所とされ、どんな干ばつでも涸れることがないと言い伝えられてきた。5mほどの円形状に水が溜まっている。「柵内之沼」の石柱が立つ。	未
65	片目清水	名勝地	湧泉	狙半内の小栗山集落にある水神社の前に湧く。鎌倉権五郎景正が目を使ったという後三年合戦の伝承があり、この湧泉に住むカジカは片目で、他から普通のカジカを放流しても皆片目カジカになるという。	未

- ・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。
- ・本表の歴史文化遺産は、類型別に原則として北から順に並べている。
- ・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。
- ・神社の名称は、同一のものが多い場合、名称の後に所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。

主な構成歴史文化遺産の分布



- ・ 場所を特定できない歴史文化遺産については、図で示していない。
- ・ 番号 44「厨川と片目カジカ」については、本来は水路の流路を示すが、便宜上点で図示した。

地域遺産の概要を示す写真



波宇志別神社 神楽殿
（大森地域）

建物は室町時代だが、波宇志別神社の歴史は奈良時代にさかのぼる。古代から今日まで絶えることなく続く保呂羽山と波宇志別神社は、これを示すように多数の歴史文化遺産が存在している。（番号 10）



大鳥井山遺跡
（横手地域）

「大鳥山」と伝えられてきた大鳥井山遺跡は、調査によって後三年合戦の時代と同時期に機能した城館跡としての関連性が確認された。本市において、発掘調査によって伝承地から史実の起こった場所として解明された初の例でもある。（番号 35）



玉類
（雄物川郷土資料館）

古代の様々な伝承が残る市域の西部や北部においても、有形資料が確認される例は少ない。蝦夷塚古墳群から出土した玉類からは、当地を治めたであろう有力者の存在が想起され、こうした伝承の信ぴょう性を考察するための資料にもなりうる。（番号 22）



町屋敷遺跡正倉跡
（雄物川地域）

『日本三代実録』に記述された正倉跡の発見は、埋蔵文化財調査が歴史を解明する重要な手段であることを示すとともに、この地域が古代から発展していたことを示した。

地域遺産の名称

中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり

地域遺産の概要

小野寺氏の中世城館

本市域には、中世から近世初頭までに築かれた中世城館跡が市内の各地に残る。中世前期に平鹿郡地頭であった^{ひらが}平賀氏や一族にまつわる伝承もあるが、特に中世後期にこの地方を治めた小野寺氏に関わる城館跡が多く残る。雄勝郡地頭であった小野寺氏は稲庭城（湯沢市）に本拠を構え、沼館城や湯沢城（湯沢市）を経て横手城を築城し本拠とした。その過程で小野寺氏は各地に城館を築き、一族や重臣を配して防備や統治にあたった。こうした統治機能拡大の過程で、各城館を結ぶ道が整備され、城館の置かれた集落は交通結節点となり、複数の集落の集合体である「村」を形成していった。このような道の整備や城下としての機能が、現在につながる陸上交通網や地域拠点を形成する骨格となった。

江戸時代の交通網整備

江戸時代になると横手の^{うちまち}内町・^{とまち}外町など各地の町割りも整えられ、秋田藩によって基幹道にあたる羽州街道のほか、小野寺氏らが骨格を整えた道もいわゆる脇街道として整備された。また、主要河川流域に阿気や深井をはじめとする^{かわみなど}河港も整備され、水陸両面の交通網が構築された。このため、物資流通も円滑になり、各地の農産物や物資が盛んに往来したという。街道の交差路には江戸時代に設けられた方示碑（傍示碑）などの道標が残る。

経済流通圏の形成と地域拠点化

交通体系の整備に加え、新田開発などによる人口増加に伴う集落の成立や親郷・寄郷制度の導入も影響して、街道結節点にある村は周辺の農村部を含めて一つの経済圏を形成し、「^{ざいまち}在町」（地方の町）と呼ばれた在郷町が形成された。横手のほか増田や浅舞、大森、今宿などには定期市（朝市）が開かれ、近隣の集落から集まった産品が各方面に販売されたほか、情報や文化も各地に伝播した。活況とともに町の範囲も広がり、横手の市は常設化したほか、経済流通の要となったことで各地に地域の拠点が形成され、今日残る町並みの形成につながった。浅舞、増田のほか、大正時代に開設された十文字の朝市が現在も存続する。これらの多くは、近代になって町村制が導入された後も引き続き地域の行政や経済の中核として機能し、現在も多くが各地域内において多面的な拠点機能を有しており、近世までに成立した地割に沿って伝統的建造物が残る。

なお、明治の終わりから大正にかけて奥羽線や横黒線、^{おうこく}横荘線といった鉄道が相次いで敷設され、^{おうしょう}舟運は衰退したが全国への貨物輸送も容易になった。主な地域拠点には駅が築かれ、経済活動の拡大に伴い町の規模も拡張された。また、大正時代に最盛期を迎えた吉乃鉱山の鉱石は奥羽線を利用して運搬され、十文字駅から増田を経由し鉱山へ向かう手倉街道は大いに賑わった。横荘線は廃線になったが、多くが道路に転用され交通網拡張につながっているほか、手倉街道沿いには発電所跡も含めた当地方の近代化を示す多様な遺跡が残る。

各地の拠点にみる小野寺氏と佐竹氏のまちづくり

地域拠点化した村は、多くが小野寺氏一族やその重臣が治めた城館跡が立地する旧城下町であり、城館跡や町割りのほか、小野寺氏一族にゆかりのある社寺などの歴史文化遺産も多くある。中でも横手城下には小野寺氏と佐竹氏の足跡が多く残り、特に戊辰戦争によって灰燼^{かいじん}に帰した内町や外町については、その地割を活かして行われた近代以降の都市計画の変遷や代表的な建造物をたどることが出来る。このようにまちづくりという観点から在郷町や城下をみると、小野寺氏が基盤を築き佐竹氏が引き継いで実施した歴史の重層性をみることができ、これを示す遺跡を中心とした歴史文化遺産が多く残る。

主な構成歴史文化遺産一覧					
番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
1	龍昌院	建造物	寺院	曹洞宗。佐竹氏一門の戸村氏が文明16年(1484)常陸国で開創。貞享3年(1686)義連が横手城代となり寺を現在地に移転した。横手城代戸村家の菩提寺。本堂は明治44年(1911)建築。	未
2	観音寺	建造物	寺院	真言宗豊山派。佐竹氏家臣茂木氏が開創。寛文12年(1672)、横手城の裏鬼門鎮護の祈願寺となった。	登録 (鐘楼)
3	桃雲寺	建造物	寺院	内町の町並みを構成する。浄土宗。佐竹家家臣・向家が関東に建立。佐竹氏の秋田転封後、現在地に移転。慶応4年(1868)の戊辰戦争で焼失し翌年庫裡を再建、本堂は昭和63年(1988)建築。	未
4	斎太薬局本店 店舗	建造物	民家 その他	外町の町並みを構成する。土蔵造2階建。元々は妻入の蔵造り店舗。明治30年(1897)ごろの建築。	登録
5	斎太薬局本店 調剤室・応接室	建造物	民家 その他	外町の町並みを構成する。木造2階建。店舗(№4)向かって右側の建築で、昭和初期の建築とされる。	登録
6	柏谷家住宅主屋・ 米蔵・蔵座敷・店蔵	建造物	民家 その他	外町の町並みを構成する。店舗は明治22年(1889)、主屋は明治36年(1903)、蔵座敷・米蔵は大正3年(1914)の建築。	市
7	平源旅館本店	建造物	民家 その他	外町の町並みを構成する。木造2階建。明治6年(1873)の旅館創業以前は横手木綿を染める紺屋。大正15年(1926)の建築。現在は結婚式場。	登録
8	平源旅館土蔵	建造物	民家 その他	外町の町並みを構成する。土蔵造切妻造2階建。建築様式から明治6年(1873)の旅館創業時から遅くとも明治中期までには建てられた。	登録
9	木村屋商店本店	建造物	民家 その他	外町の町並みを構成する。土蔵造切妻造平入り2階建。オブラートの製法を改善した山下九助が明治37年(1904)頃に建てたとされる。	登録
10	こうじ庵(旧佐々 木麴店)主屋	建造物	民家 その他	外町の町並みを構成する。切妻造妻入鉄板葺。かつての麴店であるが、現在は市が「こうじ庵」として開放している。明治38年(1905)頃の建築とされる。	未
11	旧片野家住宅	建造物	民家 その他	内町の町並みを構成する。敷地を板塀で囲い、中央部に主屋、南側と東側に庭を設ける。主屋は切妻造平入、鉄板葺。主屋西側に付属する煉瓦造の土蔵は切妻造妻入、いずれも明治期の建築とされる。	登録
12	遠藤家住宅主屋	建造物	民家 その他	内町の町並みを構成する。木造2階建。玄関を入ると土間、奥に台所、北西面に前座敷、奥座敷の2室を設ける。明治44年(1911)の建築。	登録
13	遠藤家住宅土蔵	建造物	民家 その他	内町の町並みを構成する。土蔵造切妻造2階建。腰部は煉瓦積である。明治44年(1911)の建築。	登録
14	旧真人発電所水 槽施設	建造物	工作物	増田水力電気株式会社の主力発電所として明治43年(1910)に建設され、昭和42年(1967)に発電を終了した。上屋や発電に係る設備は撤去されたものの、水を溜め込み発電に供した水槽施設や石積み部分が残される。	未
15	電気堰(吉野堰)	建造物	工作物	真人発電所が作られると発電用の堰としても利用され、「電気堰」と呼ばれた。成瀬川から取水し、総延長はおおよそ3,900m、流域に8か所の素掘りの隧道を設け、隧道延長はおおよそ1,300m。江戸時代には戸村堰と呼ばれた。	未
16	横手城下全図	美術 工芸品	歴史資料	江戸時代の横手城を中心とした内町や外町の状況が詳細に描かれる。延宝8年(1680)の図。	市
17	横手城下全図	美術 工芸品	歴史資料	寛文9年(1669)とされるが判然としない。須田氏時代の城下の家並みと横手城の建物が描かれる。	未
18	羽後交通横荘 線鉄道資料	美術 工芸品	歴史資料	羽後交通横荘線で使用された大正・昭和にかけての時代備品等73点一括資料。	市
19	狸々の道標	美術 工芸品	歴史資料	方示碑。文化8年(1811)の建立。「狸々の 左は湯沢 右よこて うしろ 八ます田 まへハ浅舞」と刻まれる。保存のため移転し、十文字図書館併設の十字館で展示される。	市
20	馬頭観音堂	有形民俗	信仰	「仙北城戸の観音」と呼ばれ、横手城の城南に安置して天下泰平を祈願したという。その後、小野寺景道が現在地に祀った。本殿は近世の建築とされる。	未
21	浅舞の朝市	無形民俗	風俗慣習 (生業)	毎月末尾に1.4.6.8のつく日に開催。『雪の出羽路』によると元和3年(1617)に六日町が成立したとされ、諸説あるがそのころに朝市が開設したとも言われる。	未
22	十文字の朝市	無形民俗	風俗慣習 (生業)	毎月末尾に3.7.0のつく日に開催。大正11年(1922)の「十文字町」町制施行を記念して朝市が開設された。	未
23	増田の朝市 (マチノ)	無形民俗	風俗慣習 (生業)	毎月末尾に2.5.9のつく日に開催。寛永20年(1643)の開設とされる。	未
24	金沢城跡	遺跡	城館跡	元和2年(1616)廃城。中世には南部氏配下の金沢右京亮等の居館であった。本丸跡、二ノ丸跡、西ノ丸跡、武者溜跡、兵糧蔵跡などがある。別名孔雀城とも言われ、金沢藩との伝承もある。	未
25	杉沢城跡	遺跡	城館跡	天正年間(1573-92)に小野寺輝道の家臣、杉沢道景が築城したとされる。慶長6年(1601)頃廃城。	未
26	真壁館跡	遺跡	城館跡	本丸、二の丸と2つの屋敷(桐ノ木屋敷)からなり、小野寺氏配下の真壁対馬守の居館とされる。	未
27	黒川館跡	遺跡	城館跡	小野寺氏家臣西野修理亮道俊の居館とされ、後に有屋峠合戦の功により天正14年(1586)、黒川館は黒沢基兵衛に与えられたという。天正18(1590)年に破却。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
28	横手城跡	遺跡	城館跡	諸説あるが天正7年（1579）頃に小野寺輝道により築城された。太閤検地の際に大谷吉継が入城した。関ヶ原合戦後に小野寺義道が諸大名に包囲され、降伏。その後、伊達盛重が佐竹氏城代として入城。戊辰戦争で落城する。	市
29	平城跡	遺跡	城館跡	天文年間（1532-55）の築城。城主横手佐渡守光盛は金沢八幡宮衆徒の金乗坊とともに小野寺種道を滅ぼしたが、後にその子四郎丸（輝道）により攻められ落城したという。宅地開発が進み、城館の痕跡はほとんど見られない。	未
30	朝草刈城跡	遺跡	城館跡	愛宕山の南寄り。小野寺泰道が寛正6年（1465）ごろ築城したとされる。	未
31	八柏城跡	遺跡	城館跡	小野寺氏家臣落合十郎が寛正元年（1460）頃に築城したとされる。落合十郎は後に八柏大和守道友を名乗った。	未
32	大森城跡	遺跡	城館跡	横手城主小野寺義道の弟である五郎康道が、岩渕城と呼ばれた城に入り大森城と名づけ、この地を治めた。元和6年（1620）廃城。太閤検地の際に上杉景勝が入城した。	未
33	吉田城跡	遺跡	城館跡	城主小野寺（吉田）陣道は小野寺康道弟で小野寺輝道の三男という。慶長6年（1601）廃城。土塁・堀が残る。	県
34	皿木館跡	遺跡	城館跡	横手城下から見て東の門口にあたる。天正元年（1573）ごろ、山内南郷での仙北・和賀合戦（藤倉合戦）で指揮した小田島大刀が城主であったとされる。	未
35	和田城跡	遺跡	城館跡	現在の鶴ヶ池公園付近。城主和田四郎と伝わる。陣場で誤って愛馬を絶命させ、そのため近郷で白馬を飼うことが禁忌とされたという。	未
36	山内黒沢館跡	遺跡	城館跡	天文年間（1532-1555）の築城。和賀氏に対する防御のための城で、黒沢甚兵衛の居城といわれる。	未
37	大屋館跡	遺跡	城館跡	寛正6年（1465）頃、小野寺泰道の三男道寿が築城し、永禄年間（1558-70）に日野備中守某が居城、その後小野寺道治も居城したとされる。	未
38	樋ノ口城跡	遺跡	城館跡	馬鞍城主道当の次男、小野寺弥五郎道守（道周）の居城。戦国初期に家臣佐藤忠経を置いたとされる。	未
39	浅舞城跡 （浅舞館）	遺跡	城館跡	浅舞氏の居館跡とされ、その後横手城の支城として小野寺氏の居城となったという。城主は小野寺義道の長男小野寺光道（友光）とされる。	未
40	沼館城跡	遺跡	城館跡	後三年合戦の沼柵と伝わる。中世以降沼館城となった。小野寺種道、輝道なども居城した。本丸跡の土塁は良好に保存されており、現在は蔵光院が建つ。	未
41	西野館跡 （悪戸城跡）	遺跡	城館跡	別名「悪戸城」とも。礎石・井戸跡が確認され、城主としては小野寺氏重臣西野修理亮道房が伝えられる。	未
42	鍋倉城跡	遺跡	城館跡	小野寺氏の家臣であった鍋倉氏の居館。鍋倉氏は上鍋倉や下鍋倉を治めていたとされる。	未
43	馬鞍城跡	遺跡	城館跡	小野寺氏の前衛基地とされ、家臣の馬鞍氏（関口氏とも）が館を構えた。慶長5年（1600）に最上勢約5,000名が3方より城攻めを行ったが、不落であったという。	未
44	小鼓城跡	遺跡	城館跡	植田城とも言う。小野寺氏家臣大石与九郎定景が治めたという。その城下が植田にあたり、浅舞と西馬音内（羽後町）を結ぶ街道上の要衝としても賑わったとされる。	未
45	新田目城跡	遺跡	城館跡	小野寺義道に仕えた新（荒）田目内膳が治めた。後年子孫は佐竹義宣に仕え、角間川給人となった。	未
46	前田城跡	遺跡	城館跡	大永年間（1521-27）初期に土肥頼景の築城とされる。増田城の支城という。	未
47	増田城跡	遺跡	城館跡	貞治2年（1363）ごろの築城。中世城館。南部氏配下の小笠原義冬の築城とされ、その後は小野寺氏家臣の土肥氏などが城主を務め、以来土肥館といった。	未
48	八木城跡	遺跡	城館跡	小野寺氏家臣の土肥親家が永禄年間（1558-70）に築城という。親家の子道家は八木藤兵衛道家を名乗った。	未
49	戸波城跡	遺跡	城館跡	城主は戸波氏で、小野寺氏の家臣とされる。	未
50	亀田の久蔵碑	遺跡	墓・碑	「真人ヘグリ」と呼ばれた現在の旧真人発電所付近を独力で開削した久蔵（生年不明-1776）の碑で久蔵自身の建立ともされる。真人ヘグリは明和8年（1771）から6年かけて開削され、手倉街道の往来や輸送機能が向上した。	市
51	落合河港跡	遺跡	交通施設	大戸川河岸。享保15年（1730）頃開港とされ、水量が多い時には大きな胴船が入港したという。浜蔵があったとされ、江戸末期には物資が横手・浅舞方面に運ばれた。	未
52	方示碑	遺跡	交通施設	「野村集落内交差点、あけむら、ぬまたて（右方）田むら、あさまひ（左方）」と刻まれる。天保8年（1837）建立。	未
53	田村河港跡	遺跡	交通施設	田村港からの下り船には年貢米や田村根っこ、田村木綿、大豆などが積まれたという。浜蔵として、5間と7間の石蔵2棟があったと伝わる。一帯は「浜」と呼ばれ、市もたつほど賑わったとされる。	未
54	関根船着き場跡	遺跡	交通施設	横手川流域。開田に伴う水量の減少で幕末には落合河港が2百俵積み胴船の終点となり、利用が減少したという。	未
55	阿気河港跡	遺跡	交通施設	付近に金毘羅神社（旧阿気農協北側）、ケダニ地藏堂、浜蔵跡が所在した。大森や由利地方との物資運送や人々の往来に利用された。	未
56	大森河港跡	遺跡	交通施設	近江屋（上田）太兵衛の浜蔵2棟、小屋1棟が明治末まであったという。大森の在郷町としての発展に貢献した。	未
57	薄井河港跡	遺跡	交通施設	かつては薄井集落の西方にあったとされるが、洪水等による流路の変更で旧地は開田され、大中島付近に設けられたとされる。浜蔵1棟が所在していた。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
58	薄井の方示碑	遺跡	交通施設	寛政6年（1794）、医者であった薄井村の矢野喜右衛門によって建立された。正面に「南 沼館村今宿在」、左側面に「西 大森村八沢木在」とある。	市
59	沼館河港跡	遺跡	交通施設	雄物川との合流点から数百メートル上流部の五郎兵衛堰流域に所在。一帯の河原は「浜」と呼ばれ、大船も着岸したという。浜蔵等も所在した。	未
60	深井河港跡	遺跡	交通施設	川が深く好条件であり、舟運の物資は大部分がここで陸揚げされ浅舞方面へ供給された。福岡利兵衛らの浜蔵が並び、福地や里見の米が集まったという。	未
61	大沢河港跡	遺跡	交通施設	対岸の深井港との渡船があった。隣国の矢島領の米も大沢番所を超えて運ばれ、川下げされたという。	未
62	下堀河港跡	遺跡	交通施設	明治10年（1877）には土蔵2棟が建ち、米運搬と倉庫業が行われたという。	未
63	方示碑	遺跡	交通施設	小安街道沿いの羽場渡し場跡付近にある。嘉永5年（1852）の建立。	未
64	八沢木番所跡	遺跡	その他遺跡	元禄16年（1703）に小道留所を設置したのがはじまり。その後番所は個人宅などに移り嘉永年間（1848-54）に現在地に移された。この番所を抜けると由利方面に向かう。明治2年（1869）廃止。	市
65	小松川番所跡	遺跡	その他遺跡	慶安年間（1648-52）に開設され、番士が交代で年間約2000人の通行人や、塩・馬などの交易を統制する役務にあたっていた。この番所を抜けると白木峠に入り南部（岩手県）方面に向かう。明治2年（1869）に廃止。	未
66	大沢口境目御番所跡	遺跡	その他遺跡	秋田藩と矢島藩の境界付近にある番所跡。藩家老梅津氏の組下である角間川給人が常駐し通行改をした。この番所を抜けると由利方面に向かう。明治3年（1870）廃止。沓脱石なども残る。	未
67	旧増田水力電気会社火力発電所跡	遺跡	その他遺跡	増田水力電気株式会社が昭和5年（1930）に建設したもの。太平洋戦争開始後、発電機が戦争のために供出されたことにより変電所に交換され、現在に至っている。	未
68	増田葉煙草専売所跡	遺跡	その他遺跡	全国に61か所のみ置かれた国営の煙草専売所。明治31年（1898）に設置され、昭和24年（1949）に「日本専売公社増田出張所」に改称、昭和60年（1985）に民営化、平成17年（2005）に閉鎖。	未
69	吉乃鉱山跡	遺跡	その他遺跡	享保5年（1720）の開坑とも。元小坂鉱山所長の武田恭作が大正4年（1915）に「熊ノ沢大鉱床」を発見し、「吉乃鉱山」に改称、最盛期となった。昭和32年（1957）閉山。送電施設や一部処理施設が残る。	未
70	一里塚（野中）跡	遺跡	旧跡・伝承地	羽州街道はこの付近にあった小山を通過して金沢方面に抜けたという。小山に一里塚が所在していたが、昭和40年代に消滅。現在の場所は移設されたもので碑が建つ。	未
71	大町、四日町、鍛冶町など外町の町並み	伝統的建造物群	—	横手城の城下町で商家町。羽州街道沿いにある「外町」と呼ばれた旧町人町。現在も概ね近世の町割りが残る。明治から昭和初期に建てられた歴史的建物が多く残る。	未
72	羽黒町・上内町の町並み	伝統的建造物群	—	横手城の城下町。藩政期の「内町」と呼ばれた旧武家町の一部。戊辰戦争の戦火に遭ったものの、町割りは概ね近世のものを踏襲する。板塀や生け垣が立ち並び、前庭には横手柿が植えられる。	未
73	大森の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。中世大森城下として発展し、河港も所在したため物資の往来も増加したほか、雄物川右岸の人々が波宇志別神社に参詣する際の門前としても機能した。明治から戦前にかけての建造物が多く残る。	未
74	沼館の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。沼館城廻村ともいわれ、中世沼館城下として発展し河港と横手、本荘をつなぐ街道沿いに栄えた。沼館城の造営と前後して八幡神社（沼館）が現在地に置かれ、これを中心に「館小路」「下小路」「荒町」などの町並みが短冊形に整備された。	未
75	浅舞の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。浅舞城下として発展したとされる。沼館街道沿いにあり、増田街道などが分岐する交通の結節点である。豊富な湧泉を利用した醸造業・染色業が盛んだった。近世に始まる朝市が現在も継続する。	未
76	植田の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。小鼓城下として発展したとされ、浅舞と西馬音内（羽後町）の中継地としても機能した。大規模な敷地を持つ旧家や意匠性の高い土蔵などの歴史的建造物が残る。	未
77	十文字の町並み	伝統的建造物群	—	商家町。明治38年（1905）の奥羽本線十文字駅開業により発展した。農業倉庫や旅館、銭湯、医院、料亭など、この地区に人が集積したことを示す大正から昭和30年代までに建てられた特徴的な建築が多くみられる。	未
78	横手市増田伝統的建造物群保存地区	伝統的建造物群	—	在郷町。中世増田城下として発展した。羽州街道から分岐し、手倉街道や小安街道が増田で分岐する。近世期に整備された地割や水路をよく残す。近世に始まる朝市が現在も継続する。	国
79	吉野集落の旧鉱山町	伝統的建造物群	—	鉱山町。手倉街道沿いにある吉乃鉱山が大正期に最盛期を迎えたことにあわせ、町は最盛期を迎え、およそ9,000人が利用する鉱山町が形成された。山神社や鉱夫長屋跡地など吉乃鉱山隆盛期を物語る遺跡が点在している。	未

・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。

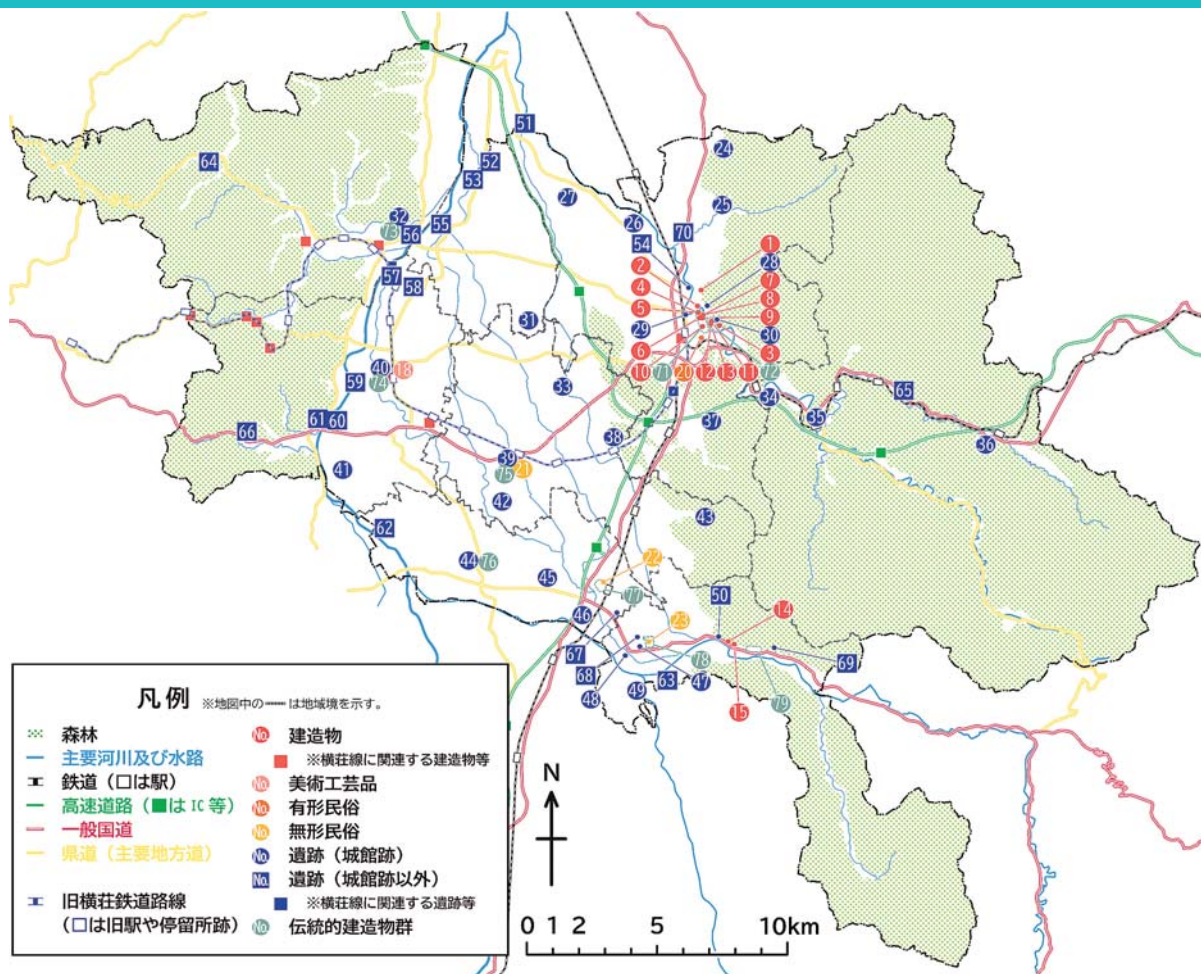
・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。

・神社の名称は、同一のものが多く場合、名称の後に所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。

・河港については、主なものを記載した。また、河港は流路の変遷によって幾度となく場所が移動している。

・小野寺氏に関連すると伝わる中世城館は市内に多数あるが、このうち主なものを掲載している。

主な構成歴史文化遺産の分布



地域遺産の概要を示す写真



大森城跡
(大森地域)

横手城主小野寺義道の弟である五郎康道が、大森城を拠点とし、一帯を治めたとされる。元和6年(1620)廃城。太閤検地にあたっては、上杉景勝がこの城で一時期指揮を執ったという。山上からの横手盆地全体を臨む眺望は、見るべきものがある。(番号 32)



方示碑
(大雄地域)

行き先を示す方示碑(榜示碑)の存在は、道の整備に伴って、多様な目的地に向かうための往来が増加したことを物語る。市内には街道の交差点を中心に、近世に建てられた方示碑が散見される。(番号 52)



御嶽隧道
(雄物川地域)

大正7年(1918)に横手ー沼館間が開業した横手ー沼館間が開業した横手ー沼館間は市の西部を横断し、舟運に代わる輸送の動脈になった。「横荘(おうしょ)っこ」と親しまれたこの路線は通勤通学にも利用され、沿線の市街地化も進んだ。昭和46年(1971)の廃線後、多くは車道に転用され、当時の隧道などは現役で利用される。



旧片野家住宅
(横手地域)

戊辰戦争によって灰燼に帰した内町では、武家地であった頃の地割を活かして新たなまちづくりが行われた。旧片野家住宅はその代表的な建造物であり、中世から紡がれる城下町の歴史的な重層性が凝縮されるばかりでなく、戊辰戦争からの復興まちづくりにおける象徴の一つでもある。(番号 11)

地域遺産の名称

雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入

地域遺産の概要

雄物川を主とした舟運

鉄道が開通する以前、明治中期までの大量の物資流通は河川交通（舟運）を主体としていた。舟運の歴史は古く、平安時代初期の雄勝城には越後の米が毎年運ばれていたが、舟で運ばれたものとも伝わる。近世に拡大発展し、年貢米を運んだ「御物川」に由来があるとされる雄物川とその支流が、物資運搬の大動脈として機能した。雄物川と横手川が合流する角間川河港（大仙市）は雄物川舟運における最大の河港であり、土崎港（秋田市）からここまでは大船が出入りした。そこから中型舟に付け替えられ、上流にあたる雄物川地域や大森地域方面のほか、支流を通じて横手地域など各地に向けて物資が運ばれたという。

舟運が運んだ多様な文化と北前船

土崎港（秋田市）からは北前船が利用されており、河川交通を通じて横手は全国とつながっていた。各地の有力商人たちは、河川流域に整備された河港を通じて土崎港に向けて物資を運搬し、支流の合流点となる阿気や落合などをはじめとした河港には、物資を保管する浜蔵が建てられ大いに賑わったと伝わり、これを物語る絵馬なども残されている。河港は、外の世界や異文化を知る玄関口でもあり、全国の物資や各地で継続する行事や祭礼具、食文化などが流入した。市内には、北前船で運ばれたとみられる伊万里焼や九谷焼などの陶器のほか、京都から購入したと伝わる神輿などが残る。また、昆布やエゴなど海藻を食材にした料理が多いのも舟運の影響とみられる。このほか、佐竹氏の秋田入りによってもたらされたとされる鹿島信仰は、鹿島神社などもあるが、特に雄物川などの河川流域に残る鹿島流しや鹿島立てなどの鹿島行事に象徴されており、舟運によって流域の各地に広まったものとみられる。

舟運の発展が生んだ副次的効果

舟運の発展により、陸上の物流機能も向上した。横手から黒川地区を通り角間川（大仙市）を結んだいわゆる角間川街道は、河川交通の重要性から慶長年間（1596-1615）に整備されたという。こればかりでなく、時代を経るごとに牛馬などによる頻繁な物資の往来が生じたことにより、各地の河港と在郷町を結ぶ道は整備され、近代以降は荷車による輸送へと変化していった。河川交通の発展は舟運にかかる直接的な効果だけでなく、こうした副次的な効果も生んでおり、市内には街道輸送の安全を祈願する馬頭観音信仰塔や舟運の安全を祈願する金毘羅信仰塔などの、舟運に起因して建立されたとみられる民間信仰にまつわる石造物も多く確認されている。

雄物川流域に広がる舟運の痕跡

河川交通は近代までの物流の主体であり、現在は消滅していることから直接的な資料は多くない。しかし、関西ほか遠方との北前船などを介しての交流が、今日ある当地方の文化や特性の形成に及ぼした影響は計り知れないものがある。何より、北前船を通じて短期間で国内の先進的な物資がもたらされるようになったことは大幅な流通の革新であり、文化や情報の伝播速度も飛躍的に向上させた。土崎港からは横手の物資が全国に運ばれた一方で、全国の様々な物資や文化が本市域にもたらされ横手の名を全国に紹介する端緒となったともいえる。河川付近での活動は、そこに生息するツツガムシを忌避するケダニ地藏信仰なども生み、雄物川流域を中心に広く分布し継承されている各地の鹿島行事や、雄物川を経由して伝播したともいわれる岡本新内など、舟運が途絶えた現在に至っても人々の活動に舟運の発展がもたらした影響が息づいている。

主な構成歴史文化遺産一覧					
番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
1	金毘羅神社 (鍛冶町)	建造物	神社	街道沿いにあり船運等交通の無事を願って創建したものとみられる。本殿は土蔵造。鍛冶町町内会にて祭事を行う。	未
2	金比羅神社 (神明町)	建造物	神社	嘉永2年(1849)に創建され、旧八軒町と旧横手町の崇敬者により講が組織された。舟運などの無事を願って創建したものとみられる。	未
3	琴比羅神社	建造物	神社	旧阿気農協北側に隣接し琴比羅神社を主神に三吉神社と大山神社が併設される。舟運の安全を祈願したという。	未
4	ケダニ神社(水 波女神社)	建造物	神社	7月1日が祭日。雄物川古川に棲み人を水底に引き入れていた大水蛇(おおみずち)を水波(みずは)神として祀った社。現在もケダニ(ツツガムシ)除けの護符が配られる。	未
5	稻荷神社(大沢)	建造物	神社	境内地から大沢河港の停泊、運航に指示を出したという。	未
6	鹿嶋神社(北沢)	建造物	神社	木下集落の鹿島立て行事で奉納される鹿島人形を祀る。	未
7	祇園社	建造物	神社	永泉寺の境内社。享和2年(1802)の創建。皆瀬川岸にケダニ(ツツガムシ)の被害が続出したため、文化6年(1809)に京都から牛頭天王の尊像を勧請したという。	未
8	金刀比羅神社	建造物	神社	月山神社の境内社。地元の商人による扁額などがあり、物資の舟運での無事を願って奉納したものとみられる。	未
9	月山堂・神輿渡 御再建奉加帳	美術 工芸品	古文書	文化14年(1817)の作。神輿を京都に注文したことについて記載されている。この神輿は雄物川を經由して当地に運ばれたとみられる。月山神社の神輿渡御行事(市指定)の開始は文化年間(1804-18)とされる。	未
10	八幡神社 船絵馬	美術 工芸品	歴史資料	八幡神社(深井)の拝殿に所在。明治18年(1885)、近松法橋栄和によって描かれたもの。船絵馬は一般的に海を題材にとるが、川を題材とした例は非常に珍しい。	市
11	岡本新内	無形	芸能	江戸の歌舞伎役者市川団之丞が幕末に町内の子女に教えたこととされ、西野集落の愛好者らによって伝承されてきた。河川流域に沿って広まったとも言われ、市内には多くの流派がある。唄・踊・三味線で構成。	市
12	鹿島塔	有形民俗	信仰	鹿島神社や庚申塔の代わりとして或いは、鹿島行事を中断した代わりに造立したものが多い。平鹿地域4基、大森地域4基、十文字地域5基のほか、鹿島行事が現在行われていない増田地域では29基が確認される。	—
13	馬頭観音堂	有形民俗	信仰	「仙北城戸の観音」と呼ばれる。大鳥井太郎頼遠が納めた馬頭薩陀が本尊とされ、横手城の城南に安置して天下泰平を祈願したという。その後、小野寺景道が現在地に祀った。本殿は近世の建築とされる。	未
14	馬頭観世音塔	有形民俗	信仰	中島稲荷神社境内にある。舟運の輸送関係者が信仰したものとされる。慶応2年(1866)の建立。	未
15	馬頭神社塔	有形民俗	信仰	かつては深井河港にあったが、昭和20年代の雄物川改修で、八幡神社(深井)境内に移された。舟運の物資を輸送する馬車引きに信仰された。明治19年(1886)建立。	未
16	金毘羅信仰塔	有形民俗	信仰	文化14年(1817)建立の沼館八幡神社境内の「金毘羅大権現塔」から明治32年(1899)建立の深井八幡神社境内(かつて深井河港に所在)の「金刀毘羅大神塔」などが確認される。舟運衰退とともに建立も衰退した。	—
17	昆布の加工販売	無形民俗	風俗慣習 (生業)	北前船により北海道の昆布が秋田に入り、これが雄物川を經由し当地域に伝わり、昆布の加工販売が始まったとされる。市内の昆布店の多くは、大正時代に開業している。	—
18	ケダニ地蔵信仰	無形民俗	風俗慣習 (信仰)	雄物川流域にはケダニ(ツツガムシ)が生息し、かつては死に至る病であったため地蔵尊に救いを求め供養とケダニ除けを祈願して建立された。地域では現在でも初物のキュウリは川に流す等の慣習があり、法要も行われる。	—
19	鹿島信仰	無形民俗	風俗慣習 (信仰)	茨城県鹿嶋市の鹿島神宮への信仰。江戸時代中期から後期になると、田植え前後の稲の生育期と重なる頃に頻発した地震と結び付き、地震の防止と被害を回復する神としても信仰されるようになったという。	—
20	鹿島行事	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	市内の鹿島行事は、「鹿島立て行事」と「鹿島流し行事」に大きく二分される。概ね6月から8月の間に行われており、多くは7月である。行事の呼称は地域によって異なる。	—
21	鹿島流し (鹿島送り) 行事	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	「鹿島送り」「鹿島流し」など地区によって呼称は異なる。農作物の害虫を追い払う虫送り行事とも結び付き、災厄払いや五穀豊穡などが願われる。集落外れまで人形を運び、川に流す例や燃やす例、流さずに立てる例がある。	—
22	鹿島立て (厄神立て) 行事	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	ワラ人形を立てる行事。「鹿島立て」「厄神立て」と呼称される。基本的に集落の外れに置かれ、道祖神と同じような意味を持つ。悪霊、穢れ、疫病などの侵入防止の願いが込められ、大草鞋を集落境の木にかけられる例もある。	—
23	神輿渡御 (祇園社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	8月15日実施。祇園社では、文政11年(1828)に京都から神輿を購入し、以来神輿渡御を実施する。この神輿は雄物川を經由して運び込まれた。大名行列と神明神楽、祇園囃子(市指定)、獅子の口割が行われる。	未

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
24	エゴ	無形民俗	風俗慣習（食・食文化）	日本海側の男鹿の海岸で取れるエゴ草を、丁寧に洗い煮て作る。こんにやくにも似た独特の食感で、おかずにも酒の肴にもなる。法事やお盆などには欠かせない料理で、お膳の中では祝い膳の刺身に相当するものだったという。	—
25	カスベ料理	無形民俗	風俗慣習（食・食文化）	北海道や東北地方では、エイの干物は「カスベ」と呼ばれ、保存のきく海産物と重宝された。旭岡山神社の露踏み神事ではカスベ料理がつきものという。	—
26	袴形船着き場跡	遺跡	交通施設	明治中期の移出品は米、大豆、小豆などであったという。	未
27	十日町船着き場跡	遺跡	交通施設	剣花、女郎出など各集落の米を運んだ。船頭であった家では内神として金毘羅宮を祀っていたという。	未
28	阿気河港跡	遺跡	交通施設	付近に金毘羅神社（旧阿気農協北側）、ケダニ地藏堂、浜蔵跡が所在。大森や由利地方との物資運送や人々の往来に利用された。浜蔵は昭和40年（1965）に解体された。	未
29	大森河港跡	遺跡	交通施設	近江屋（上田）太兵衛の浜蔵2棟、小屋1棟が明治末まであったという。対岸の館合、薄井への渡し舟もあり、明治43年（1910）に大上橋が完成するまで行われた。	未
30	薄井河港跡	遺跡	交通施設	下開舟場とも呼ばれた。浜蔵1棟が所在していた。	未
31	沼館河港跡	遺跡	交通施設	一帯の河原は「浜」と呼ばれ、大船も着岸したという。浜蔵等も所在した。	未
32	深井河港跡	遺跡	交通施設	川が深く好条件であり、舟運の物資は大部分がここで陸揚げされ浅舞方面へ供給された。福岡利兵衛らの浜蔵が並び、福地や里見の米が集まったという。昭和初期まで筏による木材運搬が行われた。	未
33	大沢河港跡	遺跡	交通施設	対岸の深井港との渡船があった。隣国の矢島領の米も大沢番所を超えて運ばれ、川下げされたという。	未
34	下堀河港跡	遺跡	交通施設	増田の商人たちも、この河港で商品を積み下ろし、刻み煙草は輸出の花形だったという。明治10年（1877）に植田の近庄兵衛らが土蔵2棟を建て、米運搬と倉庫業を行ったという。	未
35	下今泉船着き場跡	遺跡	交通施設	明治10年（1877）に植田の近庄兵衛らが土蔵1棟を建て、米運搬と倉庫業を行ったという。明治に入ってから、主に下堀河港が使用された。文政4年（1821）には存在していたが短期間の利用とされる。	未
36	田村河港跡	遺跡	交通施設	田村港からは年貢米や田村根っこ、田村木綿、大豆などが積まれたという。浜蔵として、5間と7間の石蔵2棟があり、一帯は「浜」と呼ばれ、市もたつぽど賑わったとされる。	未
37	落合河港跡	遺跡	交通施設	大戸川河岸に所在した。享保15年（1730）頃の開港とされ、水量が多い時には大きな胴船が入港したという。森谷文左衛門の浜蔵があったと伝わり、江戸末期には日用生活物資が横手・十文字・浅舞方面に運ばれたという。	未
38	関根船着き場跡	遺跡	交通施設	横手川流域に所在。雄物川に接続。開田に伴う水量の減少で、幕末には落合河港が二百俵積みの胴船の終点となり、利用機会が減少した。	未
39	小勝田沼	名勝地	湧泉	不断泉。国道を挟んで南北に2つの沼がある。北側の沼は広さ10畳ほどの池状をなし、岸には、鹿嶋人形が2体祀られる。南側の沼は約800㎡の四角い沼で、昭和初期に新設された。水神を祀る祠がある。	未

・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。

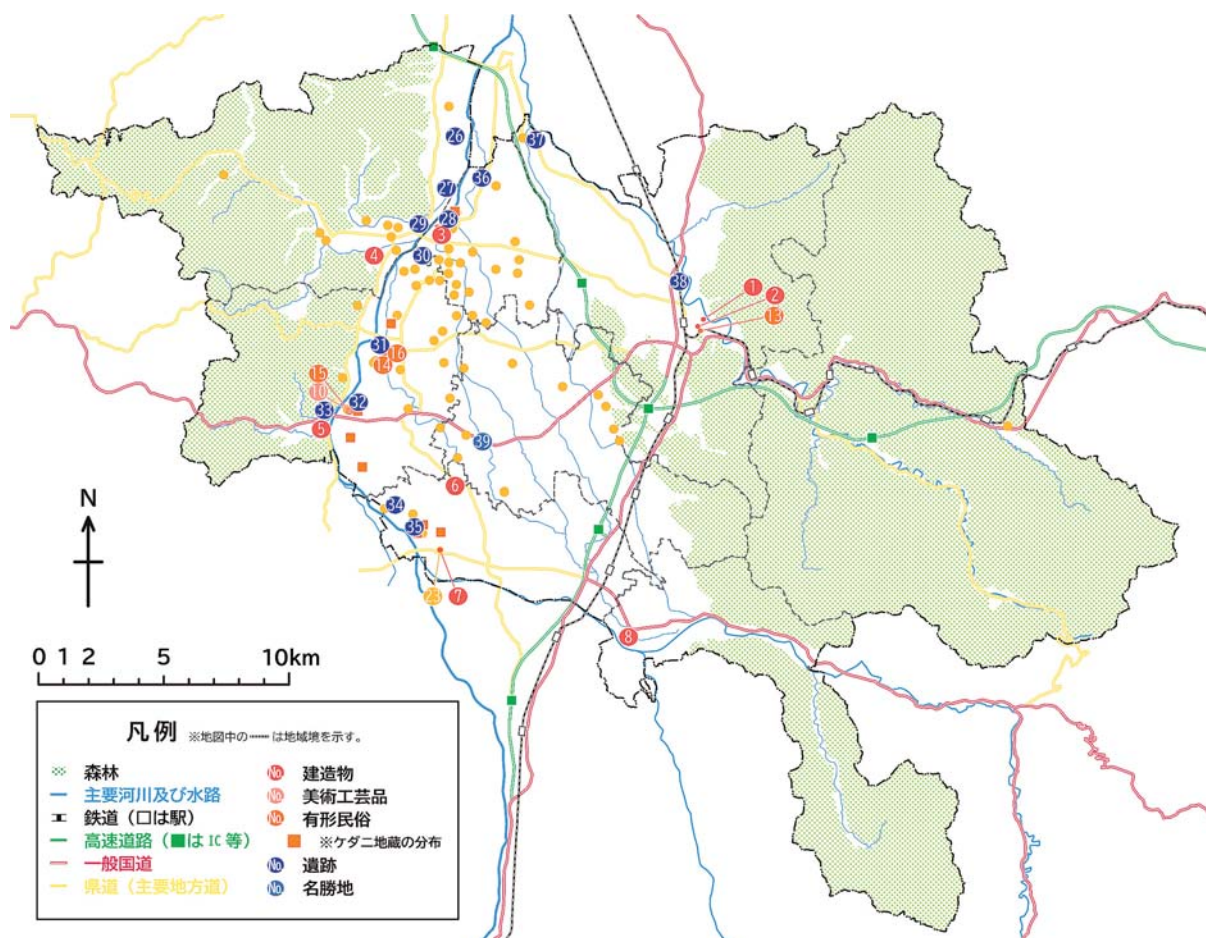
・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。

・神社の名称は、同一のものが多い場合、名称の後に所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。

・河港については、主なものを記載した。また、河港は流路の変遷によって幾度となく場所が移動している。

・各地に所在するケダニ地藏・鹿島行事については、個別の概要の記載を省略し、その分布状況については、以後に掲載する図版の中でその分布を示している。また、有形民俗（信仰）に位置づけられる金毘羅信仰塔については、各市町村史に詳しいが、市内の在郷町を中心に50基あまり所在しており、個別の概要の記載及び分布状況の図化を省略している。また馬頭信仰塔などについても同様である。

主な構成歴史文化遺産の分布



・場所を特定できない歴史文化遺産については、図で示していない。

地域遺産の概要を示す写真



舟運の様子
(雄物川地域)

中央からの物資を運ぶ船は、地域の人々にとっては宝船であったかもしれない。八幡神社（深井）に奉納された舟絵馬は、当時の雄物川舟運の様子を伝える。（番号 10）



伊万里焼
(増田地域)

北前船を通じて当地の産品が全国に流通し、逆に当地にも全国から様々な物資が寄せられた。写真は元治元年（1864）に購入され、当地に運び込まれた陶器（伊万里焼）。



金毘羅信仰塔
(大森地域)

高さ約3m、安政3年（1856）の建立。様々な商品を雄物川から全国に送った商人たちは、物資輸送の安全を祈願し金毘羅塔を建立した。舟運の衰退によって塔の建立も衰退する。（番号 16）



ケダニ地蔵
(十文字地域)

河川流域での活動が増えるほどツツガムシ病の被害も増加した。現代罹患する例は減少したが、今日なお大切に祀られる地蔵は、当地の風土と歴史を物語っている。（番号 18）

地域遺産④ 横手盆地を取り囲む信仰の山々（表6）

地域遺産の名称

横手盆地を取り囲む信仰の山々

地域遺産の概要

市内に立地する多数の山々

総面積の55.3%を森林が占める本市には、横手盆地の東に奥羽山脈、西に出羽山地が位置し、大小様々な山が連なる。山は木材や山菜、動物など、衣食住のうち特に食住に関係する様々な恩恵を与えてきた存在であり、近世には札山制や留山制によって山林が保護された一方で、「マタギ」や「炭焼き」など山の生業も生まれ、現在は途絶えてしまったが「まきだし（木だし）」や「イカダ流し」「杵割（木端）」「木地師」などの山仕事や手仕事の技術も育まれた。山は現在も登山や遠足などの行楽的な要素を持つばかりでなく、「山菜取り」などの場としても親しまれている。

山への信仰の広がり

一方で、山は神が住まう神聖な存在として長く信仰の対象となってきた。市内には旭岡山、釣瓶山、八幡山など山上に本殿を構える社も多い。また、山の神は、春になると「田の神」となって里に下り、冬になると「山の神」となって山に戻るとされ、山村部を中心に山の神を祀る「山神社」が置かれ、現在も「山の神祭り」として祭礼が営まれる集落も多くあるほか、「山の神を守る」役を担う家もある。

歴史をたどると、平安時代前期までには、奥羽山脈の御嶽山には塩湯彦神社、出羽山地の保呂羽山には波宇志別神社が置かれ、山上で祭祀が営まれてきた。中世以降には、神仏習合や熊野三山などの山岳信仰と、密教が結合した信仰である修験道の影響があり、保呂羽山や御嶽山のほか、南郷岳、金峰山（明沢岳）、天ヶ台山などが、修験者（山伏）の行場となった。その後、神社や寺を預かった修験系の別当らの活動によって、山岳信仰が民衆に浸透したことにより、市内には太平山塔や出羽三山塔などの山岳信仰塔も広く残っている。

ランドマークとしての山

現代の人々にとって、山は必ずしも信仰の対象ではない。市内の山々は、平野部を中心に眺望することが可能であり、遙か西方に望む鳥海山ばかりでなく、保呂羽山、御嶽山、金峰山、真人山など、暮らす地域によって対象は様々だが、各々が身近に感じる山があり、ランドマーク的な存在にもなっている。こうした日ごろ目にする山の様子は歳時記としても機能し、残雪の状況を見て田植えの時期を判断するなどといった、山の見た目の変化で歳時の作業開始の目安を計るなどの風習は現在も広く浸透している。

現代に息づく行事や祈り

山は現代においても多様な資源を人々に提供する存在であり、一方で、山そのものに神が宿とする信仰は古くから息づいている。市内には様々な山に係る伝承や「波宇志別神社の霜月神楽」、「湯殿山神社裸参り」などの行事も継承されているほか、神楽や用具、山岳信仰塔など山岳信仰に起因した行事や資料も多く残り、「保呂羽山の霜月神楽」のように、その運営を地域住民らで結成された保存会が支えている例も多い。山間部の集落や山林業に従事する人々の間では「12月の祭礼日には山に入らない」などの風習も伝わる。住民に身近な山々は、長きにわたって生活へ恩恵を与えてきた半面で、神が宿る畏怖の存在としても信仰されてきており、山に関する様々な習俗も現代生活に受け継がれている。

主な構成歴史文化遺産一覧

番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	塩湯彦神社	建造物	神社	御嶽山山上に位置する。『延喜式神名帳』（927）に掲載される式内社で中世以降断絶していたが、正徳4年（1714）再興。昭和57年（1982）社殿を建立した。「明永長者と明保長者の伝承」がある。	未
2	金澤八幡宮	建造物	神社	地元で「八幡山」とも呼ばれる山上にあり、金沢城跡に所在する。寛治7年（1093）に源義家が清原清衡に命じ金沢柵跡の頂上へ出羽国鎮護として祀ったのが始まりと伝わる。本殿は大正7年（1918）の建築。	未
3	八木沢神社	建造物	神社	物見山上にある。参道に明治天皇の御前水とした石清水がある。	未
4	大森神社	建造物	神社	地元で「館の山」とも呼ばれる山上にあり、大森城跡の本丸跡に所在する。元々大平山神社が所在していたものに、明治40年（1907）剣花山八幡宮、鹿島神社などを合祀して新たに建立したもの。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
5	鉢位山神社	建造物	神社	鉢位山山上に所在する。小野寺氏から崇敬を受けたが、慶長5年(1600)の大森合戦で鉢位山も落ちたという。	未
6	波宇志別神社 里宮	建造物	神社	波宇志別神社神官大友氏の神殿であり、霜月神楽が行われる。昭和33年(1958)の火災により全焼し、翌年再建された。正面奥に祭壇があり、その前に神楽座、その周囲に参拝者のための畳敷の拝観座を設ける。	未
7	波宇志別神社 神楽殿	建造物	神社	女人禁制の本殿に代わって神子による湯立神楽、歌舞の祭事が行われることから、本殿とならぶ重要な建物。5月8日(旧暦4月8日)の例祭では、神楽が奉納される。	国
8	波宇志別神社 下居堂	建造物	神社	保呂羽山参道沿い、本殿へ登る急坂の下にあり、普賢菩薩を祀る。女人禁制の本殿に代わる女性のための遥拝所として建てられたという。本殿に次ぐ重要な役割を担い、本殿改修の際はここに御神体を安置した。	未
9	波宇志別神社 (本殿)	建造物	神社	保呂羽山山上に位置する。『延喜式神名帳』(延長5年・927)に掲載される式内社で、北東北で唯一現在まで絶えることなく存続する。明治24年(1891)の建築。	未
10	秋田神社	建造物	神社	地元で「お城山」とも呼ばれる朝倉山の山上にあり、横手城跡の本丸跡に所在する。明治12年(1879)に秋田市の秋田神社を分社して創建した。	未
11	旭岡山神社	建造物	神社	大同2年(807)征夷大将軍坂上田村麻呂東征の際に、祭神を勧請し創建したと伝えられる。小野寺、佐竹両氏の尊崇を受けた。梵天奉納行事(2月17日)が行われる。本殿は近世、拝殿は嘉永7年(1854)の建築とされる。	未
12	大鳥井山神社	建造物	神社	平安時代の城館跡である大鳥井山遺跡のある大鳥井山山上に所在する。旧社殿は小野寺氏時代の、平城の城門の一部を用いて建立したものと伝えられている。昭和31年(1956)焼失。翌年再建した。	未
13	釣瓶山八幡神社	建造物	神社	天正元年(1573)頃の開基といわれ、市指定の本殿は岩を削り建てられる。落武者原田越前某が修験の場として開いたとも伝わり、観音堂、神楽殿(拝殿)、神門(下居堂)などがある。本殿は近世の建築とされる。	市
14	湯殿山神社 (新光山慈眼院)	建造物	神社	慶長から寛永(1596-1644)の間の創建で、開基は佐々木下総、開山は東海上人とされる。出羽三山信仰が現在に残る。修験道場跡でもある。	未
15	金峰神社 (大沢)	建造物	神社	雄物川地域西部の金峰山の麓に所在し、養老7年(723)に大和の蔵王権現を勧請したといわれる。山上には奥宮がある。本殿は元禄14年(1701)、拝殿は近世の建築とされる。	未
16	金峰山神社 (南郷)	建造物	神社	「キンブサン」とも呼ばれる。山内地域の南郷嶽山上にある。下南郷、中南郷、三ツ屋、上南郷の4つの集落が交代で別当にあたり、神社参拝者や梵天奉納者をもてなした。江戸末期の建築とされる。	未
17	金峰神社 (明沢)	建造物	神社	醍醐地区の金峰山山上にある。坂上田村麻呂東征の後、大和国葛城の金峰山を勧請したという。後三年合戦の際、源義家が金峰山に祈誓を掛け、手柄をたてた後、寛治3年(1089)神祠を建て興したとも伝わる。	未
18	三吉神社(男亀山)	建造物	神社	男亀山山上に所在する。	未
19	三吉神社(真人)	建造物	神社	真人山山上に所在する。	未
20	戸波神社 (薬師神社)	建造物	神社	神社背後の天ヶ台山で修行する行者が草庵に薬師像を祀り、修行布教の拠点としていた。応永元年(1394)に天ヶ台山の裾野である現在地に山頂にある本宮(草庵)の遥拝所も兼ねた薬師堂を建てたとされる。	未
21	保呂羽山御開 山以来之次第	美術 工芸品	古文書	霜月神楽に関する現存最古の記録。天正18年(1590)のものは、大友右衛門太郎吉継書。このほか、享保9年(1724)、文政11年(1828)のものがある。	未
22	保呂羽山参道 口碑	美術 工芸品	歴史資料	皇紀2600年(昭和15年:1940)記念として、六郷の保呂羽山講中が建立した石碑。	未
23	白滝観音	有形民俗	信仰	御嶽山中の観音沢に所在する。秋田六郡三十三観音第一番札所。観音像は保昌房が仏師・定朝に依頼して制作されたとの伝承もある。	未
24	山神塔	有形民俗	信仰	「白木の山の神」と呼ばれ、かつて旅人や地元の猟師などが山中の安全を祈願したという。嘉永6年(1853)建立。	未
25	田神塔	有形民俗	信仰	阿気本村農村公園内にある。田神塔は各地に祀られており、田の神は、秋には山に帰って山の神となり、春には里に戻ってくると伝えられている。	未
26	黒尊仏 (狗留孫仏)	有形民俗	信仰	山上に所在する岩を神体としている。釈迦が悟りを開く以前の七仏の一人である狗(俱)留孫仏であり、これが訛って黒尊仏といわれた。	未
27	東鳥海講(上 狐塚・下狐塚)	無形民俗	風俗慣習 (信仰)	旧暦6月1日に「お田の神様祭り」として実施。湯沢市の東鳥海神社で御祈禱後、お札をもらい、年番が自宅か会館でふるまう。上狐塚、下狐塚の一部が一緒に集まる。山岳信仰に関する講の一例。	未
28	元旦の氏神参り (大沢)	無形民俗	風俗慣習 (衣食住)	大沢地区には氏神が25か所ほどあり、これを元日に全て周る風習がある。元日以外は戸々で祀っており、集落全体で祭礼を行うのは田の神が5月1日、山の神と熊野神社が6月第3日曜にまとめて実施しているという。	未
29	波宇志別神社 春祭り	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	5月8日(旧暦4月8日)に実施。例祭では神楽殿で神子舞が奉納されるほか、神輿が神楽殿の周りを3回廻る「神輿廻り神事」が執り行われる。	未
30	波宇志別神社 本殿参り	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	1月4日の保呂羽山の山開き行事。波宇志別神社の神官一行が保呂羽山上に登山し、神事を行う。かつては、この神事にあたり梵天が奉納されていたが、現在は休止している。	未

31	湯殿山神社裸参り（お柴灯）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	現在は1月7日に実施。「二井山裸参り」とも呼ばれ、お柴灯行人と呼ばれる信者が、午後7時ごろ、神社前の杉の泉で水垢離をとって身を浄め、ロウソクと初穂を持って、男は裸参り、女は浴衣でお参りをする。	未
32	山ノ神祭り（大沢）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	高照山神社の下にある山神堂。5月12日に山ノ神祭りがある。3軒1組が当番を務める。この日が、山ノ神が田ノ神となる山降りの日と伝えられ、逆に12月15・16日は田ノ神が山ノ神に昇る日とされ餅をついて供えるという。	未
33	山ノ神祭り（三又）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	5月12日、10月（旧暦9月16日）に実施。山神社で営まれる。各地に残る山ノ神祭りの一例。	未
34	明永長者と明保長者の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	塩釜大明神の末裔と言われた明永長者と明保長者は御嶽山にたどりつき、そこから見た西方の湖（鳥の海）を干拓した。これが横手盆地と言われる。長者は自ら御嶽山に鎮まるとされる。	—
35	鉢位山の伝承	無形民俗	風俗慣習（伝承）	「漆万杯、黄金千両」の言い伝えがあり、かつて「鉢山八千坊」と言われ、神官や社僧などが多くいたという。財宝が埋められているとの伝承がある。	—
36	米とぎ歌	無形民俗	風俗慣習（民謡）	祭り歌。霜月神楽における祭り歌。	未
37	保呂羽山の霜月神楽	無形民俗	民俗芸能	11月7日の夜から8日朝にかけて里宮において執り行われる。里宮の神殿内に大きな湯釜を2つ据え、それに沸騰した湯を立て神職が執り行う湯立行事が特徴。天正18年（1590）以前から行われている。	国
38	波宇志別神社神楽殿 境内地	遺跡	社寺跡等	藩主家紋を模した扇池を配する。元禄15年（1702）以降に現在の形に整備されたという。	市
39	波宇志別神社垢離掛け場・祓所跡	遺跡	社寺跡等	保呂羽山表参道沿いにある。禊をするための滝と祓所（はらいどころ）がある。参拝時、この水で身を清めた。	未
40	八沢木の百人塚	遺跡	墓・碑	嘉永6年（1853）神官の守屋家で起きた火災によって、波宇志別神社本殿への参拝者百人以上が亡くなった。死者を供養するために、安政6年（1859）に守屋氏によって建立された。	市
41	木地師の墓所	遺跡	墓・碑	滝ノ下集落奥の山中にある。文政4年（1821）の江州木地師小椋嘉右エ門の墓。木地師とは塗り物の下地職人。	未
42	子守り岩	遺跡	旧跡・伝承地	女人禁制の保呂羽山に子守女が登り、転げ落ちて岩になってしまったといわれる丸い石がある。	未
43	御嶽山	名勝地	山岳・河川等	標高751m。山上に塩湯彦神社が所在するほか、秋田六郡三十三観音一番札所である白滝観音がある。	未
44	保呂羽山	名勝地	山岳・河川等	標高438m。出羽山地にある台形状の山体で、山上に波宇志別神社が所在する。平鹿・仙北・由利の三郡（久保田・亀田・矢島の三藩）にまたがり、霊山として古くから山自体が崇敬されてきた。	未
45	剣花山	名勝地	山岳・河川等	標高101m。大森城址北東に位置した三角錐の山。横手盆地が一望できることから、後三年の合戦前に源義家の命で頂上に灯籠を立て、遠近の距離を測ったとされる。	未
46	釣瓶山	名勝地	山岳・河川等	標高297m。山中に釣瓶山八幡神社が所在する。周辺集落の人々にとっては、外部から入山して欲しくない程に大切な山だったと伝わる。	未
47	金峰山（大沢）	名勝地	山岳・河川等	標高373m。山上に金峰神社（大沢）奥宮が所在する。古くから霊場として修験道場の役割を果たし、小野寺氏の崇敬を受けた。	未
48	南郷嶽	名勝地	山岳・河川等	標高681m。山上に金峰山神社（南郷）が所在する。昭和30年（1955）までは、女性8合目（お隣堂）まで登り礼拝していたとされる。	未
49	金峰山（醍醐）	名勝地	山岳・河川等	標高450m。明沢嶽。山上に金峰神社（明沢）が所在する。古くから霊場として修験道場となり、古くは三十三坊、天正年間（1573-92）には十一坊あったという。増田城主土肥氏や馬鞍城主小野寺氏の崇敬を受けた。	未
50	真人山	名勝地	山岳・河川等	標高390m。山上に三吉神社（真人）が所在する。麓に真人公園が広がる。清原真人武則居城跡との伝承がある。	未
51	天ヶ台山	名勝地	山岳・河川等	標高315m。戸波集落西方に所在し湯沢市と接する。中尊寺と立石寺の行者が荒行中にこの地に入り、合流した地点を天ヶ台と名付けたという。正応年間（1288-92）に山上に行者が草庵を結び、修行布教の拠点としたという。	未
52	十二ノ木のケヤキ	動物、植物、地質鉱物	植物	十二ノ木集落地名の由来。樹齢およそ300年とされる。12種類の枝葉がこの1本の木から出たので「十二ノ木」と呼ばれた。かつては巨木で夏には田の神、冬は山の神が祭られ、祭事が行われていたという。	市
53	八沢木地区の町並み	伝統的建造物群	—	門前町。仁王門から始まる波宇志別神社表参道入口付近に形成された。この参道は、西側に隣接する本荘藩や亀田藩と秋田藩を結ぶ街道でもあり、元禄16年（1703）に設置された番所跡（市史跡）がある。	未

・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。

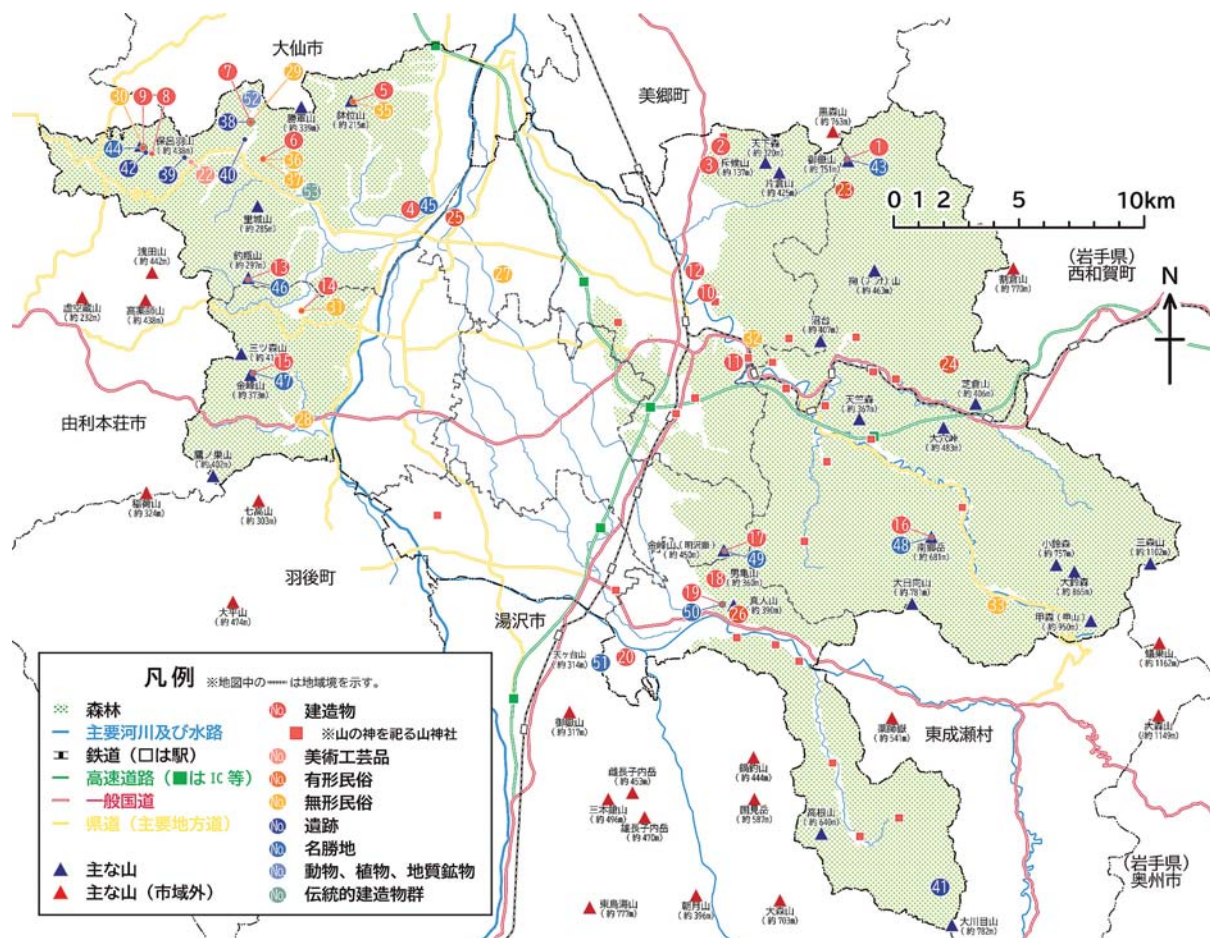
・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。

・神社の名称は、同一のものが多く場合、名称の後に所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。

・山神社については、数も多いため個別の概要の記載を省略し、その分布状況については、把握されているものについて、以後に掲載する図版の中でその分布を示している。

・いわゆる「山の神祭り」等の行事や講の活動状況については、全体の分布を把握しきれないため掲載を省略した。今後の調査が待たれる。

主な構成歴史文化遺産の分布



地域遺産の概要を示す写真



山神社
(山内地域)

周囲を山に囲まれた本市域では、山間部を中心に山の神信仰や行事が見られ、多くは集落や講などの単位で継続される。山神社も主に山間部に立地する場合が多い。



田神塔
(大雄地域)

「作の神」でもあり、五穀豊穡を願う「田ノ神さん」と呼ばれる祭礼を行う例もある。山の神と田の神は、同一神的なとらえ方をする例が多く、5月に神の山降り、12月に山昇りがあるという。(番号 25)



ランドマークとなる山々

育った場所や環境などによって身近な山、ランドマークとなる山は多様である。写真は、「三角山」とも称され、市内の様々なところから望むことができる平鹿地域の金峰山(明沢嶽)。



保呂羽山の霜月神楽
(大森地域)

遅くとも中世末期には行われている霜月神楽は、全てが古式に則り催される。数百年の過去と現在とを紡ぐ連綿とした歴史の連続性を体現するいわゆる時代絵巻的な側面もある。(番号 37)

地域遺産の名称

豪雪地帯の暮らしと食文化

地域遺産の概要

豪雪地帯横手

横手は過去 10 年間の平均気温が 11.4℃あまりの冷涼な気候で昼夜の寒暖差も大きく、冬になると1mを超える積雪がある豪雪地帯である。災害級の豪雪に見舞われる年も多くあり、かつては冬季になると特に山間部の農村集落を中心に外部と寸断され、他所との往来もままならない暮らしを余儀なくされたほか、町部にあっても往来は不便であり、生産活動や経済活動にも影響を与えてきた。当地方の豪雪は、マンガ作品でもたびたび取り上げられ、その原画が横手市増田まんが美術館に収蔵されている。

雪に対応して工夫された暮らし

こうした暮らしの中で人々は試行錯誤を繰り返し、様々な生活の知恵を暮らしに反映させてきた。民家では入口の前にある風雪除けの風除室を設けたほか、生活用品では運搬具としてのソリや藁製の履物、ボッチや「どんぶく」と呼ばれる衣類など、多様な発展を遂げた。スコップ（シャベル）も、一般的には丸型だが、当地方では四角い形の利用が多く、冬季の除雪にあたり雪を効率よく切り出すための工夫である。また、山村部を中心に冬季は自給自足の生活を強いられるほか、作物生産が困難なために長期保存の食も重視され、雪室に雪を溜め込み貯蔵する雪中貯蔵は夏季まで利用されたほか、「凍み大根」などの保存食や「酒造り」「いぶりがっこ」などの発酵文化も浸透した。このほか、冷涼な気候を利用したりんごやぶどう、さくらんぼなどの果樹栽培が明治時代から盛んになり、なかでも雄平フルーツライン沿いに広がるりんごの樹園地からは西側に鳥海山を望むことができ、平野部に広がる出荷や生産に係る施設も含め一体として良好な景観を創出している。

豪雪が生み出す穀倉地帯と湧泉

雪の行事の象徴として「かまくら行事」が挙げられる。「横手のかまくら」は、水神信仰と左義長と呼ばれた火祭りが融合したものとされ、雪室の中に水神の札を祀る水の信仰の一形態である。水は生活において欠かせないが、当地方を埋め尽くす豪雪は春の雪解けとともに豊富な水源となり、一大穀倉地帯としての発展に寄与した。こうした水源が各地に分布する湧泉の豊富さにも起因しており、平野部の平鹿地域などで多くの湧泉が確認され、氷河期からの依存種であり、「ハリザッコ」ともいわれるトミヨ（トミヨ淡水型）などトミヨ（トミヨ雄物型）の2種が混生する希少な湧泉も確認されている。浅舞地区では敷地奥に湧泉や自噴井戸を構え柵状の洗い場を設けたり、周囲を石積みで養生するなどの特徴が見られ、「清水まつり」が行われる例もあるなど水に係る様々な特徴が見られ、浅舞絞りの技術も継承される。湧泉の豊富さは、これらにまつわる様々な伝承の形成にも影響している。

現代に息づく先人の知恵

共生すべき自然現象とはいえ、当地では雪とのたたかひの歴史を繰り返してきた。雪との共生から生み出された象徴的なものに住まいがあり、至る所に冬を意識したつくりがみられ、国や県、市の指定や国登録の民家建築がこれをよく示している。他の地方と比べると比較的勾配もきつく、床も一段高くなっている。2階建ての主屋の背面に、1階の屋根から2階屋根に上るための梯子が常設的に構えられている例が多いのは、冬季の雪下ろしのための工夫である。また、市内在郷町を中心に、主屋の背面に土蔵を構え、これを鞘となる建物で覆い主屋と接続させる「内蔵」と呼ばれる土蔵がみられる。これも、土蔵を鞘で覆うことで、雪や雨から土蔵を保護するとともに、土蔵脇のトオリドマの通年的使用を目的として発展してきたものとされる。

雪との共生は現在なお進化している。流雪溝などのシステムのほか、旧来の形式を応用した雪中貯蔵や雪冷房など、日々新しい取組みが行われている。

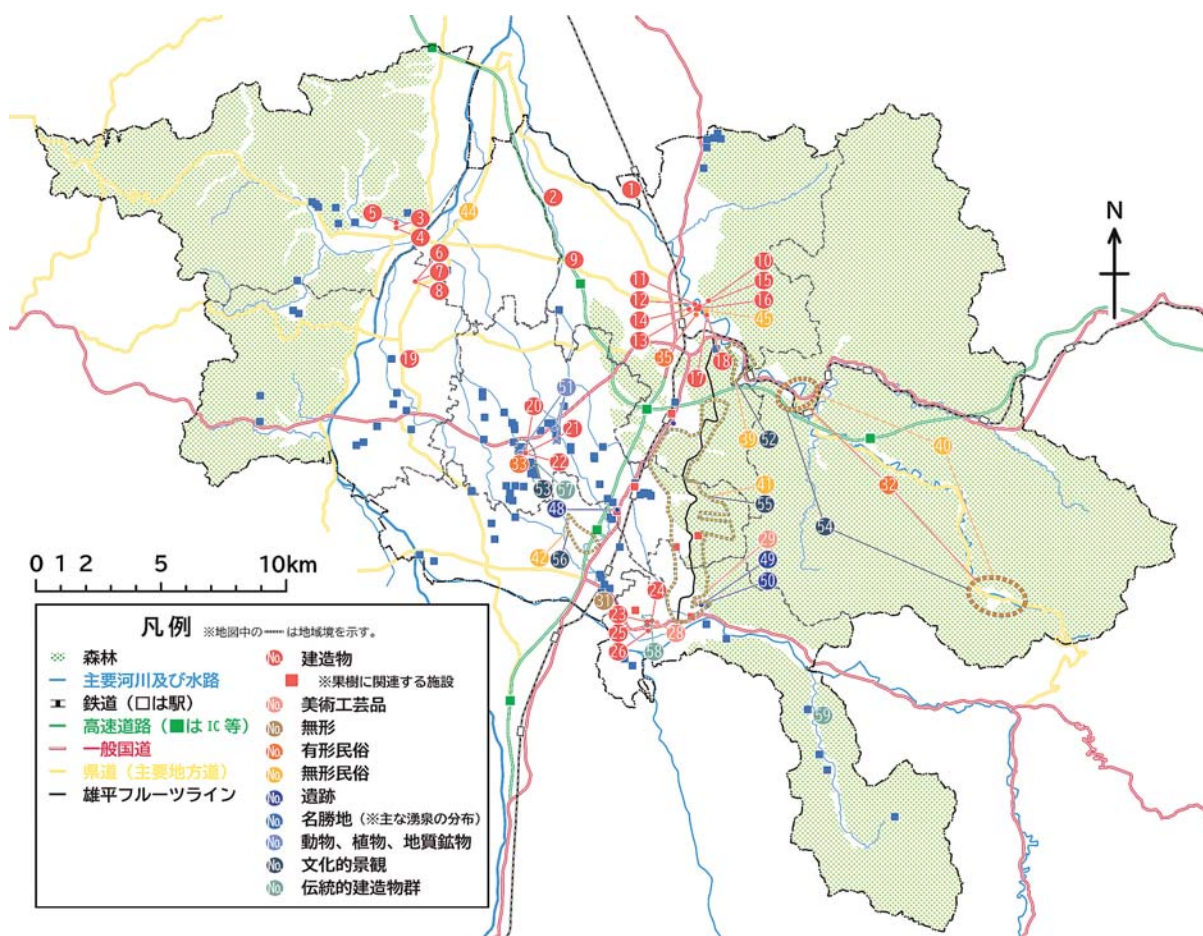
主な構成歴史文化遺産一覧					
番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	伊藤八重郎家住宅	建造物	民家 その他	木造切妻造平屋建。敷地面積は約 1,000 坪と非常に広大である。大正 3 年（1914）の建築。	登録
2	戸田家住宅	建造物	民家 その他	木造切妻造平屋建。大正 5 年（1916 年）の建築。	登録
3	今野商店蔵	建造物	民家 その他	土蔵造寄棟造 2 階建。大正 15 年（1926）の建築とされる。	登録
4	今野商店土蔵	建造物	民家 その他	和様式土蔵の外壁に防火のために煉瓦を貼った土蔵。明治 43 年（1910）の建築。	登録
5	赤川家住宅蔵	建造物	民家 その他	土蔵造切妻造 2 階建。和様式土蔵の外壁に防火のため煉瓦を積む改造を施した土蔵。明治 18 年（1885）の建築とされる。	登録
6	小西家住宅座敷蔵	建造物	民家 その他	土蔵造切妻造 2 階建。大正 11 年（1922）の建築。	登録
7	小西家住宅主屋	建造物	民家 その他	木造寄棟造 2 階建一部平屋建。昭和 15 年（1940）の建築。	登録
8	小西家住宅文庫蔵	建造物	民家 その他	土蔵造切妻造 2 階建。明治中期の建築とされる。	登録
9	鈴木家住宅主屋	建造物	民家 その他	木造切妻造平屋建。喰違い 4 間取の平面を保つ切妻造、前後庇付の比較的規模の大きな住宅。元治元年（1864）の建築。	登録
10	旧日新館	建造物	民家 その他	秋田県唯一の明治期の木造洋風住宅。旧制横手中学校（現横手高校）に赴任するアメリカ人英語教師の住居として建てられた。明治 35 年（1902）の建築。	県
11	斎太薬局本店店舗	建造物	民家 その他	土蔵造 2 階建。元々は妻入の蔵造り店舗であり、正面右手に昭和初期の洋風の調剤室を増築している。明治 30 年（1897）ごろの建築とされる。	登録
12	斎太薬局本店調剤室・応接室	建造物	民家 その他	木造 2 階建。ファサード（建物正面）が特徴的で、中央上部をアーチ型とし、上部に装飾を入れた華やかな意匠を施す。昭和初期の建築とされる。	登録
13	柏谷家住宅主屋・米蔵・蔵座敷・店蔵	建造物	民家 その他	卓越した技術や技能が用いられている。店舗は明治 22 年（1889）、主屋は明治 36 年（1903）、蔵座敷・米蔵は大正 3 年（1914）の建築。	市
14	泉川家住宅	建造物	民家 その他	木造平屋建。明治の政治家泉川庫之助、書家泉川白水の住居。明治 31 年（1898）の建築。	登録
15	平源旅館土蔵	建造物	民家 その他	土蔵造切妻造 2 階建。建築様式から明治 6 年（1873）の旅館創業時から遅くとも明治中期までには建てられた。	登録
16	木村屋商店本店	建造物	民家 その他	土蔵造切妻造平入り 2 階建。軟膏オブラートの製法を考案した山下九助が明治 35 年（1902）に横手に定住し、明治 37 年（1904）頃に建てたとされる。	登録
17	遠藤家住宅主屋	建造物	民家 その他	木造 2 階建。主屋、鞘付土蔵、漬物蔵、板倉（セロ）がある。明治 44 年（1911）の建築。	登録
18	遠藤家住宅土蔵	建造物	民家 その他	土蔵造切妻造 2 階建。腰部は煉瓦積である。明治 44 年（1911）の建築。	登録
19	雄物川民家苑 木戸五郎兵衛村 民家	建造物	民家 その他	雄物川町及び羽後町、雄勝町（現湯沢市）の民家を移築したもの。旧寺田家住宅は明治 13 年（1880）、旧佐藤家住宅は明治 - 大正時代、旧石黒家住宅は明治 - 大正時代、旧近野家住宅は江戸末期の建築とされる。	市
20	浅舞酒造店舗	建造物	民家 その他	木造切妻造平屋建。昭和初期の建築とされる。	登録
21	浅舞酒造仕込み蔵・貯蔵蔵及び作業場	建造物	民家 その他	木造平屋一部 2 階建。大正時代の建築とされる。	登録
22	浅舞酒造吟醸蔵及び配場	建造物	民家 その他	土蔵造及び石造切妻造平屋建。昭和初期の建築とされる。	登録
23	佐藤家住宅	建造物	民家 その他	明治中期に行われた覆屋の拡張や装飾化などに増田の隆盛期における趣向をよく示している。土蔵を鞘で覆い主屋としているのは伝建地区内で唯一。明治初期の建築。	国
24	旧松浦家住宅	建造物	民家 その他	重伝建地区において、明治期に遡る主屋、鞘付土蔵、外蔵が完存する唯一の例。増田における住宅の近代の変容の端緒をよく示す。主屋は明治 22 年（1889）、座敷蔵は明治 36 年（1903）、米蔵は明治 23 年（1890）頃の建築。	国
25	旧杏華堂石田医院座敷蔵	建造物	民家 その他	土蔵造切妻造 2 階建。和様折衷の鞘付土蔵。大正 15 年（1926）建築。観光案内所「ほたる」の一部として利用。	登録
26	谷藤家住宅 主屋・座敷蔵及び味噌蔵	建造物	民家 その他	主屋は木造 2 階建で昭和初期の和風邸宅。座敷蔵は土蔵造 2 階建で味噌蔵は前家主であった左官職人が建てた。主屋は昭和 17-18 年（1942-43）、座敷蔵は明治前期、味噌蔵は明治後期の建築。	市

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
27	果樹生産や出荷に係る施設	建造物	工場・倉庫等	りんごの生産や出荷、研究に係る施設が羽州街道中央部を中心に多く残る。昭和40年（1965）前後に栄や醍醐、亀田地区など各地の農事組合法人により選果場や冷蔵施設や選果場などの施設が建設された。	—
28	釣りキチ三平原画	美術工芸品	絵画	増田地域狙半内地区を主な舞台にした釣りを題材としたマンガ。原画が横手市増田まんが美術館に収蔵される。	未
29	藤原利三郎 頌徳碑	美術工芸品	歴史資料	應鷹園の開墾とりんご栽培に功績のあった藤原利三郎を称え、應鷹園有志により昭和3年（1928）に建立。毎年祭礼が行われる。	未
30	リンゴの唄	無形	芸能	昭和20年（1945）夏に亀田地区の沢口集落付近で撮影された佐々木康監督（雄物川地域出身）の映画「そよかぜ」の主題歌を並木路子が歌う。平成元年（1989）に真人公園内に「リンゴの唄の碑」が設置された。	未
31	仁井田菅笠	無形	工芸技術	天文年間、加賀笠の技法が伝えられたのが始まりとされる。素材は菅（自家栽培）、竹等。製作過程が綿密なため、他産製品より耐久力が強く品質が良い。	市
32	いぶし（燻し）小屋	有形民俗	生業	収穫した大根を水洗いし、縄で縛り燻す小屋。昭和40年代以降に燻す用途のために建てられた例が多いが、中には茅葺形式の小屋もある。秋になると各家々から、大根を燻す煙が辺りに立ち込める。	未
33	自噴井戸などの水神の祠	有形民俗	信仰	浅舞地区では、湧泉や自噴井戸を家々の敷地裏手などに構え、生活用水として共同で利用していた。井戸付近に祠を建てて祀る例も多く、水神祭りも行われていた。	未
34	犬コ	有形民俗	年中行事・祭礼	しんご細工。2月15日のかまぐらの夜に、犬コを窓や入口に置く風習があり、昭和前期の犬コが羽黒町や上内町などの個人によって保管される。湯沢の「犬コ」と同様のもの。	未
35	かまぐら行事の祭具	有形民俗	年中行事・祭礼	旧栄通町（田中町）の祭具一式。大正6年（1917）奉納の祠と、明治28年（1895）の墨書のある錦地の幕、明治35年（1902）の墨書のある版木、「水」の形の燈明台がかまぐら館で公開されている。	未
36	発酵文化	無形民俗	風俗慣習（衣食住）	海が遠く雪深い米どころという地理的条件から、米糴を使った保存技術が発達した。昭和30年代には、100件を超える糴製造所があったとされ、清酒のほか、甘酒、糴割合の高い横手味噌、なた漬け、花ずしなどがある。	—
37	出稼ぎ	無形民俗	風俗慣習（生業）	居住地に家族を残し他の地域へ一定の期間居住し就労する労働形態。高度成長期の昭和40年代、農閑期となる冬季間、首都圏の労働者不足を補填する労働力として農家が多く従事した。現在は激減している。	—
38	山内杜氏	無形民俗	風俗慣習（生業）	酒造出稼ぎ。明治末期から大正にかけて最盛期。山内杜氏組合は大正11年（1922）に創立、酒造講習会が行われたが戦時中に中断、昭和24年（1949）に再発足した。	—
39	ぶどう栽培	無形民俗	風俗慣習（生業）	横手地区東部と山内西地区西部が一大生産地となっている。明治11年（1878）に甲州ぶどうを試作したのが始まりとされ、明治42年（1909）にキャンベルズやナイヤガラ栽培に成功し、樹園地が増加した。	—
40	いぶりがっこ製造	無形民俗	風俗慣習（生業）	山内地域では、十分に天日に当てられない大根を家の中に干して囲炉裏の火と煙で燻した。昭和30年代に「いぶし小屋」での焚き火干しに変化する。燻し期間は11月上旬～12月上旬で、その後米糠・塩等で漬け込まれる。	未
41	りんご栽培	無形民俗	風俗慣習（生業）	明治9年（1876）に醍醐村の伊藤謙吉が県からリンゴの苗木の払い下げを受けたのが平鹿りんごのはじまりとされる。明治期に應鷹園や金麓園などの樹園地が開かれ、昭和30年代から斜面地が大規模に開墾された。	—
42	さくらんぼ栽培	無形民俗	風俗慣習（生業）	明治初期に秋田県にさくらんぼの苗木が導入され、十文字でもそのころから栽培されていると伝わる。三重地区の富沢集落などで特に盛んに行われている。	未
43	清水信仰	無形民俗	風俗慣習（信仰）	湧泉を清水（しず）と呼び、神聖視してお清水様（水神）を祀った。泉の傍らに祠を建て、5月1日に毎年清水まつりを行っている家庭もある。	—
44	雪中田植行事（阿気）	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	2月11日に兜台神社境内で実施。藁と豆殻を束ねたものを苗に見立てて雪面に植えつけ五穀豊穡、家内安全を祈願する。どんと焼きも合わせて行われる。	未
45	横手のかまぐら	無形民俗	風俗慣習（年中行事・祭礼）	2月15・16日実施。小正月行事。水神祭り。雪室（直径3m、高さ2.5mの円筒形）を作り、神棚に供え物をする。子供たちが集まって甘酒や餅を食べる。左義長の火祭りと井戸水神信仰に由来すると伝わる。	市
46	甘酒（甘えっこ）	無形民俗	風俗慣習（食・食文化）	横手の甘酒は、飲用だけではなく、なた漬けや花ずしなどの漬物で使ったり、その他料理の際の調味料としたりしても使用している。「甘（あま）えっこ」とも称し、家庭でも自家用として作り、愛用している。	—
47	しみ（凍み）大根	無形民俗	風俗慣習（食・食文化）	大根を寒風に晒して干したもの。地域独特の食べ物となっている。	—
48	清香園	遺跡	その他遺跡	伊藤謙吉が「植物自由試験所」を設立し、県内で初めて栽培を始めた場所。実がついたのが明治12年（1879）頃で、その後樹園地を拡大した。園内には秋田県知事青山貞が碑文を自ら揮毫したという進徳修行之碑がある。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
49	應鷹園	遺跡	その他 遺跡	りんご樹園地。藤原利三郎（1868-1935）が真人山の麓を開墾し、近隣農家16戸で、計25haを開墾してりんごを植栽。明治43年（1910）に完成させた。当時醍醐村村長の山田貞吉がこの地を「應鷹園」と命名したという。	未
50	そよかぜ（映画）ロケ地	遺跡	その他 遺跡	昭和20年（1945）夏に亀田地区の沢口集落付近で撮影された映画「そよかぜ」が同年10月10日に封切りされた。地元の女性たちもエキストラとして多数参加しており、主題歌の「リンゴの唄」は現在も歌われ続ける。	未
51	トミヨ及びイバラトミヨ生息地	動物、 植物、 地質鉱物	動物	氷河期からの依存種で、ハリザッコ、トゲウオともいわれるトミヨ（トミヨ淡水型）とイバラトミヨ（トミヨ雄物型）の2種が混生し、横手、平鹿、十文字地域の一部の湧泉で、全国で唯一両種間に生殖隔離の存在が判明し、学術的にも貴重とされる。その中でも特に状態の良い平鹿地域の琵琶沼、荒小屋沼、天龍沼が生息地として指定される。	県
52	街道沿いに広がるぶどう棚の景観	文化的 景観	—	農耕に関する景観地。横手地域東部から山内地域西部にかけては、明治時代から行われるぶどうの主産地であり、奥羽山脈の麓にぶどう棚の景観が広がる。秋の収穫期には、直売所が街道沿いに並び、賑わいを創出する。ぶどう栽培はこの付近を核に広がっている。	未
53	浅舞地区の湧泉群にみる景観	文化的 景観	—	水の利用に関する景観地。平鹿地域は、旧皆瀬川などの河道及びその氾濫平野が広がり、その中に点在する微高地上に多くの湧泉がみられる。浅舞地区などでは、これを田畑の灌漑用水或いは酒造業、染色業などの産業にも活用してきた。	未
54	いぶりがっこの生産景観	文化的 景観	—	農耕に関する景観地。豊かな森林資源に囲まれた谷間の農家の小屋から晩秋になると白い煙が立ち上る。いぶりがっこを製造し、食文化を育む山間の情緒ある景観。	未
55	斜面地でのりんごの樹園地景観	文化的 景観	—	農耕に関する景観地。雄平フルーツライン沿いには斜面地に切り開かれた樹園地が広がる。周辺には應鷹園、金麓園など、当地方のりんご栽培の草分けとなった樹園地が広がるほか、西方に見える鳥海山との対比も相まって、良好な景観を形成している。	未
56	さくらんぼの農耕景観	文化的 景観	—	農耕に関する景観地。三重地区の土壌がさくらんぼ栽培に適しており、明治以降盛んになった。こうした河岸段丘上のさくらんぼ畑が周囲の水田とあいまって、遠方に見える鳥海山とともに良好な景観を形成している。	未
57	浅舞の町並み	伝統的 建造物群	—	在郷町。沼館街道沿いにあり、増田街道などが分岐する交通の結節点である。豊富な湧泉を利用した醸造業・染色業が盛んだった。敷地奥に湧泉や自噴井戸を構え祠を設けるなど、水と人との共生の歴史が垣間見える。	未
58	横手市増田伝統的建造物群保存地区	伝統的 建造物群	—	在郷町。近世期に整備された地割や水路をよく残す。切妻造妻入を主とする店舗兼住宅の主屋が軒を連ね、その背後に主屋と連続する鞘付土蔵を接続し、豪雪に対応した長大な空間を形成している。	国
59	小栗山の町並み	伝統的 建造物群	—	農村集落。街道から狙半内川を挟んだ対岸丘陵上の小栗山神社を中心に集落が形成。平野部の建物と比べ屋根が急勾配であるなど、豪雪に対応したつくりがみられる。神社と境内の「ねじりの大杉」はランドマークとなっている。	未

- ・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。
- ・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。
- ・建造物については、雪国に特徴的なつくりをしているものが多いが、ここでは、こうした特性を象徴する指定等歴史文化遺産のうち、民家建築に位置づけられるものについて網羅的に取り上げた。但し、横手市増田伝統的建造物群保存地区内に所在する市指定及び国登録の建造物については、数も多いため、個別の概要の記載及び図示を省略している。
- ・名勝地に位置づけられる湧泉は、市内に多く存在するが、数も多いため個別の概要の記載を省略し、その分布状況については、以後に掲載する図版の中で示している。山内地域を中心に、把握が十分でない地域もある。

主な構成歴史文化遺産の分布



- ・ 番号 32「燻し小屋」や番号 40「いぶりがっこ製造」、番号 54「いぶりがっこの生産景観」については、山内地域に広く分布しているが、図上では、比較的集中的に分布する山内西地区の土淵周辺や、山内南地区の三又周辺で示している。
- ・ 番号 33「自噴井戸などの水神の祠」についても、平鹿地域をはじめ市内に広く分布しているが、図上では、比較的集中的に分布している浅舞地区で示している。

地域遺産の概要を示す写真



横手の豪雪

豪雪地帯横手では、多い時には平野部で2回、山間部では5回以上の雪下ろしを行い、屋根の雪を下す。生産環境や交通にも影響を与える雪との共生は恒久的な課題でもある。



いぶりがっこ製造
（山内地域）

室町時代から行われたとの伝承も残るいぶりがっこ製造は、日照時間が少なく降雪も早いという山内地域の立地から育まれた発酵文化の食品として象徴的な存在の一つである。（番号 40）



傘杉の清水
（雄物川地域）

かつてはそばに茶屋があり、夕涼みの客で賑わったという。弘化2年（1845）の「沼館村絵図」（市指定）にも描かれた傘杉（市指定）と不断泉の湧泉は、穀倉地帯の象徴でもある。



内蔵
（増田地域ほか）

土蔵とトオリドマを鞘となる建物で覆うことで、冬期間の建物内の往来や土蔵の管理を容易にした。風雨にさらされないことで、土蔵は磨き上げられた漆喰など技術的な象徴ともなった。

地域遺産の名称

近世由来の伝統文化とコミュニティ

地域遺産の概要

近世由来の神社と住民活動

市内の神社は祭神や設立経緯も多様であるものの、集落の設立に起因して設立されたものが多い。歴史的経緯から、在郷町の中心となる地域全体の鎮守として機能してきた比較的大規模な神社は、小野寺氏や佐竹氏の庇護を受けてきたものも多い。当地方のこうした神社の多くは、主として近世から近代にかけて、村や集落単位で鎮守などを目的に氏神や産土神^{うぶすながみ}を祀る神社として置かれたものである。村や集落の神社では、住民が氏子として日常の神社管理のほか、ハレの日としての祭礼を行っていた。こうした活動を通じて集落の結束が高まり、祭礼における神前奉納や地域への披露を目的とした民俗芸能も育まれ、神社は地域一体となった活動拠点の一つとしての役割も担っていた。

多様な行事や民俗芸能

本市域の祭礼には、民俗芸能と一体的に育まれ継承されてきたものが多くあり、神社例祭における神輿渡御^{みこしとぎょ}とともに披露される囃子や踊りのほか、神楽、番楽、ささら舞いなど多様である。一方、必ずしも神事を伴うものばかりでなく、鹿島行事や松明^{たいまつ}焼きのように、集落等で実施する民間信仰的な側面が強い年中行事もある。こうした祭礼や年中行事としての「行事」とこれに付随する「民俗芸能」は、いずれも村や集落単位で実施或いは継承されてきたものが多い。同じ種類の行事であっても、画一的でなく個々に変容がみられることから、各地に伝わる行事や民俗芸能は、各々その地域が歩んできた歴史を示すものともいえる。

現在に息づく修験の要素

現在継続する行事や日々の生活における習俗には、修験の要素も取り込まれている。江戸時代には、神社を管理する修験系の別当によって修験の要素も民衆に広がったとされる。「鳥海山講」や「月山講」などの講も組織されたほか、近代初頭までには「出羽三山塔」など多くの山岳信仰塔も建てられた。「獅子舞」に使用された獅子頭などの有形資料が残るほか、「番楽」などの民俗芸能、年中行事として行われる「春祈祷」、「虫送り」、「火祭り」、行事における音の要素としての「法螺貝^{ほらがい}」、力比べの要素としての「旗背負^{はたしよ}い」、「綱引き」など、現代に息づいているものも多くある。

世代間交流が紡ぐ伝統文化

各地に残る行事や民俗芸能などの社会共同体としての活動は、共同での農作業等と同等に地域コミュニティ醸成の重要なツールであり、世代間交流による技術伝承の機能も果たしていた。継承することを意識せず、生活の一端として活動を実施してきたことが、結果として継承につながったともいえる。こうした無意識の蓄積はいつしか伝統となり、近世までに整えられた集落体系や集落特性が現在まで基盤となっている本市域においては、それぞれの地域の歴史と「らしさ」を体現する行事や民俗芸能として、本市に残る多様な伝統文化の広がりを示している。

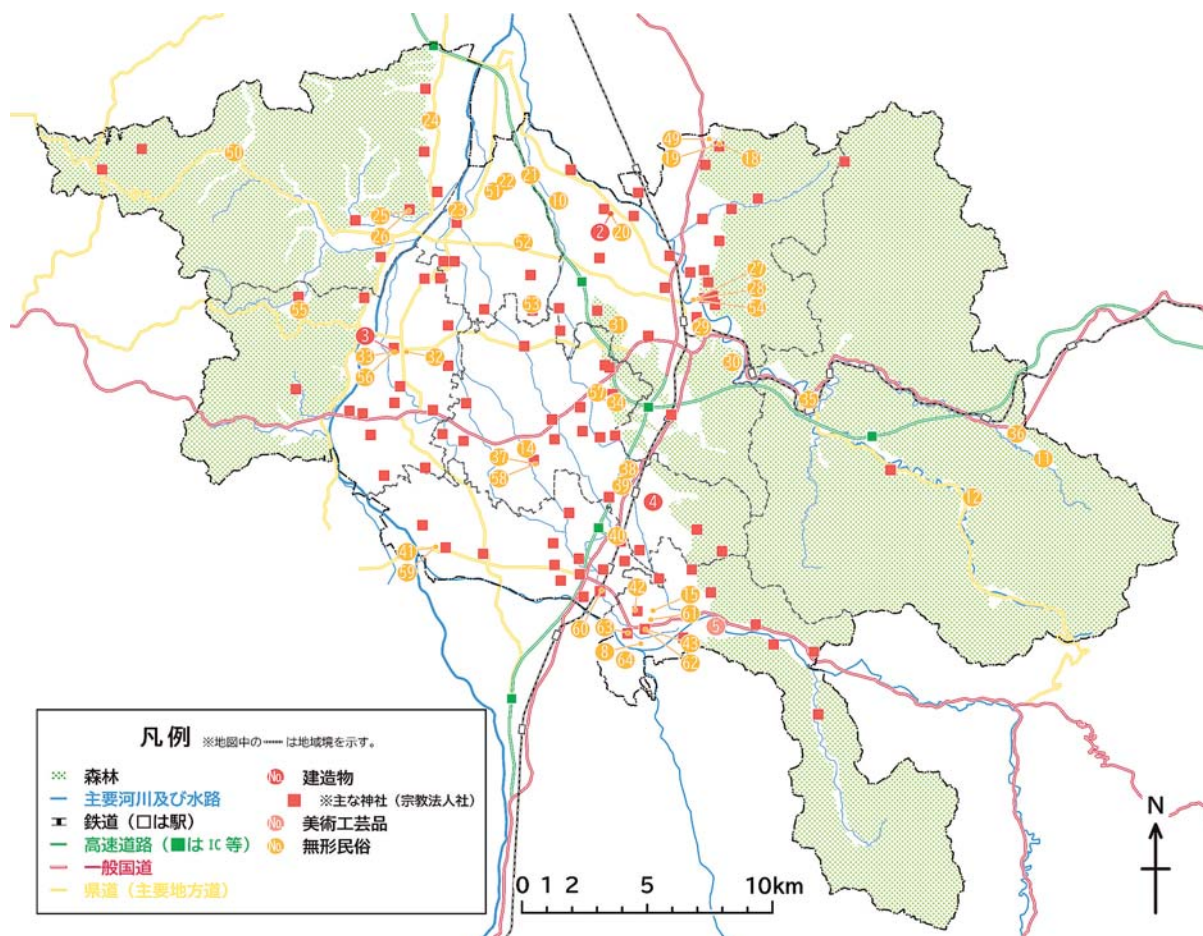
主な構成歴史文化遺産一覧					
番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
1	市内の神社	建造物	神社	市内には多数の神社があり、集落単位で置かれている例が多い。八幡神を祀る八幡神社や天照大神を祀る神明社などが多く、107社の宗教法人社がある。このほか、新田開発等に伴い創建された神社などもある。	—
2	貴船神社	建造物	神社	本殿が市指定文化財。3月に梵天が奉納される。本殿は弘化4年（1847）の建築。文久3年（1863）の神輿がある。	市
3	沼館八幡神社	建造物	神社	本殿が市指定文化財。明治9年（1876）に類焼し、久保田城内の文化年間（1804-18）建築の稲荷神社社殿を購入し明治12年（1879）に移築した。拝殿、幣殿も同時期の建築とされる。神輿渡御及び道中獅子は市指定。	市
4	八幡神社（三嶋）	建造物	神社	本殿が市指定文化財。本殿は明治26年（1893）の建築で彫刻は横手地区の中島重栄の作。	市
5	ことばの碑	美術 工芸品	歴史資料	旧西成瀬小学校校庭に所在。昭和39年（1964）の建立。旧西成瀬小学校では平成14年（2002）の閉校まで標準語教育が続き、「ことば先生」制度のもとで高・低学年の児童間で言語指導も確立していた。	未
6	各地に残る信仰 塔や供養塔など	有形民俗	信仰	市内各地に江戸時代から明治にかけての山岳信仰塔や庚申塔、二十三夜塔などの塔が残る。かつては講も組織され祭礼も行われた。市街地では近隣の神社等に移された例も多いが、農村部では集落外れに多く残る。	—
7	ゆいっこ	無形民俗	風俗慣習 （衣食住）	労働力の相互扶助の「結い」のこと。市内でも広く息づいている。	—
8	増田の花火	無形民俗	風俗慣習 （衣食住）	9月14日開催。二尺玉のほか約80発の花火が打ち上げられる。90回以上の開催を数え、かつては月山神社例祭の奉納花火として催された。県内で最も歴史があり、かつ最も遅い開催の花火大会とされる。	未
9	標準語の村	無形民俗	風俗慣習 （衣食住）	遠藤熊吉（1874-1952）が西成瀬小学校で方言を大切にしながらも学校では標準語を話せるように低学年から指導した。この実践により西成瀬地区は標準語が飛び交う村となり標準語の村と呼ばれた。	—
10	百万遍念仏 （黒川）	無形民俗	風俗慣習 （信仰）	春彼岸の頃に百万遍と呼ばれる疫病退散のための祈祷念仏が行われる。各家から女性一人が出て、村はずれの辻、または地藏尊の前などに円座になって座り、木の数珠をたぐりながら法名を唱える。	未
11	百万遍念仏 （黒沢）	無形民俗	風俗慣習 （信仰）	旧暦2月15日（現在は3月中旬）に実施。当麻曼陀羅の開帳に合わせて、行われる数珠廻し。現在は、曼荼羅堂（オマンドラ様）で行われ、33回廻す。この行事には男性も参加するという。	未
12	百万遍念仏 （南郷）	無形民俗	風俗慣習 （信仰）	新暦の1月17日またはこれに近い休日に実施。数珠をたぐり南無阿弥陀仏を唱え、100回廻す。集落の両端と中央の3か所でそれぞれ三分の一ずつ廻して百万遍とする。男性や子供も入る場合がある。	未
13	念仏講	無形民俗	風俗慣習 （信仰）	百万遍念仏に限らず市内には集落等を単位とした念仏講が残る集落もあり、期日は不特定ながら、集落の要所で念仏を唱えるという。実際の開催状況の把握が待たれる。	—
14	地藏様祭り （浅舞）	無形民俗	風俗慣習 （信仰）	旧暦6月23・24日に実施。地藏の衣替えをし、お膳を2つ供える。僧侶より読経をしてもらい、講中の参拝者にはお神酒をふるまう。	未
15	地藏尊祭り （増田）	無形民俗	風俗慣習 （信仰）	7月24日。地藏講による延命地藏（コロリ地藏）の大祭。	未
16	鹿島流し（鹿島 送り）行事	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	「鹿島送り」「鹿島流し」など地区によって呼称は異なる。ここで製作される鹿島人形は、集落住民が集まって共同で製作される場合が多い。	—
17	鹿島立て（厄神 立て）行事	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	「鹿島立て」「厄神立て」と呼称される。製作される鹿島人形や大草鞋は、集落住民が集まって共同で製作される場合が多い。	—
18	金沢八幡宮掛 け歌行事	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	9月14日から15日未明にかけて例祭の宵宮の行事として実施。初めに神前に奉納された後に仙北荷方節の節に即興で歌詞をつけて相手と掛け合い、歌の優劣を競う。	県
19	梵天奉納行事 （金澤八幡宮）	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	2月18日に実施。鉢巻きの装飾がないので「腰巻きぼんでん」とも呼んでいる。各町内で御幣を渡し、御祈禱となる。午後より参道大鳥居での先陣争いとなり、争って八幡宮に納める。	未
20	梵天奉納行事 （貴船神社）	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	3月第3日曜日に実施。恵比須俵も奉納される。	未
21	梵天奉納行事 （若宮権現神社）	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	4月5日に実施。一時中断した。戦前は15本程奉納されたが現在は1本程度の奉納である。	未
22	梵天奉納行事 （田村神社）	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	田村神社例祭日の5月3日に氏子内に33歳になる厄の者がいる場合、厄除けとして恵比須俵とともに梵天を奉納する。	未
23	梵天奉納行事 （長太郎稲荷神社）	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	2月第1日曜日実施。「初午ボンデン祭」。梵天と恵比須俵を近隣集落の若者たちが競って奉納する。早朝より中島集落では梵天の巡行があり、途中でぶつかり合いとなる。大正15年（1926）からの記録がある。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
24	三助稲荷神社の 梵天奉納行事	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	現在は1月3日実施。奉納日は変動している。豊作祈願に梵天と恵比須俵を奉納する。300年前からの行事とされ、押し合いも行われる。起源は江戸前期。永禄年間(1558-70年)頃との説もある。	市
25	神輿渡御行事 (大森神社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	5月1日に実施。氏子の人々で構成された神輿渡御の行列が町内を巡行する。	未
26	梵天奉納行事 (大森神社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	1月7日に実施。現在は大森神社里宮に梵天と恵比須俵を奉納する。	未
27	ねむり流し	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	「小舟」や「ねぶ流し」とも言われ、8月6日に子どもたちが、送り盆行事の屋形舟より一回り小さい舟を、サイサイ囃子とともに蛇の崎橋河原に引き出す。睡魔や災厄を川に流し、農作業の安全を祈るものとされ、本来七夕行事であるが、現在は盆行事の一連とされる。	未
28	横手の送り盆行事	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	8月16日実施。各町内のサイサイ囃子と屋形舟が蛇の崎橋河原に繰り出す。屋形舟は寺の屋根を模した骨組みに万霊供養の灯籠を立て、青竹に短冊を下げる。読経の後灯籠流しがあり、舟のぶつけ合いが行われる。	県
29	神輿渡御行事 (神明社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	5月5日実施。各町内に矢来が組まれ、神輿が巡行する。路地では唐櫃が御分霊を載せて巡行する。	未
30	旭岡山神社の 梵天	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	2月17日実施。頭飾りが大きく、他の梵天行事と比べると装飾も豊かであるとされる。小若梵天や恵比寿俵も奉納される。起源については天保年間(1830-1844)や嘉永年間(1848-54)など諸説ある。	市
31	小屋コ焼き (城野岡の山神 神社火祭り)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	12月12日に実施。杉丸太と藁で山神社に戸羽小屋を作る。夕方より小屋焼きとなる。	未
32	梵天奉納行事 (五郎兵衛稲荷 神社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	旧暦2月初午に実施。初午まつりとも呼ばれる。近年は梵天ではなく恵比寿俵が奉納される。家内安全、豊作、商売繁盛を願い町内一巡後に拝殿で押し合いながら奉納し、その後俵を開いて参拝者に餅を撒く。	未
33	沼館八幡神社 神輿渡御行事	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	9月の第二日曜日に実施。獅子舞や御幣を背にした馬が神輿の前を歩むなど特徴ある。神社を出発した後、南側から順に氏子の住む集落を回り、主要な辻で獅子舞を披露しながら、「御神輿宿」(御宿)を目指す。	市
34	荒処の沼入り梵 天行事	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	祭日は5月1日。敵島神社での神事の後、年番宅から弁財天沼まで梵天と若集一行が囃子と共に巡行し、沼の前で祈祷の後、沼中央部まで運び、梵天を立てる。	県
35	神輿渡御行事 (鶴ヶ池塩湯彦 神社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	6月の第2または第3日曜日に祭山会による神輿奉納がある。同日、駅前子供会による恵比須俵も奉納される。	未
36	鹿島様のお召し 替え(田代沢)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	4月29日実施。鹿島立て行事の一種。岩手県との県境付近に立てられ疫病を防ぐとする。集落の人々が藁束を持ち寄って衣替えを行う。衣替えが終わるとお神酒をあげる。木組みをして藁で作った大きさは4m程。	未
37	浅舞八幡神社 神輿渡御行事と 山車巡行行事	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	現在は9月の第二日曜日に実施。氏子の人々で構成された神輿と浅舞地区の12の町内による「飾り山」や「踊り山」と呼ばれる山車が奉納され、浅舞地区と周辺集落を巡行する。	市
38	松明焼き (金屋)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	1月15日に実施。各家で男の数だけ松明を作り、藁に火をつける。どんと焼きとは異なり札や門松は燃やさない。男性のみで行う行事。	未
39	松明焼き (上醍醐)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	1月15日に実施。各家で男の数だけ松明を作り、藁に火をつける。上醍醐地区には刀鍛冶が、金屋地区には弓矢職人がおり、互いに火の神を奉り参拝し合ったのが始まりと伝わる。	未
40	梨木水かぶり	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	2月第3日曜日に実施。若者たちが恵比須俵に続き、締め込み姿で集落を練り歩き、その年の息災を祈る。神社に戻ると、家内安全を祈り履いていた草鞋を境内の榎の木に投げ、引っ掛ける。宝暦元年(1751)始まりという。	市
41	神輿渡御行事 (祇園社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	8月15日実施。文政11年(1828)に京都より神輿を購入し、以来神輿渡御を実施する。大名行列と神明神楽、祇園囃子(市指定)、獅子の口割が行われる。	未
42	梵天奉納行事 (三所神社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	2月20日(現在は2月第3日曜日)に実施。制札と法螺貝を先頭にぼんでん唄を歌い、ジョヤサと掛け声をあげながら町内を巡り、神社に奉納する。	未
43	月山神社 神輿 渡御行事	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	9月15日実施。早朝、白装束の「旗背負い」一行が前触れをする。その後氏子の人々で構成された神輿の行列が町内を巡行する。江戸後期から行われる。	市
44	火祭り	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	2月ごろに実施。神主が集落を周り祈祷する行事。春祈祷の一種。増田地域狙半内地区では、かつては宿を拠点に神主が厄年の家に入っていたが現在は各集落会館で実施する。市内では各戸で実施する例も多い。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
45	虫追い	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	松明を作り毎年7月上旬の夕暮れに村外れの田で焼いて虫除けと豊作を祈願する。増田、十文字各地域の一部集落では現在も開催される。中断の後近年再開された集落もあるが、市内全体での把握が待たれる。	—
46	梵天唄	無形民俗	風俗慣習 (民謡)	祭り歌。市内の梵天奉納行事において歌われる。	未
47	祇園囃子	無形民俗	風俗慣習 (民謡)	踊り歌。風流歌。祭りの行列や舞踊で歌われる。	未
48	恵比寿俵歌	無形民俗	風俗慣習 (民謡)	祭り歌。	未
49	金沢ささら舞	無形民俗	民俗芸能	金沢八幡宮の例大祭にあたる9月15日に実施。一人立三頭獅子で、武士・農民・花笠・ゲホ・唐扇などとともに地区内を巡りながら舞を披露する。最後に八幡宮の鳥居前で舞を神社に奉納する。演技には狂言とささら17番があるが、現在は1演目のみ実施される。	市
50	八沢木獅子舞	無形民俗	民俗芸能	「本木神楽」とも呼ばれ、昭和30年(1955)から八沢木獅子舞として伝承される。現在は新暦8月11日などに舞が披露される。起源には諸説ある。	県
51	田村囃子	無形民俗	民俗芸能	8月22日の新町鹿島流しの際に実施。鹿島送りに演奏されるサイサイ囃子。横手の送り盆行事でも演奏。秋田甚句、秋田おぼこ、おいとこなどの演目。昭和32年(1957)から行われている。	未
52	四津屋サイサイ囃子	無形民俗	民俗芸能	7月海の日直前の日曜日に実施。鹿島送りに演奏されるサイサイ囃子。以前は横手の送り盆行事でも演奏。	未
53	八柏のサイサイ囃子	無形民俗	民俗芸能	7月24日に実施。鹿島送りに演奏されるサイサイ囃子。近年は、横手の送り盆行事にも参加している。	未
54	横手囃子 (サイサイ)	無形民俗	民俗芸能	送り盆行事の屋形舟に帯同して演奏されるサイサイ囃子。寄せ太鼓(どどろこ)・横手盆踊り・秋田おぼこ・秋田甚句・甚句くずし・おいとこ・道中拳ばやし・道中節がある。	未
55	二井山神楽	無形民俗	民俗芸能	8月13、16、20日に実施。平成10年代から中断中だが、近年再開に向けた動きも芽生えている。300年前から行われているとされる。村中安全、家内安全、無病息災を祈願する。	市
56	沼館八幡の獅子舞	無形民俗	民俗芸能	沼館八幡神社 神輿渡御行事を構成する。いわゆる道中獅子で、沼館八幡神社祭典における神輿渡御に際し、行列の先頭に配され、町内安全、五穀豊穡、悪魔退散の獅子振りが町内各箇所で行われる。	市
57	深間内神楽	無形民俗	民俗芸能	8月23日実施。深間内集落伊多子神社境内で演じられる。伊勢神楽系。関ヶ原の合戦に敗れた豊田方の落人が伝えたといわれ、獅子舞・お亀舞・早鳥舞で構成される。お亀舞の歌舞は独特とされる。	市
58	鍋倉囃子	無形民俗	民俗芸能	五穀豊穡・無病息災・家内安全・虫送りの願いを込めて行った鹿島送りに奉納されたのが始まりで100年以上の伝統を持つという。現在では鹿島送り行事や浅舞八幡神社の祭礼において披露している。	市
59	今泉祇園囃子	無形民俗	民俗芸能	神輿渡御行事(祇園社)を構成する。行列の最後列につく囃子。行列自体が古式を留め、番楽面を先頭に獅子舞、神輿と続き、舞を演じ、囃子と踊りを披露する。	市
60	仁井田番楽	無形民俗	民俗芸能	毎年9月7日に新山神社へ奉納、翌8日には氏子の家々を巡る。山伏神楽系。郷中安全、五穀豊穡を祈願した神前奉納舞楽は古来のもので、能楽以前のものとされている。演目は14。	県
61	盆踊り行事 (増田)	無形民俗	民俗芸能	8月15日に開催。中七日町通りから本町通りを会場にして実施する。起源は不明だが、増田城築城にあたり生き埋めにされた姫を甦らすために始まったとの伝承がある。大正初期の記録がある。	未
62	増田の福嶋サイサイ	無形民俗	民俗芸能	月山神社 神輿渡御行事を構成する。増田の盆踊りの囃子方でもある。文化8年(1811)の藩主巡覧にあたり、親方衆が福嶋集落の若者に囃子を習得させ、披露したのが始まりという。	市
63	八木番楽	無形民俗	民俗芸能	9月8・9日実施。八木神社へ奉納する番楽で、花番楽・信夫の太郎・御上使・曾我兄弟など8番の演目がある。	市
64	戸波神社の芸能	無形民俗	民俗芸能	5月5日、8月14・15日実施。祇園ばやし・草音頭・狐ばやし。薬師神社に奉納する踊りで、はぎこの衣装にトリオイ笠、素足に藁草履の衣装で踊る。近世に加賀浪人が伝えたといわれている。	市

- ・構成する歴史文化遺産は主なものを示しており、ここで挙げた歴史文化遺産が地域遺産の概要を示す全ての歴史文化遺産と限るものではない。
- ・指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。
- ・本地域遺産を構成する神社については市内に多く所在するが、全容の把握はなされていないため、指定等歴史文化遺産のみ個別の概要の記載を記載することとし、その分布状況については、神社の中でも代表的な107社の宗教法人社について、以後に掲載する図版の中でその分布を示している。
- ・同様に有形民俗(信仰)に位置づけられる民間信仰にまつわる石造物(信仰塔)などについては、各市町村史に詳しいが、市内に多数所在していることから、個別の概要の記載及び分布状況の図化を省略している。
- ・念仏講等の講組織は把握したものを掲載したが、現在実施されていない例もあるため今後の調査が待たれる。

主な構成歴史文化遺産の分布



※神社については、数も多いことから便宜上宗教法人格のある神社のみを掲載し、民俗芸能等もこれに倣った。

地域遺産の概要を示す写真



集落社の例
(十文字地域)

市内では集落ごと神社が置かれている例が多い。新田開発によって新たに村が開かれた際に創建されたなど、起源の明白な神社も多い。こうした神社を拠点の一つとして、地域コミュニティが育まれてきた。



鹿島行事
(平鹿地域)

市内の行事・祭礼や民俗芸能は多様であるが、多くは氏子や集落の単位で実施・継承されてきた。毎年の実施を重ねることで特徴も備えるようになり、同じ種類の行事であっても地域ごとの特徴がみられる。(番号 16・17)



旗背負い
(雄物川地域)

修験は、現代では表立って見ることは少ないが、行事や日々の慣習において、修験に起因する様々な要素が残る。神輿渡御における旗背負いのように、伝統的な行事の中に組み込まれている例もある。(番号 33)



技の伝承の例
(平鹿地域)

行事にあたっての様々な技の伝承は、氏子や集落単位であったり、家庭で親から子へ孫へと伝承されてきた。こうした従来要素が減少したことにより、体験会や講座等が開催される機会が増加しつつある。

第5章 歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する方針

ここでは、個々の歴史文化遺産と、地域遺産について、総合的な保存・活用を進めていくための課題と方針について取り上げる。

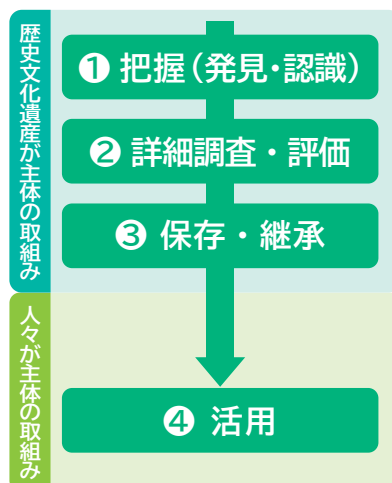
1. 前提条件の整理

方針の設定にあたり、「把握から活用に至るプロセス」と、「プロセスを機能させる基盤の強化」について整理した。

(1) 歴史文化遺産の把握から活用に至るプロセス

歴史文化遺産の把握から活用に至る一般的なプロセスとして①「把握」、②「詳細調査・評価」、③「保存・継承」、④「活用」の4つの段階がある。「把握」から「詳細調査・評価」、「保存・継承」の段階は、「歴史文化遺産が主体」となる取組みであり、歴史文化遺産の抱える個々の事情を加味した取組みが優先される。一方で「活用」は、「人々が主体」となる取組みであり、人が歴史文化遺産を「利用する」行為でもある。

取組みの主体を問わず、全ての段階に「人」が関与することから、いずれの段階でも「周知・発信」が大きく影響する。各段階における考え方は以下のとおりである。なお、本計画中で「保存・活用」と表記しているものは、「保存・継承」及び「活用」を包含したものである。



把握から活用に至るプロセス

① 把握（発見・認識） これまで未確認であった歴史文化遺産の存在が確認され、把握・認識される段階。

新しい発見のほか、所在が不明であったものが改めて確認される例も含む。分布調査や現地踏査、ヒアリング、ワークショップによる確認のほか、把握したものに関するデータとしてのリスト化も含む。

② 詳細調査・評価 歴史文化遺産を詳細に調査し、その特性や価値を学術的な面からも明らかにする段階。

詳細調査によって、地域の歴史文化との関連性も含めた歴史文化遺産の多面的・本質的な価値が明らかになる場合も多く、保存・継承の必要性を判断する根拠ともなる。ここで得た特性に応じ指定等の価値付け（評価）を行う。

③ 保存・継承 特性や価値の明らかになった歴史文化遺産を保存し、次世代に継承していく段階。

指定等によって生じる義務的な保存ばかりでなく、所有者や地域の人々が愛着を持ち大切にしている意識的な保存、維持などの無意識的な保存など多様である。何らかの事情で継承が困難な歴史文化遺産は、調査の一種となる記録保存の手法がとられる例もある。保存にあたっては防犯・防災の意識を持ち必要な対応の実施に留意する必要がある。

④ 活用 歴史文化遺産の本質的価値の性質を理解し、活かす段階。

活用には、第三者の理解を深める公開ばかりでなく、住居等の日常利用や正月等に掛軸を飾る行為、行事や民俗芸能等の準備や実施のほか、探訪や学習教材としての利用も含む。歴史文化遺産を「利用・実施」することが活用ととらえられ、その形態は多様であり、景観との調和など周辺環境に配慮した整備や「周知・発信」も活用である。なお、日常利用や年中行事化の影響もあって、保存と活用が一体化している例もある。観光振興や地域振興の取組みと連動した活用は、学びの場としての側面も持つほか、歴史文化遺産や地域そのものへの理解を深め、賑わい創出の目的を含む。但し、観光振興は、市外の人々や企業などの需要によって成立する戦略的な活用でもあることから、公開のほか各種整備及びソフト面の施策を踏まえた回遊性を高める検討を踏まえ、歴史文化遺産の価値を高め、磨き上げ、活かす機能を高めるための措置も必要である。

歴史文化遺産は、すべて把握を経て認識されたものであるが、以降の進捗は一律でなく、把握でとどまるもの、保存・継承でとどまるものなど多様であり、活用に結び付かない歴史文化遺産も多くある。活用は、歴史文化遺産に対し人々が何らかのアプローチをする行為であるため、適切な活用によって、歴史文化遺産の本質的な魅力が所有者はじめ多くの人に伝わり、歴史文化遺産への親近感を創出し愛着へとつながる。愛着は自主的な意思による歴史文化遺産の保

存や活用、発信などの多様な行動に結び付く。このため、活用は保存を進めていく上でも様々な効能があり、特に建造物や行事等の無形民俗文化財について効果的である。なお、ここでの活用は先に示したように日常利用等の「利用」も含む。このように、なるべく多くの歴史文化遺産を保存・継承していくにあたっては、可能な範囲での活用を進めることが保存・継承体制の強化にもつながる。

これらを効果的に促進するには、歴史文化遺産の「把握」から「活用」のためのシステム作りによる基盤の強化と十分な周知・発信が必要である。

(2) 歴史文化遺産の把握から活用のプロセスを機能させるための基盤強化

第1章で述べた本市を取り巻く状況を踏まえ、「把握」から「活用」を効率的に機能させるために必要な要素について整理した。

社会情勢や経済情勢などは、特に昭和後期から平成にかけて大きく変化している。人口減少や少子高齢化のみならず、核家族化や農業の兼業化など、人々の生活様式も多様化してきた。昔ながらの食文化も失われ、行事や風習の意味も忘却されつつあるが、多様化による影響は特に祭礼や行事などが顕著である。これらは一定の周期で開催され、事前の準備から当日まで多くの関係者の協力により成立し、長年継承されてきた。年中行事と一体化している影響もあり、実施日は多くの場合固定されている。こうした「周期的に開催」、「事前準備から当日までの長期間の関与」、「多数の人員が必要」といった要素は、その一部が脆弱化すると行事そのものの存続に危機を及ぼす。また、建造物のうち民家も同様である。世代交代や家族構成の変更、従事する職業の変化等により、同じ場所、同じ建物に住み続ける必要性が薄れている。このように時代の変化は、人々の思考や保存・継承する環境の変化を生みだしている。このほか社会情勢等の変化によって様々な状況が生じているが、こうした変化は今日初めて生じたものではなく、時代の変遷に伴い常に何らかの形で生じてきたものである。今日残る多様な歴史文化遺産も変化する社会情勢に対応し、今日の姿を形成してきた。これを踏まえ、保存・活用の課題や方針の検討にあたっては、社会情勢の変化を一定程度許容したうえで、前項で示した「把握」から「活用」の各段階において必要な①「仕組みづくり」、②「人づくり」、③「周知・発信」という3つの要素に着目した。

把握から活用に至るプロセスは、本市の歴史文化遺産を持続させていくために各段階で機能していく必要がある。また、このプロセスが全体として効率的に機能するためには、これまで実施してきた取組みを系統立てて整理したうえで措置を設定し、その実施によって基盤を強化する必要もある。このため、本計画では上記の3つの要素に基づいて系統立てた課題及び方針を整理し、方針に基づく措置の実施によってプロセスを効率的に機能させる基盤を強化し、歴史文化遺産の保存・活用につなげるものとする。

2. 既存の調査の概要

本計画の作成にあたり、指定・未指定を問わず市内にある多様な歴史文化遺産の総合調査を実施した。これにより把握した歴史文化遺産のリストは、【別添】に掲載している。

(1) 歴史文化遺産の把握の手段

歴史文化遺産の把握は、下記の手法により実施した。

1) 文献調査

以下の種別の文献を対象とした。このうち、自治体史及び国・地方公共団体による文化財及び埋蔵文化財の調査報告書については、基礎資料として重点的に調査を実施した。

自治体史

横手市及び市町村合併以前の旧横手市や平鹿郡の各自治体が主体となって作成した市町村史。この他に郷土史資料などもある。

国・秋田県・横手市等による文化財等調査報告書

本市を対象に国や秋田県、横手市及び市町村合併以前の旧横手市及び平鹿郡の各自治体が主体となって実施した「把握」及び「詳細調査」の報告書。分布調査の結果に基づき詳細調査を行った調査も多く、各類型或いは分野に関する総合的な調査として位置付けられるものも多々ある。

埋蔵文化財発掘調査報告書

横手市教育委員会及び秋田県教育委員会等が実施した、開発行為に伴う記録保存や学術研究を目的とした埋蔵文化財発掘調査の報告書。

資料館等の紀要

横手市雄物川郷土資料館において作成された、調査や研究の成果でもある資料館紀要。

文化財愛護団体等による報告等

横手郷土史研究会や市内各地区の文化財保護協会などの文化財愛護団体が作成した書籍や報告書。地域の歴史のほか、遺跡、伝統行事等、多岐な分野にわたる報告がなされている。

地域誌・記念誌等

公民館や集落等が主体となって資料集や調査を実施し、取りまとめた冊子等。地域にとって大切なもの、地域で傳承されてきたものなどが適切にまとめられている。

2) まちあるきワークショップ

市内8地域（33 地区）で、計 12 回、のべ 159 名の参加によりワークショップ形式による歴史文化遺産等の分布状況を調査し、350 件あまりの現状を把握した。



◆ワークショップの様子

◆まちあるき

3) 文化財愛護団体による現地調査

地域の文化財愛護団体の協力により、これまで把握した市内の湧泉の現況と、雄物川及びおもな支流における舟運に要した河港跡等の現況について調査を実施した。



◆発見したお宝（歴史文化遺産）の発表



◆発見したお宝（歴史文化遺産）の一覧

まちあるきワークショップの様子

4) 現地調査及びヒアリング

地域住民にヒアリングを行い、かつての町の様子や現在との違い、地域独特の風習や慣習、思い出などの調査を実施し、現地調査を実施した。

5) 所有者等アンケート調査

歴史文化遺産への意識や守り育てる活動について、所有者や民俗芸能保存団体などを対象にアンケートを実施した。後世残すべき歴史文化の設問で得た回答から歴史文化遺産を抽出した。

(2) 既存の調査概要

前項の歴史文化遺産の把握に関する文献調査のうち、「把握」及び「詳細調査」の報告として位置づけることのできる「国・秋田県・横手市等による文化財等調査報告書」を基に、これまでに実施された 58 件の調査報告について類型ごとの状況を述べる。なお、埋蔵文化財発掘調査は含んでいない。

調査主体の内訳は国5件、秋田県が33 件、横手市が20 件であり、一覧として「巻末資料」（表 12）にまとめた。なお、埋蔵文化財発掘調査報告及び市町村史についても、「巻末資料」（表 13）及び（表 14）にまとめている。また、市内各地域及び類型ごとの調査状況については、「巻末資料」（表 15）及び（表 16）にまとめた。

1) 有形文化財

建造物は、民家や近世社寺、近代化遺産、近代和風建築等の調査のほか、波宇志別神社神楽殿などの個別の建造物詳細調査を含む 11 件が行われている。調査主体の内訳は秋田県が6件、横手市が5件である。秋田県が行った調

査を中心に、本市全域の網羅的な調査が実施されていることから、分布状況については概ね把握される。しかし、建造物の特性上、調査後に改築や解体された事例も多くあり、こうした状況については把握が十分でない。

美術工芸品は、横手市史編さん事業に伴う横手地域の寺院が所蔵する資料と、郷土史家が収集した考古資料調査の2件が行われているのみであり、いずれも調査主体は横手市である。主要な美術工芸品等については、各市町村史等に掲載されているもののほか、市内各地域の文化財愛護団体によって当該地域内の文化財を網羅的に調査した報告書等もある。これを踏まえても、特に詳細調査は全般的に十分でない状況にあり、類型別にみると市町村合併以前の各市町村史の編さん作業において調査された古文書や埋蔵文化財発掘調査に基づいた考古資料を除く絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、歴史資料については、調査が不足している。地域別にみると、横手地域や増田地域は比較的調査が進んでいるが、これ以外の地域では未調査の分野が多い。

種別			主体		
			国	県	市
有形文化財	建造物		0	6	5
	美術工芸品	絵画	-	-	1
		彫刻	-	-	-
		工芸品	-	-	-
		書跡・典籍	-	-	-
		古文書	-	-	-
		考古資料	-	-	1
		歴史資料	-	-	-
無形文化財		-	3	-	
民俗文化財	有形民俗文化財	-	3	2	
	無形民俗文化財	-	12	6	
記念物	遺跡	1	2	-	
	名勝地	2	1	-	
	名勝地及び動物、植物、地質鉱物	-	1	-	
	動物、植物、地質鉱物	1	2	3	
文化的景観		1	1	-	
伝統的建造物群		-	-	2	
埋蔵文化財		-	2	-	

計 5 33 20
既存の調査報告数

2) 無形文化財

無形文化財は、「工芸技術」の調査3件を行っているほか、民俗芸能調査の中で「芸能」の一部が取り扱われている。調査主体はいずれも秋田県である。これまでの調査で、概ね把握はなされているとみられるが、現状の確認や詳細調査については十分でない。

3) 民俗文化財

民俗文化財は最も調査の歴史があり、古くは昭和38年(1963)の民俗資料緊急調査がある。民俗芸能、年中行事・行事、民謡のほか、横手の送り盆行事や沼入り梵天行事等の個別行事の詳細調査など23件が行われている。内訳は、有形民俗文化財5件、無形民俗文化財18件である。調査主体の内訳は、有形民俗文化財は秋田県が3件、横手市が2件であり、無形民俗文化財は秋田県が12件、横手市が6件である。横手市が調査主体となったものは、行事等における個別の詳細調査を主体とする。網羅的な分布調査は、主として秋田県が行っている。行事等については、調査後に中断や消滅した事例も多くあるほか、集落単位で行われている比較的小規模な祭礼に伴う行事や、民間信仰に由来する活動などの状況については把握が十分でない。このほか、県内大学による調査が近年行われている。

4) 記念物

遺跡は、中近世城館跡や歴史の道など3件の調査が実施されている。調査主体の内訳は、国が1件、秋田県が2件である。埋蔵文化財発掘調査等の報告については、ここでは対象としていない。

名勝地は、国が実施した庭園・公園等の調査や名勝地に関する総合調査など4件の調査が行われている。このうち秋田県が実施した1件は、名勝地及び動物、植物、地質鉱物両分野の分布及び詳細調査である。調査主体の内訳は、国が2件、秋田県が2件である。庭園に関する調査が多く、景勝地や山岳・河川、眺望地点等の調査は十分でない。

動物、植物、記念物は、秋田県が実施した動物、植物及び地質鉱物の調査のほか、横手地域で環境基本計画策定にあたり調査した動植物の分布調査、魚類である「イバラトミヨ」の生息地調査など7件が行われており、うち1件は名勝地と重複する。調査主体の内訳は、国が1件、秋田県が3件、横手市が3件である。いずれも網羅的な調査が行われており、動植物等については保護の観点から生息地を明らかにしない場合も多い。樹木等については、調査後に枯死や倒伏、伐採した事例もあるが、こうした状況については把握が十分でない。

5) 文化的景観

文化的景観については、国が実施した所在調査のほか、秋田県が実施した文化的景観調査の2件が実施されている。本市では横手市景観計画の策定にあたり、一定の素材の把握が進められたものの、調査には至っていない。

6) 伝統的建造物群

伝統的建造物群については、増田地域の伝統的建造物群保存対策調査及び防災対策調査の2件が行われている。調査主体は、いずれも横手市である。本市では横手市景観計画の策定にあたり、各地で一定の素材の把握が進められたものの、調査には至っていない。

7) その他（埋蔵文化財）

埋蔵文化財包蔵地に関し、遺跡地図作成のための調査が2件行われている。調査主体は、いずれも秋田県である。遺跡地図を基に、開発行為などに伴い埋蔵文化財発掘調査が実施されている。埋蔵文化財発掘調査は、開発行為に伴う埋蔵文化財の記録保存のための調査（緊急発掘調査）や保存のための調査（学術調査）が行われている。

3. 歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する課題

本市の歴史文化遺産及び地域遺産について、その特性や現状を踏まえた保存・活用を進めるための課題について整理した。各課題について、本章1. で整理した前提条件に基づき、「把握」から「活用」の各段階において必要な①「仕組みづくり」、②「人づくり」、③「周知・発信」の3項目に基づき分類した。

①「仕組みづくり」に関する課題

①-1) 総合把握と見直し調査の不足

歴史文化遺産の総合的な把握が不十分な分野や地域があり、典型的・地域的なアンバランスがみられる。また、地域遺産のいずれも構成要素として位置づけが可能な歴史文化遺産が多くあるとみられ、ストーリーに沿った歴史文化遺産としての把握を深める余地がある。また、地域遺産②や⑥で取り上げた神社のように、総合的な把握が進んでいない事例もある。

①-2) 詳細調査の不足

歴史文化遺産の学術的な調査や検証等が十分でなく、記録されないままに滅失している事例も多いほか、既存調査の対象も典型的・地域的なアンバランスがみられる。また、地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産について詳細調査が進んでいない例がある。

①-3) 歴史文化遺産の破損や劣化の進行と町並み景観の連続性の喪失

指定等歴史文化遺産を中心に、適切に保存されていないものがあり、管理が不十分な歴史文化遺産の破損や劣化が進行している。特に建造物が顕著であるが、伝統工法による修理には多額の経費を要することから所有者負担のみでは困難な状況にある。また、空き家や空き地化により町並みの連続性が喪失しつつある。本市全体の空き家件数は、平成25年（2013）3月の1,150棟に対し、令和2年（2020）9月では1,807棟であり、景観阻害や安全等の問題が生じている例もある。

①-4) 防災・防犯体制の不足

安全・安心の確保に向けた防災・防犯対策や意識啓発のほか、災害発生時における官民連携の体制整備が十分でない。また、指定等歴史文化遺産のうち、特に建造物について防災対策が十分でないものもある。

①-5) まちなか回遊性の不足

地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産を回遊するための仕組みが不足しており、地域遺産を基にした回遊ルートの設定等も十分でなく、学校教育や社会教育などの利用にも強化の余地がある。観光振興との連携にも強化の余地があり、食や体験等も含む素材のパッケージ化などの検討が十分でない。こうした活用を進めるための官民連携にも強化の余地がある。また、市内に点在する多様な歴史文化遺産や、来街者が地域遺産を感じられるようなスポットへ誘導するための対策が確立されていない。

方向案内板や観光案内板については外国人観光客への配慮も不足しており、既存の案内板等の老朽化対策も遅れている。さらに、来街者が安心して快適に回遊するための歩行者空間や交通アクセスの整備も不十分であるほか、国指定の大鳥井山遺跡のある大鳥公園などの都市公園では、史跡の保全活用に向けた整備が遅れている。

① -6) 地域遺産以外の歴史文化遺産のまとまりに関する価値付け手法の未確立

歴史文化遺産のまとまりは、地域遺産として設定したもの以外にも多く存在するが、これらについて、既存の価値付けのもとでは、十分に価値を見出すことが困難である。

② 「人づくり」に関する課題

② -1) 保存・活用等に関わる担い手や団体の人材育成の不足

歴史文化遺産や地域遺産の保存・継承のほか、活用にあたる担い手や指導者及び団体が不足している。特に建造物等の調査や修理を担う技術者や団体の育成が十分でないほか、民俗芸能や生業を中心とした歴史文化遺産に係る技術伝承や体験の機会も不足している。本市の人口は、国勢調査によると市町村合併時の平成 17 年（2005）の 103,652 人に対し、平成 27 年（2015）には 92,197 人と 10 年間で 1 万人以上が減少（第 1 章 2. 2-2 参照）しており、少子高齢化や働き方の変化もあって、保存・継承・伝承が困難となってきた。また、地域遺産②や⑤で取り上げた横手市増田伝統的建造物群保存地区をはじめとする伝統的建造物等の修理を進めていくにあたっては、現代工法とは異なる専門的な知識を持った技術者の確保が必要となる。修理技術者に関しては、これまでも講習会を開催し育成に努めてきているが、長期的視点で継続して育成していく必要がある。

② -2) 横手の魅力を発信できる人材の不足

本市の歴史文化や地域遺産の魅力を発信できる人材の育成や確保が十分でなく、ガイドの担い手の不足も懸念されている。また、観光庁「宿泊旅行統計調査」によると、平成 22 年（2010）の外国人延べ宿泊者数が 615 人に対し、令和元年（2019）は 2,019 人に増加している一方で、多言語に対応したガイドが不足している。

② -3) 多様な分野の専門職員の不足

事業の多様化、多角化に対応するための行政における専門職員の育成が十分でなく、部局間の連携にも強化の余地がある。

③ 「周知・発信」に関する課題

③ -1) 既存調査等の情報公開の不足

個々の歴史文化遺産及び各地域遺産の概要と構成する歴史文化遺産のほか、既存の調査成果に関する整理や情報の周知が十分でない。

③ -2) 保存・継承等に係る不安の増加とこれに対応した情報収集と発信の不足

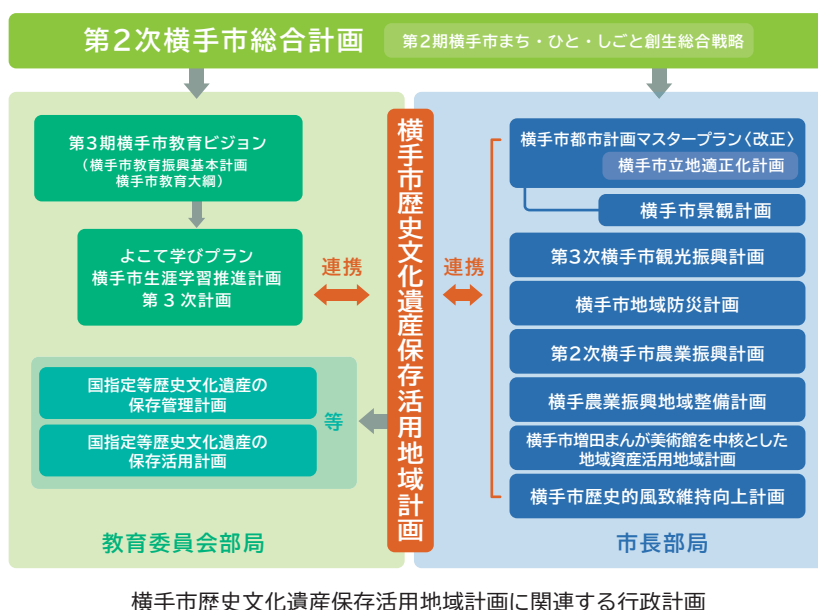
地域遺産⑥等でも取り上げた、地域の祭礼や民俗芸能等で使用する材料が不足しているほか、これに関連する技術の継承が危ぶまれている。また、資金不足等より行事等で使用する用具や装束等の修繕や更新のほか、建造物等の管理も困難な状況を迎えており、所有者や団体の不安も増加している。こうした状況に対応するための歴史文化遺産の保存管理や支援策等に関する情報収集及び周知が十分でないほか、保存・継承や観光振興も見据えた歴史文化遺産の活用について所有者等が気軽に相談できる環境が整っていない。

③ -3) 横手の魅力や地域を知る機会の提供が不足

地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産等の価値や魅力が広く認識されていないものが多い。同様に、地域遺産のテーマが創出する横手の魅力が十分に浸透しておらず、学びに対する情報や機会の提供も十分でない。また、伝統行事についても、少子高齢化により伝統行事の規模が縮小され継承機会も減少しており、市民が伝統行事等に触れ、認識を深める機会が減少している。

4. 既存計画との関連性

本計画は、「第2次横手市総合計画」及び、それに即して策定された「第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第3期横手市教育ビジョン（横手市教育振興基本計画 横手市教育大綱）」に基づき、本市の歴史文化に関連する部分について特化し、歴史文化遺産及び歴史文化遺産群の保存・活用に関する基本構想及び行動計画として位置付けるものである。また、本計画の推進にあたっては、関連する計画の推進を前提とし、連携または調和を図りながら進めることとする。



(1) 第2次横手市総合計画

策 定 年 月 平成 28 年3月〔計画期間：平成 28 年度～令和7年度〕

計画の概要

総合的かつ計画的に市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針であり、市の最上位計画。厳しい社会経済環境に対応した持続可能で魅力あるまちづくりに取り組む。地域の多彩で豊富な文化・観光資源などを活用し、横手の魅力を創造し全国へ発信する。また、にぎわいの創出とともに、市民が愛着と誇りを持ち、安らぎと温かさを感じることのできる、日本一住みよいまちを目指す。

まちの将来像：「みんなの力で未来を拓く 人と地域が^{ひら}く^{かがや}くまち よこて」

まちづくり戦略

1. 「ひと」と「まち」が元気で幸せな地域社会の実現を目指す
2. 地域力の結集で夢と希望の実現に向かって邁進する
3. 自分たちの力で未来を創造する

重点目標

働く場が充実し、みんなが元気に暮らし続けられるまち

安心して子どもを産み育てられ、みんなが笑顔で住み続けられるまち

基本目標①みんな元気でいきいきと暮らせるまちづくり

政策1 伸び伸び子育てでできる環境と、みんなが健康に暮らせるまちづくりを進めます

基本目標② 楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり

政策2 学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

基本目標③ 美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり

政策3 豊かな自然環境を守り、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます

基本目標④ 地域資源をいかした活力ある産業のまちづくり

政策4 魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

基本目標⑤ 安全で快適な住みよいまちづくり

政策5 暮らしを支える都市基盤を強化し、便利で快適なまちづくりを進めます

基本目標⑥ みんなの知恵を持ちよりみんなが輝くまちづくり

政策6 やさしさと笑顔があふれる市民が主役の地域づくりを進めます

基本目標⑦ 計画実現のために

政策7 横手を思い、市民の想いを実現させる創造的な行政経営を進めます

本計画の位置付け 施策2-5 よこての伝統文化の継承と再発見

歴史的資源を活かした地域づくりを進めるため、その把握と周知、保存・活用を推進すること、また、地域の歴史的資源の周知を通じて市民の郷土への愛着と誇りを育むことを取組み方針とし、本計画を含む歴史まちづくり事業のほか歴史文化遺産の保存・活用に関する事業を位置付けている。

(2) 第2期横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定年月 令和3年3月〔計画期間：令和3～7年度〕

計画の概要

まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に則り、第2次横手市総合計画基本構想に位置付ける重点目標を基軸として、本市が抱える地域課題の解決と人口減少や地域経済の縮小を克服し、新しい時代の流れを力にするまちづくりを推進するために短中期的な目標と方向性及び具体的な施策を位置付ける。

本計画の位置付け

基本目標2「新しい人の流れづくり」では、豊かな自然や文化・観光資源などを最大限に生かし、交流人口の増加による市内経済の好循環を促すなどにより、新しく人やモノの循環を生み出し、「交流人口」「応援人口」「定住人口」の3者が交わるまちづくりを進めるとしている。本計画でも位置付ける文化・観光の取組みにより、市内全域への回遊性を促し、交流人口の増加による市内経済の好循環を図るとしている。

基本目標4「新たな時代に対応した地域づくり・人づくり」では、次世代を担う市内の小中学校の児童生徒に対し、地域の歴史、地元企業、地域自治活動とその課題の共有を通じ、身近な社会（＝横手市）への関わりの意識付けを図り、郷土の愛着と誇りを持って地元で活躍できる人材の育成につなげるとしている。本計画で位置付けた、学校教育や社会教育における歴史文化遺産の活用等による人材育成等が、この戦略と連動するものである。

(3) 第3期横手市教育ビジョン（横手市教育振興基本計画 横手市教育大綱）

策定年月 令和3年3月〔計画期間：令和3年度～令和7年度〕

計画の概要

教育基本法（平成18年法律第120号）に基づく教育振興基本計画及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく教育大綱として位置付ける。「第2次横手市総合計画」の教育関連分野と整合性を図り、教育目標である「郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち」を実現するための取組みをまとめる。

政策：学びの充実とスポーツ・芸術文化の振興により、生きる力と豊かな心を育みます

施策1：横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

施策2：安全で安心して学べる教育環境の整備

施策3：元気なまちを築く生涯スポーツの促進

施策4：心を豊かにする生涯学習の推進

施策5：よこての伝統文化の継承と再発見

本計画の位置付け

施策5 よこての伝統文化の継承と再発見において、歴史的資源の保存・活用の方針を定めるマスタープランとなる本計画の作成と、それに基づく歴史的資源の把握と地域の特性を活かした保存・活用と情報発信を主要な事業として位置付けることにより、歴史的資源と地域固有の特性を、学校教育や社会教育、地域振興や観光振興など多様な分野と連動した取組みに活かし、歴史的資源を活用した郷土への愛着と誇りの醸成を図ることを目指している。

(4) よこて学びプラン 横手市生涯学習推進計画 第4次計画

策 定 年 月 令和4年3月〔計画期間：令和4年度～令和8年度〕

計 画 の 概 要

学びの振興のための基本計画であり、学びの推進に関わる施策の体系と方向性を示し、市民の学びを全市的に支援していくため事業の具体化を図る。

本計画との関連性

学び推進の施策展開3「芸術文化の振興」では、芸術文化に親しむ活動を推進するとともに、市民が主体的に行う芸術・文化活動を支援し、成果発表の機会と場の提供に取り組むことを位置付けている。また、子どもたちの豊かな情操と心身の健全な成長のため、地域の伝統文化等の体験活動事業などにも取り組んでいる。本計画の目的とする本市の「歴史文化」や「地域に根付く伝統や魅力」を知るための郷土の学びに関する取組を掲げる。

(5) 横手市都市計画マスタープラン<改正>

策 定 年 月 平成31年3月〔計画期間：平成30年度～令和9年度〕

計 画 の 概 要

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画に関する基本方針。横手らしさを形づくるまちなみや田園集落、良好な住宅ストック（既存住宅）などを次世代へ継承することを目的とする。「元気に暮らし続けられるまちづくり」と、「安全で安心して暮らし続けられるまちづくり」、「風土や歴史を活かしたまちづくり」の3つの理念による取組を定める。

「横手市立地適正化計画」は、都市計画再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき、持続可能で機能的な都市構造を確保するため、居住や都市機能を誘導する区域等を表す。

本計画との関連性

本市の豊かな自然環境などの風土や、伝統行事、文化などの歴史的な風致を活かしたまちづくりを進めることを位置付けており、風土を活かした景観形成や歴史的なまちなみ景観の向上、及び観光交流の推進等、歴史文化遺産や地域特性を考慮したまちづくりにおいて、本計画と連携するものである。

(6) 横手市景観計画

策 定 年 月 平成24年9月

計 画 の 概 要

景観法（平成16年法律第110号）に基づく。景観づくりに係わる方針や基準等をまとめた景観行政を進める上で基本的な計画。本市は平成21年10月に景観行政団体に位置付け。本市の景観は豊かな自然環境を背景に多くの歴史的・文化的な資源を有しており、景観を守り育てる人材を育成しながら、協働によって次世代へつなげていくことを本計画の基本理念とする。

目指すべき将来像を「山と川、豊かな自然と歴史あふれる景観を、守り、育て、つなげる田園都市」と設定し、「自然景観」、「歴史・文化景観」、「都市景観」の、3つの景観形成の方向性に即して、土地利用や景観資源の分布などを踏まえ、将来像図をゾーニングし進めることとしている。

本計画との関連性

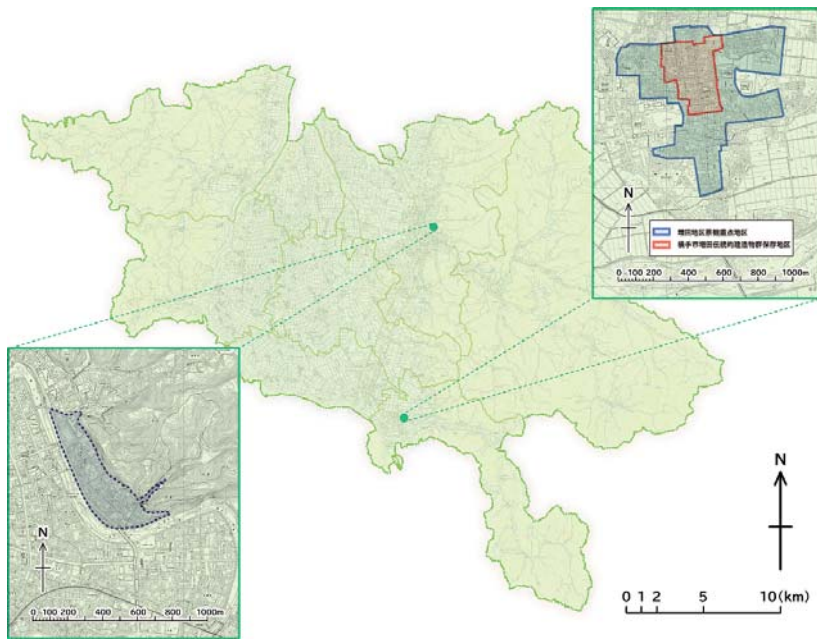
羽黒町・上内町地区や増田地区の街並みを景観重点地区に位置付け積極的に景観保全を図るほか、田園・里山景観や、歴史的な資源とその周辺地域の景観、視点場（眺望点）の景観を保全するとしており、本計画と連携しながら歴史的・文化的景観の形成及び保全を進めるものである。

参考 景観重点地区

本市では、「羽黒町・上内町地区」と「増田地区」の2地区が景観重点地区に指定されており、地区住民等の合意形成に基づき、地区独自の基準を定め、景観形成を図ることとしている。

「羽黒町・上内町地区景観重点地区」は、東西を愛宕山と横手川に囲まれた緑豊かな歴史的な雰囲気を感じられる住宅地である。昭和 62 年（1987）以降、景観に関するまちづくり条例や行政と住民との申し合わせ事項に基づいて、自主的に建築物や塀、生垣等の独自の景観を維持すべく取り組んできており、現在も武家町の面影や武家風の屋敷が残り、愛宕山の自然と板塀が連なる通りが情緒ある景観を保っている。引き続き、旧武家町の町並みの骨格である板塀や生垣にみられる景観の保全形成を図り、歴史的建造物を核とした修景事業を強化していく方針である。

「増田地区景観重点地区」は市南東部に位置し、横手市増田伝統的建造物群保存地区を囲むエリアである。本地区は、秋田県と岩手県・宮城県を結ぶ交通の要衝として、また雄物川水系成瀬川と皆瀬川の合流地点に位置することから政治・経済の上でも重要な役割を果たした歴史豊かな地区である。増田地区景観重点地区は、重要伝統的建造物群保存地区約 10.6ha を囲む 46.6ha の範囲であり、明治から昭和 30 年（1955）代までに建てられた主屋が軒を連ねる町並みや歴史的な雰囲気を感じる水路が残存し、景観上も保全を継続していく必要がある。引き続き、歴史的建造物への修景事業を継続するとともに、賑わいの創出や地域活力の増進に繋がる環境整備も展開していく方針である。



横手市景観計画に基づく市内の景観重点区域

（7）第3次横手市観光振興計画

策定年月 令和3年4月〔計画期間：令和3年度～令和7年度〕

計画の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響からの反転攻勢及び稼ぐ力を生み出す「観光地域づくり」と高い「観光力」の構築を目指す。基本理念「横手ブランドの創造」に基づく観光振興を図り、新たな観光客の取り込み、更にリピーターの拡大を目的とする。

本計画との関連性

基本方針②「新たな観光資源の活用」に本計画に基づく地域の歴史文化を活かしたテーマによる素材のパッケージ化が位置付けられており、新たな観光客の誘客とリピーターの増加を図るために、本計画と連携し、テーマ性を持った観光素材のパッケージ化と商品化に取り組むものである。なお、計画中で取り上げている歴史文化遺産を活かした観光振興の一部については、本計画を拠り所としている。

（8）横手市地域防災計画

策定年月 平成 19 年2月〔平成 27 年4月修正〕

計画の概要

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び横手市防災会議条例（平成 17 年条例第 272 号）に基づき、横手市防災会議が作成する計画。市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、市域の災害対策に関し、総合的かつ基本的な事項を定める。

本計画との関連性

同計画「文化財災害予防計画」では、文化財を災害から防護し、これを後世に伝えるために管理体制を確立するとともに、計画的に復元修理等の事業を推進すると定めており、建造物、絵画、工芸等の文化財について、特に防火に関する指導の徹底と、史跡、名勝、天然記念物等について、各管理者に対する災害防護対策が位置付けられる。本計画で課題とする歴史文化遺産の防災対策に関しては、特に火災や水難に関する災害対策について同計画においても位置付けるものである。

(9) 第2次横手市農業振興計画

策 定 年 月 平成 28 年 11 月〔計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度〕

計 画 の 概 要

第2次横手市総合計画における農林水産業・農村分野の基本となる計画であり、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「食料・農業・農村基本計画」、関係機関等との整合性を図りつつ、本市の農林水産業・農村の総合的な振興を図る基本計画として策定。将来の姿として、市民が意欲を持って、農林業に取り組むことを目指し、「人を育て、農林業で生き残れる道を開こう」を計画の基本テーマに掲げ、5つの柱により農林業振興施策を推進する。

本計画との関連性

基本テーマの柱の1つ「農林業・農村の多面的機能の発揮」の中では、生活改善活動の支援と食文化の継承の取組みの中で、農村の伝統的な食文化の継承を図ることを位置付けている。関係機関との連携による食育や発酵文化等の推進により、地域の歴史文化の継承や周知等に繋がるものである。

(10) 横手農業振興地域整備計画

策 定 年 月 平成 21 年 9 月〔見直し年度：平成 28 年度〕

計 画 の 概 要

平成 17 年（2005）年度に農業振興地域の指定を受け策定した。優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するための総合的な農業振興の計画で、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を計画的に推進することを目的としている。

本計画との関連性

広域農道雄平フルーツライン沿いの傾斜地にある樹園地及びこれに隣接する平坦部の樹園地等について、観光農園を含め利用を促進することとしている。農業の担い手の確保、育成を図り、地域の特性を活かした地域農業の活性化を目指していることが、本計画の目的とする地域特性の継承とそれを活かした活用施策に関連するものである。

(11) 横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画（文化庁 認定）

策 定 年 月 令和 2 年 6 月〔計画期間：令和 2 年度～令和 6 年度〕

計 画 の 概 要

「横手市増田まんが美術館」を中核として、本市の有する多様な地域資源を生かした「文化観光」の振興に取組み、関連する団体・事業者と協力し、新たな魅力の創出に努め、地域経済の活性化を目指す。

本計画との関連性

本市の文化資源であるマンガ原画やデジタルアーカイブ資料を中心としたマンガ文化の魅力の向上とともに、自然環境や風景、歴史・文化遺産等を文化観光資源として磨き上げ、文化観光を推進することとしており、本計画でも位置付けている歴史文化遺産等の総合的な魅力を増進し、観光活用に関する事業を展開するものである。また、計画中で取り上げている文化観光資源としての歴史や文化遺産については、本計画を拠り所としている。

(12) 横手市歴史的風致維持向上計画（文部科学省・農林水産省・国土交通省 認定）

認定年月 平成30年7月〔計画期間：平成30年度～令和9年度〕

計画の概要

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号 通称歴史まちづくり法）に基づき策定。平成30年7月文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣より認定される。本市固有の歴史的風致を守り育て未来へと継承し、歴史的資源を積極的に活用した横手らしいまちづくりを推進する。

【横手市の歴史的風致】

北部地域の歴史的風致	1-1横手城下の伝統行事に見る歴史的風致
	1-2後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致
南部地域の歴史的風致	2-1増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致
	2-2手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致
	2-3斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致
中西部地域の歴史的風致	3-1浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致
	3-2沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致
	3-3波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致
	3-4雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致

【重点区域】

北部重点区域	横手地域の羽州街道沿い
南部重点区域	増田、十文字地域の手倉街道及び雄平フルーツライン沿い
西部重点区域	大森地域の保呂羽山参道にあたる県道や主要地方道沿い

【課題、方針】

1. 「歴史的建造物等の保存活用」に関する事項
2. 「歴史的風致の周辺環境の整備」に関する事項
3. 「活動の後継者や担い手の育成・確保」に関する事項
4. 「歴史的風致の認識向上」に関する事項
5. 「歴史的風致を活かした観光振興」に関する事項

本計画との関連性

いわゆる歴史まちづくり法に基づく歴史的風致の維持向上を図るために策定した計画が「横手市歴史的風致維持向上計画」であり、当該計画内において策定が位置付けられたのが、本計画である。

文化財保護法に基づき作成する本計画は、未指定も含めた幅広い歴史文化遺産を対象に、歴史文化遺産の保存・活用を進めていくためのマスタープランかつアクションプランとして位置付けている。

このため、横手市歴史的風致維持向上計画で取り上げた「歴史的風致」や「重点区域」及び、それぞれの課題や方針、事業の概要については、本計画で設定する「地域遺産」及び「歴史文化遺産保存活用区域」のほか、それぞれの課題、方針、措置の設定によって包含若しくは関連付けがなされ、両計画の調和を図っている。

なお、以下に、計画の詳細を示している。

●「歴史的風致」と「重点区域」

歴史まちづくり法に基づく、用語の定義は下記となる。

歴史的風致 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（歴史まちづくり法第1条）をいう。



重点区域 文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地または、重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の土地の区域であり、当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域（歴史まちづくり法第2条より）をいう。

●本計画と、横手市歴史的風致維持向上計画の関連性について

- ・横手市歴史的風致維持向上計画における「歴史的風致」と本計画における「地域遺産」

「歴史的風致」が、人々の「活動」とその活動が行われる「建造物」及び「市街地環境」を要件とすることに、本計画における「地域遺産」は、市内に数多く存在する「地域特性」を表すストーリーとこれに沿った「歴史文化遺産のまとまり」で構成しており、歴史的風致の要素を包含しつつ、より幅広くとらえている。

- ・横手市歴史的風致維持向上計画における「重点区域」と本計画における「歴史文化遺産保存活用区域」

「重点区域」は、国指定等文化財をはじめとする文化財が数多く集まり、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われ、それらが一体となって本市の歴史的風致の良好な環境を形成している範囲としている。対して本計画における「歴史文化遺産保存活用区域」は、主として地域遺産を構成する歴史文化遺産が集積する区域を設定している。

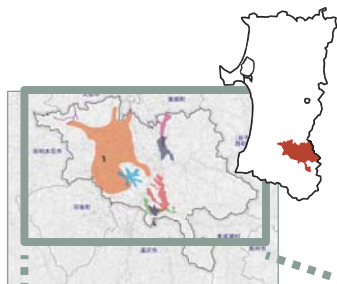
いずれも計画期間内に重点的に施策を位置付けており、人、物、文化の交流の舞台となった羽州街道や雄物川を意識した設定を行っている点は共通し、本計画で設定する「羽州街道歴史文化遺産保存活用区域」は、横手市歴史的風致維持向上計画で設定した「北部重点区域」及び「南部重点区域」を、「雄物川歴史文化遺産保存活用区域」は、「西部重点区域」を包含する。

横手市歴史文化遺産保存活用地域計画		横手市歴史的風致維持向上計画で関連する主要要素	
区分	名称	歴史的風致	重点区域
地域遺産	1. 市域北部及び西部に息づく古代の足跡	1-2 後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致	
	2. 中世城館を基盤とした地域拠点の成立とまちづくり	1-1 横手城下の伝統行事に見る歴史的風致 2-2 手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致 ほか	
	3. 雄物川流域の河川交通の整備と多様な文化の流入	3-4 雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致	
	4. 横手盆地を取り囲む信仰の山々	3-3 波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致	
	5. 豪雪地帯の暮らしと食文化	2-3 斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致 ほか	
	6. 近世由来の伝統文化とコミュニティ	2-1 増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致 3-1 浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致 3-2 沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致 ほか	
歴史文化遺産保存活用区域	羽州街道歴史文化遺産保存活用区域	1-1 横手城下の伝統行事に見る歴史的風致 1-2 後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致 2-1 増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致 2-2 手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致 2-3 斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致	北部重点区域 南部重点区域
	雄物川歴史文化遺産保存活用区域	3-2 沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致 3-3 波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致 3-4 雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致	西部重点区域

横手市歴史文化遺産保存活用地域計画における、横手市歴史的風致維持向上計画との関連要素

横手市の代表的な歴史的風致

横手市は秋田県の内陸南部に位置し、東は奥羽山脈、西は出羽山地に囲まれた横手盆地の中央に位置している。古代には後三年合戦(1083—1087)が繰り広げられたとされ、中世以降は城下町として繁栄したほか、雄物川と東部を貫く羽州街道を基盤に人・物・文化が行き交い、近世以降は各地で定期市が開設され、常に新しい情報と融合しながら横手の文化を築いてきた。一方で、波宇志別神社のように古代から連続と伝統を受け継ぐ社寺もある。こうして育まれた横手の多様な文化は、歴史と伝統を受け継ぐ祭礼行事とともに現在も受け継がれ、今に残る旧来の町割りや歴史的建造物と一体となって良好な歴史的風致を形成している。



風致 No.1-1【北部地域】

横手城下の伝統行事に見る歴史的風致

横手地域では、近世に敷かれた内町、外町の町割りが現在も踏襲され、歴史的建造物が町並みを形成する。この町並みでは、藩政時代に原型が成立した送り盆行事や旭岡山神社の梵天行事、かまくら行事といった伝統行事に加え、神明社の春祭りでは神輿渡御が行われるなど、四季折々の祭礼が展開し、歴史的風致を形成している。



送り盆行事

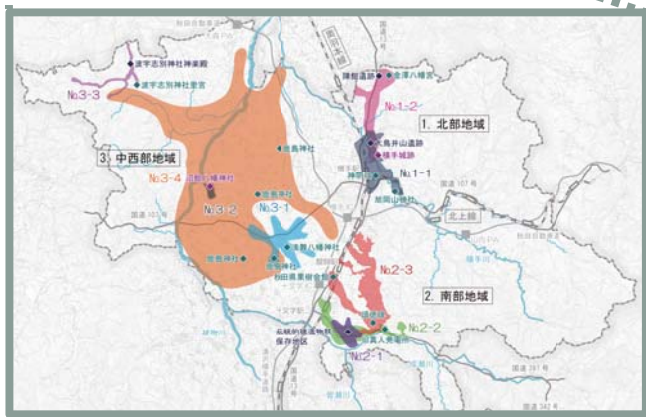
風致 No.1-2【北部地域】

後三年合戦の顕彰に見る歴史的風致

市内北部及び西部地域は後三年合戦の舞台とされ、遅くとも江戸時代には源氏中興の祖とされる源義家が活躍した後三年合戦に関する史跡や伝承地が保護継承されてきた。こうした史跡は近代以降も地域住民の顕彰対象となり、大鳥井山遺跡や陣館遺跡などの関連史跡や金澤八幡宮などの伝承地の顕彰が行われ、歴史的風致を形成している。



後三年合戦史跡の探訪



風致 No.2-1【南部地域】

増田の町並みと祭礼に見る歴史的風致

増田地区では、鎮守社である月山神社例祭の本祭となる神輿渡御行列が、伝統的建造物群保存地区や周辺の歴史的町並みで展開する。巡行路の端々では神事が行われるなど江戸時代からの古式を踏襲しており、福嶋サイサイ囃子の音色や、90回を超える宵宮の花火大会とあまって、歴史的風致を形成している。



御輿渡御

風致 No.2-2【南部地域】

手倉街道周辺の物資集散と顕彰に見る歴史的風致

奥羽本線(鉄道)の開通とともに十文字と増田は一体的に近代化し、両者を結ぶ手倉街道沿線にはその発展を示す建造物が残る。発展の源泉となる朝市は、現在も周辺の農村集落に支えられ、商店街の一角に開設する。近代化に寄与した施設跡地では市内の産業遺産観光等の先駆けとなった顕彰活動も行われ、歴史的風致を形成している。



朝市

風致 No.2-3【南部地域】

斜面地の果樹栽培に見る歴史的風致

栄地区から醍醐、亀田地区にかけての奥羽山脈の麓には斜面地を利用したりんごの樹園地が広がっている。斜面地には生産に係る施設が、平野部には出荷施設があり、全体として平鹿りんごの生産地帯を形成する。「りんごの唄」で知られるこの地域では、明治期からのりんご栽培のほかに開拓者の顕彰も行われ、歴史的風致を形成している。



収穫期のりんご

風致 No.3-1【中西部地域】

浅舞八幡神社の祭礼と山車巡行に見る歴史的風致

浅舞地区の浅舞八幡神社例祭において、神輿渡御行事とともに行われる「山車巡行」では、置き人形を載せた山車が、湧水や自噴井戸の豊富な歴史的町並みを巡行する。巡行は山車を曳き、お囃子を奏でながら、各町内会ゆかりの地域を巡行し、例祭日には一帯で囃子の音色が響き渡り、歴史的風致を形成している。



山車巡行

風致 No.3-2【中西部地域】

沼館八幡神社の道中獅子に見る歴史的風致

沼館地区の沼館八幡神社例祭における神輿渡御行列の先頭に「御獅子舞」が配され、道中の交差点などで、舞手と共に「口割り」の演舞を行う。市内でも他に例を見ない道中獅子は、後三年合戦における「沼柵」における戦場跡として地名や伝承が随所に残る歴史的な町並みで展開されており、歴史的風致を形成している。



道中獅子

風致 No.3-3【中西部地域】

波宇志別神社と霜月神楽に見る歴史的風致

八沢木地区の波宇志別神社は古代から存続する県内唯一の社であり、古くから一帯は霊域として信仰された。この地域では、霜月神楽が中世から現在まで連続と継続し、その運営を地域住民らで結成された保存会が支えている。また、地域住民によって八沢木獅子舞が継承されており、地区内の各所で舞を披露し、歴史的風致を形成している。



霜月神楽

風致 No.3-4【中西部地域】

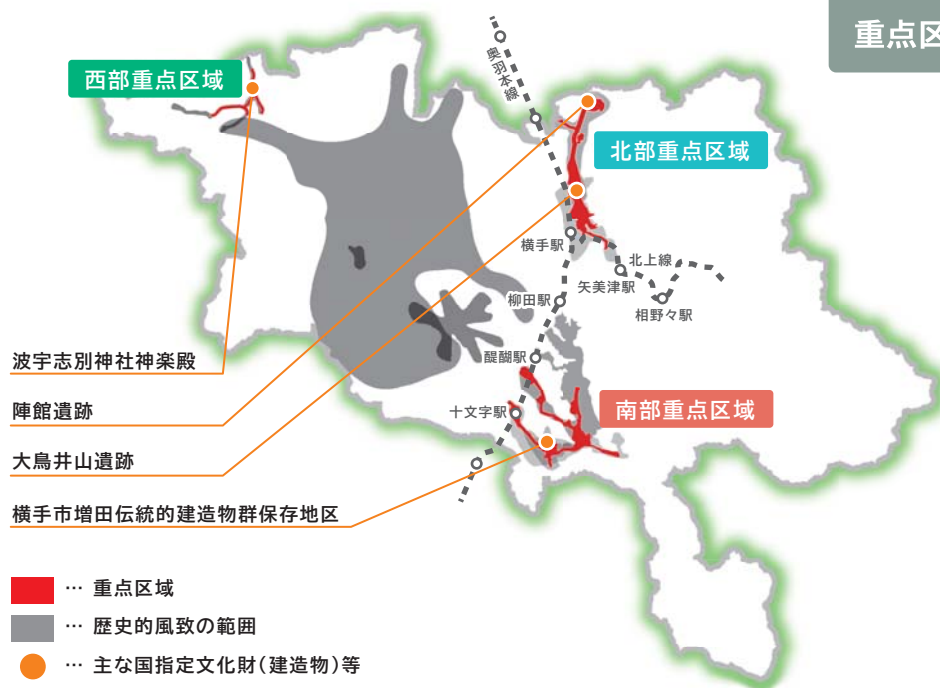
雄物川流域の鹿島行事に見る歴史的風致

雄物川は明治期まで舟運による物流の大動脈であり、流域沿いの町は賑った。この流域沿いはほとんどの集落で「鹿島立て」や「鹿島流し」などの「鹿島行事」が継承される。地域の神社などで製作された鹿島人形が町内を巡行し、集落の境に建てられるなど、集落ごとに特徴的な鹿島行事が継承されており、歴史的風致を形成している。



鹿島立て行事

重点区域位置図



重点区域とは

国指定文化財を取り巻く歴史的風致のうち、特に重点的かつ一体的に歴史的風致の維持及び向上の施策を推進する区域を指す。
「重点区域」は、文化財保護法に基づき指定された「重要文化財」や「史跡名勝天然記念物」指定された建造物の用に供される土地または「重要伝統的建造物群保存地区」内の土地を含む必要がある。(歴史まちづくり法第2条より)

3か所の重点区域の設定

人、物、文化の交流の舞台となった各街道や雄物川を意識し、そこからもたらされ、生み出された歴史や文化を実感できるような施策に取り組むために、歴史的特徴が際立って残っている「北部地区」、「南部地区」及び中西部地域の中で雄物川以西の「西部地区」の3カ所を重点区域として設定した。各重点区域の課題に対応した施策を展開することで一体的な歴史的風致の維持及び向上を図る。

3か所の重点区域の概要と方針

北部重点区域

国史跡の大鳥井山遺跡など、羽州街道沿いに古代から近世までの各時代の拠点となった史跡があり、顕彰活動が行われるほか、近世に由来する伝統行事が城下町の名残を残す町並みで継続している。

維持及び向上の方針

調査が継続している後三年合戦関連遺跡の埋蔵文化財調査を優先して実施する。その成果も踏まえ、横手城や羽黒町・上内町など、羽州街道周辺の拠点となった史跡や町並みの整備について検討する。後三年合戦関連史跡については、国史跡の整備計画を検討するほか、探訪事業や周知事業を継続する。このほか、アクセス改善のための道路整備事業も実施していく。

南部重点区域

十文字駅周辺や伝統的建造物群保存地区などの発展に伴い形成された建造物や市街地の広がりが手倉街道沿いにあり、朝市などの商業活動のほか、近世に由来する祭礼や地域の発展に資した史跡の顕彰活動が継続している。また、真人山麓から北に広がる樹園地では、りんご栽培が継続されている。

維持及び向上の方針

保存地区において実施中の修理事業のほか、防災事業等を実施し保護措置を図るほか、電線類地中化などの整備を行い、歴史的風致の維持とともに観光振興を図る。また、手倉街道沿いの建造物を中心とした整備事業を検討するほか、市外からの来街者が通年を通して一定数を維持していることから、拠点として回遊性の措置を高めるための発信機能を持たせるなどの対応を検討していく。

西部重点区域

保呂羽山に鎮座する波宇志別神社が、古来より広く信仰を集めており、国指定の波宇志別神社神楽殿などの建造物が残るほか、中世から「霜月神楽」が継続しており、周辺住民がこの行事を支えている。

維持及び向上の方針

市内最古の建築である波宇志別神社神楽殿の修理事業を実施し、保護措置を図るとともに、来街者が訪れやすいよう案内看板の増設等の対応を行っていく。

横手市歴史的風致維持向上計画で位置付ける重点区域

5. 歴史文化遺産及び地域遺産の保存・活用に関する方針

本市の歴史文化遺産や地域遺産の保存・活用を進めるための課題に対応する方針を整理した。なお、コロナ禍の状況を踏まえ、その影響については常に把握し、必要な場合は方針に加えるとともに、措置にも反映させるものとする。

①「仕組みづくり」に関する方針

①-1) 総合把握と見直し調査の実施

歴史文化遺産の把握を推進し、総合的な把握が不十分な類型や地域の補完を図り、類型的・地域的なアンバランスの解消に努める。また、既存の調査成果に基づく現況確認や定期的な見直し調査を実施し、結果に基づき歴史文化遺産リストや関係する台帳等の更新を図るとともに、詳細調査の必要な歴史文化遺産について判断する。

把握にあたっては、全ての地域遺産を対象に地域遺産を構成する歴史文化遺産の補完を図るほか、ストーリーについても随時見直しを行い、地域遺産の磨き上げを行う。このほか、地域遺産④や⑥で取り上げた神社のように、建造物ばかりでなく関連する行事や民俗芸能、美術工芸品等の把握が進んでいないものについて、総合的な把握を行う。既に指定等された歴史文化遺産についても定期的に現況確認を行い、適切な管理を促すほか、何らかの事情により既にその価値を減失している場合、指定解除等の必要な手続きを進める。

類型ごとの把握及び調査は、既存の調査成果に基づき下記を前提とする。なお、地域遺産は、各地で根付き育まれた各地固有の歴史文化でもあることから、把握及び調査は、地域遺産を構成する歴史文化遺産を優先して進める。

①有形文化財

建造物は、既に把握された歴史文化遺産の見直しを優先して進め、現状変更等の状況の把握に努める。こうした成果を踏まえて対象を抽出し、詳細調査を実施する。対象の選定にあたっては、技術的、意匠的のみならず景観形成上も重要と判断される建造物を優先し、地域的バランスにも配慮する。

美術工芸品は、特に絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍、歴史資料について把握及び調査が十分でないため、民間団体による既存の成果等も含めた把握を進める。把握が十分でない横手地域及び増田地域以外の地域を優先的に進めるほか、地域遺産の構成要素としても検討する。これらの成果を基に、詳細調査は今後検討を進める。

②無形文化財

現状の把握を適宜進めるものとする。

③民俗文化財

既に把握されている歴史文化遺産の見直しを優先して進め、実施状況等の把握に努めるほか、必要に応じ記録保存のための調査を実施する。地域遺産④や⑥で取り上げたように、集落単位で行われている比較的小規模な祭礼に伴う行事や、民間信仰に由来する活動などの状況についての把握を実施するため、市内神社等に関する建造物や美術工芸品、無形民俗等に関する総合的な把握を実施する。

④記念物

遺跡は、埋蔵文化財分布調査及び詳細調査が実施されていることから、この報告に依る。

名勝地及び動物、植物、地質鉱物は、既に把握されている歴史文化遺産の見直しを実施し、現状把握に努めるほか、横手市景観計画等とも連動しながら新たな名勝地や動物、植物等の把握に努める。生息地が指定されている「トミヨ及びイバラトミヨ生息地」について、トミヨ属の生息状況調査を継続して実施する。

⑤文化的景観

有識者の意見を基に、横手市景観計画のほか関連計画との関係も踏まえ、地域遺産の構成要素となりうることを前提に、詳細調査の必要性について今後検討を進める。

⑥伝統的建造物群

有識者の意見を基に、横手市景観計画のほか関連計画との関係も踏まえ、地域遺産の構成要素となりうることを前提に、詳細調査の必要性について今後検討を進める。

①-2) 詳細調査の推進と多様な類型の指定推進

詳細調査を推進し、歴史文化遺産の学術的な調査や検証等の充実を図る。対象の選定にあたっては、地域遺産を構成する主要な歴史文化遺産について優先して進め、典型的・地域的な状況も考慮するほか、公共所有の歴史文化遺産の調査も充実を図る。詳細調査は、地域遺産②や⑤、⑥などを構成する建造物の調査を行うほか、地域遺産①で取り上げた学術研究を目的とした埋蔵文化財発掘調査を進める。原則として価値付けを見据えて実施するものとし、調査成果に基づく指定等の価値付けを多様な類型に渡り行う。また、特に地域遺産⑥等でも取り上げた各地の行事や民俗芸能など、何らかの事情により保存や継承が困難な歴史文化遺産の記録保存を進める。

価値付けにあたっては、地域遺産に基づく地域特性も考慮し、県指定や国指定等の可能性を持つ歴史文化遺産については優先的に指定を進める。また、横手市歴史的風致維持向上計画や横手市景観計画など関連計画に基づく価値付けも検討を進める。

①-3) 適切な保存管理の推進と町並み景観の保全

指定等歴史文化遺産を主として、文化財保護法や秋田県文化財保護条例、横手市文化財保護条例、横手市伝統的建造物群保存地区保存条例等に基づき、適切な周期に基づく修理を促し、建造物にあっては耐震診断の実施とその結果に基づく耐震補強等も促す。地域遺産を構成する国指定等の歴史文化遺産について、優先して修理を進め、修理等にあたっては経費的・技術的な支援を行い、所有者による適切な保存管理を推進する。また、民俗芸能等に係る用具の更新など、地域課題の解決のために住民等が行う事業についても必要に応じ支援を行うほか、民間機関の行う助成事業等の活用も検討する。歴史文化遺産の保存・活用を進めていくにあたり、文化財保護管理指導員の設置について検討を進めるほか、現状に即した例規や制度の見直しも検討する。

歴史文化遺産保存活用区域では横手市景観計画と連動した町並み環境の保全を図り、景観重点地区での建造物等の景観誘導を進めるほか、景観まちづくり委員会などとも空き家や空き地利用に関する課題の共有を図る。

①-4) 防災・防犯対策や意識啓発の推進と災害時の支援体制構築の検討

横手市地域防災計画や横手市伝統的建造物群保存地区防災計画等の関連計画や「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」等に基づき必要な対策を進め、安全・安心の確保に向けて、防災・防犯対策や意識啓発を進める。災害発生時における官民連携の体制整備を図るため、文化財保存活用支援団体の指定も視野に入れた検討を行い、有事の際の有識者派遣や文化財レスキューの手段についても検討を進める。

指定等の歴史文化遺産については、市内の指定等建造物や美術工芸品等の耐震対策も含む防災対策に関する啓発を行い、必要に応じ設備等の設置に係る経費を支援する。空き家等に関しては横手市地域防災計画等に基づき、老朽化した危険家屋等の把握に努める。防犯対策についても指定等歴史文化遺産について警察や消防とマップ等の情報共有を行い迅速な対応に努める。このうち、横手市増田伝統的建造物群保存地区については、横手市増田伝統的建造物群保存地区防災計画に基づき、災害に対する予防体制の確立及び災害リスクの軽減の促進を図り、住民が主体となった予防活動や訓練活動等の取組みに対する支援を行う。来街者の多い地区であることを念頭に、防犯意識啓発は特に不特定多数の来街者を受け入れることから優先して実施するほか、関係団体との連携のもと、発災時の誘導等も意識した訓練を実施する。このほか、整備した防災施設の点検を実施するほか、建築基準法適用除外の追加方針についても検討を進める。

歴史文化遺産保存活用区域内の公共施設等の公開活用にあたっては、個々の施設管理計画に基づき職員の意識啓発や避難路確保に努めるほか、優先的な整備を念頭に必要な対応を実施する。

①-5) 地域遺産を活用した回遊性の向上と、歴史文化遺産保存活用区域における文化観光の推進

地域遺産を構成する核となる国指定等の歴史文化遺産の修理や整備を進め、歴史文化遺産の価値を高め、磨き上げを行う。これを基に、学校教育や社会教育でも利用可能な地域遺産毎の主要な歴史文化遺産を辿る回遊ルート

の設定を進め、テーマを通して市内全域の歴史文化遺産を体感できる仕組みづくりを進める。

また、主として地域遺産を構成する歴史文化遺産が集積する区域を歴史文化遺産保存活用区域に設定し、「第3次横手市観光振興計画」や「横手市歴史的風致維持向上計画」、「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画」などに基づく観光振興等の取組みと連動した面的な整備や活用によって、地域の特性を活かしたブランド力を向上させ、国指定等文化財やマンガ原画等の訴求力の高い歴史文化遺産を核にした区域内のまちなか回遊性の向上を図り、文化観光等を推進する。

横手市公共サインガイドラインを基に、方向案内板や多言語に対応した広域観光案内板等の設置を進めるとともに、映像やガイドマップ等の作成・公開を行うなど、関連計画に基づく整備等を実施し、来街者の受入れ体制を整える。地域遺産①を構成する大鳥井山遺跡等では、整備基本計画の作成を進め、周辺環境も含めた適切な環境整備について検討するほか、面的な整備の検討に際し必要な場合は公共所有の歴史文化遺産に関する保存活用計画等の作成について、別途検討する。各地域遺産を重層的にとらえ、各種素材のパッケージ化を進めるほか、歴史文化遺産の修理や整備による磨き上げは、歴史文化遺産保存活用区域内で重点的に実施する。歴史文化遺産保存活用区域内での徒歩によるまちあるきモデルルートも設定を進め、（一社）横手市観光推進機構や（一社）横手市観光協会、（一社）増田町観光協会ほか各地の観光協会及び（一財）横手市増田まんが美術財団などの、観光振興等を通じて伝統行事の継承や人づくりを担う企業や団体との連携を進める。

「文化観光」…有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（文化資源）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。

【文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）】（令和2年法律第18号）

①-6) 新しい価値付けの制度化の検討

より幅広い視点で地域固有の歴史文化を明らかにするとともに、これに沿った多様な歴史文化遺産について、相互の関連性を明らかにし多面的な価値を引き出すため、地域遺産に設定したものを除く多様なテーマに沿った歴史文化遺産のまとまりについて、「横手遺産（仮称）」認定制度の創設を検討し、一体的な価値付けを図る。

市民が提案する「地域の宝」として、多くの人に周知し、身近な地域の本質について、共有を図ることを想定し、認定の手法等にかかる詳細は今後検討し、関係例規等の整備を検討する。「横手遺産」は、「ミニ地域遺産」的な役も担うため、内容に応じて学校教育や社会教育、地域振興の取組みとの連動も想定される。横手市歴史文化遺産保存活用推進協議会の意見を聞きながら方針を定めるものとする。

②「人づくり」に関する方針

②-1) 保存・活用等に関わる担い手や団体等の育成と支援

地域住民組織や保存団体と連携しながら、歴史文化遺産や地域遺産の保存・継承や活用のために必要となる支援を推進し、担い手や指導者及び団体の育成を図る。学校教育の場や継承に取り組む組織と連携協力しながら後継者の育成を図るほか、探訪事業等を通じて市内の歴史文化を知る機会の提供に努める。観光振興については、（一社）横手市観光推進機構や各地の観光協会をはじめとする観光関係の団体等が、現場にあって観光施策の多くを実践しており、こうした取組みを支援し、連携を深める。また、地域遺産②や⑤で取り上げた横手市増田伝統的建造物群保存地区をはじめ、市内各地に所在する指定等建造物の修理を行う際に必要となる修理技術者等については、高度な専門的知識が必要であることから、ヘリテージマネージャー等と連携しながらこれまで行ってきた講習会を今後も継続して実施し、養成に努める。また、把握や詳細調査の機会を活用しての団体育成も視野に入れ、関係団体との協力体制を進めるほか、ヘリテージマネージャーが建造物に限らず幅広い種類の歴史文化遺産の保存・活用に対応できるよう育成を図る。地域遺産⑤や⑥等で取り上げた食や行事、民俗芸能等の技術継承や体験に関し、行政や公民館、団体等が行う関連講座等の周知・発信を行う。

②-2) 横手の魅力を発信する市民を育む機会の提供

本市の歴史文化や地域遺産を通じて、横手の魅力を発信できる人材の育成や確保に努める。地域遺産を活用して、実際に現地を訪れ教材として学ぶ機会を提供し、市民が地域を知る機会を創出する。市民からの発信も含めて横手の魅力の浸透を図るほか、地域コミュニティの維持や世代間交流の増進などの効果も図る。これにあたり、各地域遺産との親和性が高く、体験等を提供可能な「横手エキスパート制度」の活用を視野に、すでに横手エキスパートとして登録される伝統工芸や民俗芸能等、それぞれの分野で長年活躍する人材のほか、来街者に体験を提供して横手の魅力を市外に向けて発信できる人材の育成や確保に努め、体験型メニューの構築も図る。また、大学や研究機関等との連携を強化し、本市に関心を持ち、発信できる人材の育成に努める。

歴史文化遺産保存活用区域では、地域や学校等と連携した幅広い年齢層のガイドに加え、今後増加することが予想される外国人に対応できるガイドの育成も図るほか、全国から集った参加者が本市の魅力を発信するサポーターとなることを目指し、会議や研修会等の全国的な大会等の誘致も積極的に進める。

②-3) 多様な分野の専門職員の育成と庁内連携の強化

多様な観点に基づく時代の変化に即した総合的な歴史文化を活かした行政運営に対応するため、文化財・観光振興・まちづくりなどの各分野で精通した専門職員の育成に努める。また、様々な計画や制度に基づく事業展開を踏まえ、部局間の連携強化を促進する。

③「周知・発信」に関する方針

③-1) 既存成果や情報の整理と公開

個々の歴史文化遺産及び各地域遺産の概要と構成する歴史文化遺産等について、雄物川郷土資料館等の資料館施設を拠点に既存の調査成果に関する成果を整理しアーカイブ化を進める。市のホームページ等を活用した公開を進め、市内外を問わず広く本市の魅力を伝える機会の提供に努める。

③-2) 保存・継承や活用に向けた市民が相談しやすい環境づくりの促進と幅広い情報と知識の収集

保存・活用を進めるための推進体制づくりを進め、専門的知識を有する団体の支援も得ながら、保存・活用に係る情報収集や困りごとを気軽に相談できる環境づくりを行う。歴史文化遺産の取扱いや保存・活用に関する手法のほか、修理や行事に要する材料の調達手段や助成金等の活用も含む相談体制を構築し、一層の基盤強化を図る。相談窓口は、博物館法に基づく博物館相当施設である雄物川郷土資料館を拠点とした設置を検討し、所有者等がアプローチしやすい環境を構築する。所有者や保存団体に随時情報を共有しながら、各種支援制度について積極的な情報提供を図るほか、保存団体等と課題を共有し製作技術を含めた後世への継承を図るための対策も検討する。また、ヘリテージマネージャーらが中心となって伝統的建造物群保存地区内の建造物を対象に実施している歴史的建造物に関する相談業務の対象を全市域へ拡充することを検討する。

これにあたり、新たな技術や公開手法、活用等についての情報収集や分析を継続的に行い、様々な施策の立案に反映させるほか、必要なものについて周知を図る。

③-3) 横手の魅力の多角的な発信による地域を知る機会の提供促進

各地域遺産に代表される、本市の歴史文化を象徴するテーマについて浸透を図るためのパンフレット等の作成や、各種団体と協働しながらまちあるきや探訪等を開催する。伝統行事等の開催にあわせたまちあるきの実施も検討し、市民が伝統行事に触れる機会の創出に努める。また、有識者や関係団体等の協力も求めながら講座や講演会などを開催し、地域遺産等を題材に郷土を学ぶ機会の創出に努めるほか、地域遺産を活用した広域連携等も視野に入れる。

各地域遺産を構成する指定等歴史文化遺産を中心に標柱設置や更新などを行い、現地での情報発信も意識するほか、市報やホームページ等も活用しながら、広く本市の魅力を伝える機会の提供に努める。また、横手市増田まん

が美術館や雄物川郷土資料館をはじめとする市内の資料館施設を、地域遺産を核として郷土の歴史文化を知るための学びの拠点として活用し、横手市増田伝統的建造物群保存地区とあわせて学校教育や社会教育における教材としての利用を促進する。歴史文化遺産保存活用区域内に所在する資料館施設等では、特別展の開催等を通じて横手の魅力の発信に努める。

6. 横手市の歴史文化遺産保存活用区域

既に横手市歴史的風致維持向上計画で位置づけられている北部及び南部、西部重点区域を核として、歴史文化遺産の保存・活用とまちなか回遊の範囲をさらに拡大し、本市が進める文化観光をはじめとする観光振興等に関する取組みと連動した面的な施策の展開を図るため、歴史文化遺産保存活用区域を設定する。なお、歴史文化遺産保存活用区域は、地域遺産と同様に「指針」に基づく設定であり、本計画では「文化財保存活用区域」を「歴史文化遺産保存活用区域」と読み替えている。

6-1 歴史文化遺産保存活用区域の設定の考え方

歴史文化遺産保存活用区域は、歴史文化遺産が集積する一定の範囲について、本市を象徴する歴史文化が広がる文化的な空間として周辺環境や景観も含めて面的に保存・活用しようとする区域である。

本市の歴史文化の形成に大きく影響し、各々の地域遺産を形成する重要な要素となっている市域東の「羽州街道」と、市域西の「雄物川」を基盤として、主として地域遺産を構成する歴史文化遺産が集中的に遺存する範囲のうち、下記に示す歴史文化遺産保存活用区域の基本的な方向性に基づき、従来から実施している「第3次横手市観光振興計画」や「横手市歴史的風致維持向上計画」、「横手市増田まんが美術館を中核とした地域資産活用地域計画」などに基づく歴史文化遺産の保存・活用を通じた文化観光等の観光振興に関する取組みとの連動が図られる範囲を設定した。また、関連計画である「横手市歴史的風致維持向上計画」に基づく重点区域を包含する設定を行っている（第5章4. 参照）。なお、本区域の範囲については、計画期間中の把握や詳細調査等の結果に基づき、必要に応じて変更を行うものとする。

●歴史文化遺産保存活用区域の保存・活用に関する基本的な方向性

歴史文化遺産の価値を高め、磨き上げを行うとともに、観光振興等に関する取組みと連動した面的な整備等を行うことで回遊性の強化を図り、まちのブランド力を向上させ、文化観光を推進する。

6-2 横手市の歴史文化遺産保存活用区域

本市の歴史文化遺産保存活用区域は、以下の2か所を設定した。

歴史文化遺産保存活用区域の名称	
1	羽州街道歴史文化遺産保存活用区域
2	雄物川歴史文化遺産保存活用区域

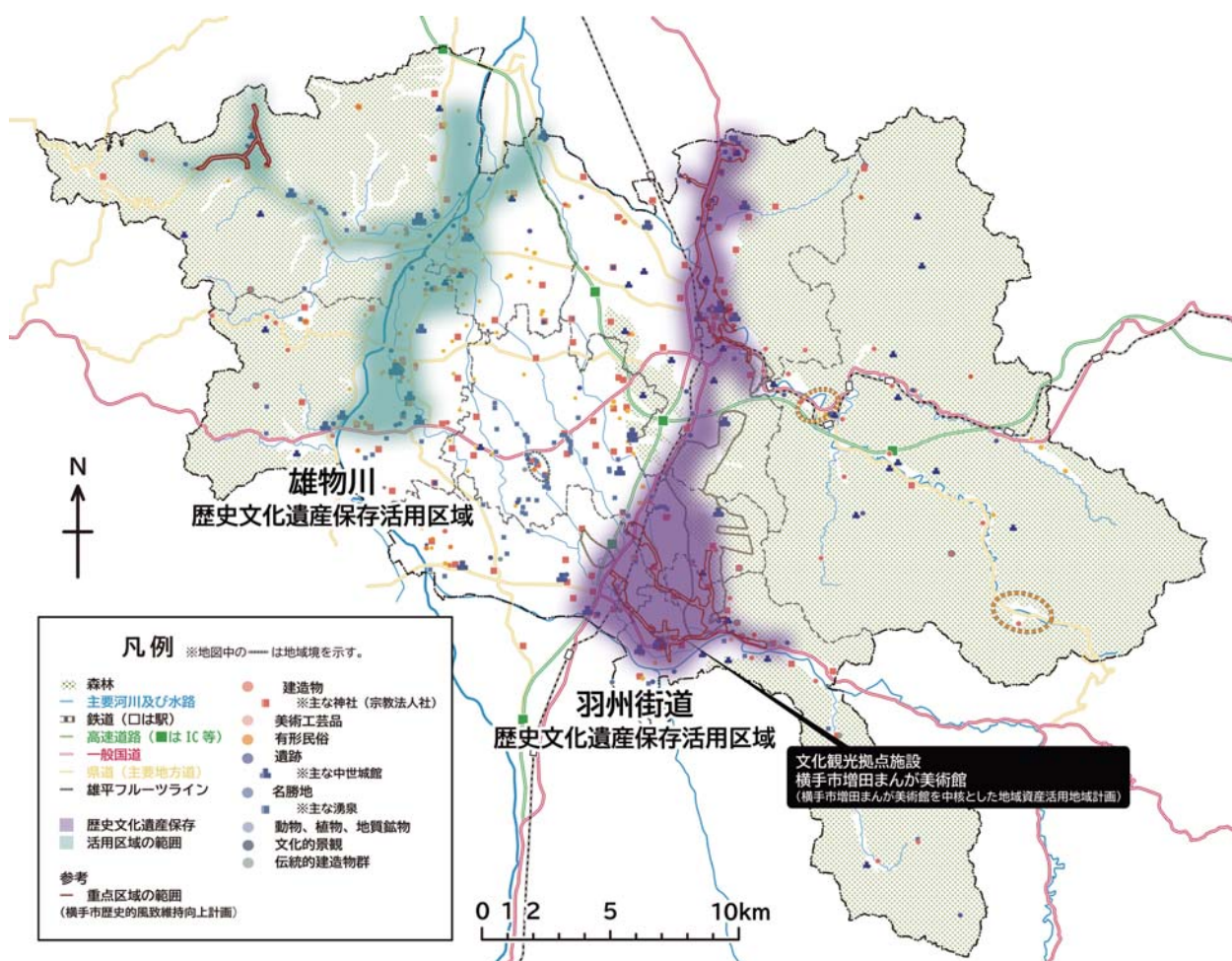
羽州街道歴史文化遺産保存活用区域

羽州街道歴史文化遺産保存活用区域は、東の奥羽山脈を背景に、主に南北に縦断する羽州街道を基軸とした文化の伝播体系がみられる。区域の北側には古代に後三年合戦の舞台となった金沢地区や大鳥井山遺跡が所在する朝倉地区、中世末から近世にかけて築かれた横手城跡や町割りが残る横手地区があり、中央には、近代以降果樹生産が盛んになった栄地区、醍醐地区、亀田地区がある。南側には在郷町として発展し朝市が継続する増田地区や近代に鉄道

の開通によって急激に市街地化した十文字地区がある。北から南にかけて、古代から近代に至る本市の主な歴史の変遷をたどることができ、各時代における歴史の歩みや発展を象徴する多様な歴史文化遺産が集中して遺存する区域である。近世以降の視覚的な歴史文化遺産が多くあることから、回遊することで当地域の歴史の変遷を把握することが可能な、比較的理解しやすい区域でもある。

雄物川歴史文化遺産保存活用区域

雄物川歴史文化遺産保存活用区域は、西の出羽山地を背景に、南北に縦断する雄物川を基軸とした文化の伝播体系がみられる。「舟運」の恩恵を顕著に受けてきた区域であり、大森、沼館・今宿など河港に近く経済が発展した在郷町があるほか、近世の舟運の隆盛とともに流域に広く伝播した鹿島行事のように、ほかの文化と融合しながら各地で独自の発展を遂げた行事や信仰など多様な歴史文化遺産が集中して遺存する区域である。比較的古くから開拓されていたとみられ、^{はうしわけ}波宇志別神社^{かぐらでん}神楽殿や^{えぞづか}蝦夷塚古墳群、^{ぬまのさく}沼柵など古代以前の歴史文化遺産もみられるが、未だ解明されていない部分も多く、今後の調査研究に期待のかかる区域でもある。



横手市の歴史文化遺産保存活用区域と、市内に広がる地域遺産を構成する歴史文化遺産の分布

(1) 羽州街道歴史文化遺産保存活用区域（表9）

歴史文化遺産保存活用区域の名称

羽州街道歴史文化遺産保存活用区域

歴史文化遺産保存活用区域の概要

羽州街道は近世初頭に整備された街道であり、多くが現在の国道13号と重なる。奥州街道とも呼ばれる仙台・松前道の桑折（福島県）から分岐して新庄（山形県）へ抜け、湯沢（湯沢市）－横手－大曲（大仙市）－久保田（秋田市）を通り青森（青森県）で再び奥州街道と合流する。藩主佐竹氏や弘前藩の参勤交代に利用されるなど、交通の大動脈であった。横手は湯沢と共に藩南部地方の主要な宿場であり、十文字はこの中間地点に位置する。羽州街道の北部にあたる横手からは、東側の山内や西側の浅舞、沼館、大森方面を結ぶ脇街道が結節し、南部にあたる十文字からは、西側の浅舞方面と東側の増田方面を結ぶ脇街道が羽州街道と十字に結節していた。こうした羽州街道を中心に、歴史文化遺産が集中的に遺存する。

羽州街道北部1 古代の伝承と遺跡が息づく金沢・朝倉エリア

羽州街道の北部、横手地域の北部は、後三年合戦（1083-1087）の決戦地・金沢柵のあった場所として古くから伝えられ、その伝承や伝承地が多く残る「古代の伝承が息づく」一帯である。

後三年合戦に関連した伝承地は市内に広く分布するが、「大鳥井山遺跡」から「金沢城跡」、「陣館遺跡」にかけての羽州街道沿いの横手地域に特に集中している。南は、川に落ちた源義家が一命を取り留めたとされる「蛇の崎」から始まり、北上すると清原氏の関連遺跡である「大鳥井山遺跡」に達する。そこから北に向かうと「御所野」「陣ヶ森」など、源義家が金沢柵の戦いを前に陣を張ったとされる伝承地があり、さらに進めば、義家が「西沼」の葦の間に潜む清原軍の伏兵を雁行の乱れから察知した場所と伝えられる「立馬郊」がある。さらに街道を北東に進むと、後三年合戦と関わりが深い「景正功名塚」などの伝承地や「金澤八幡宮」などの社寺が多数確認される。この他にも、「物見山」「鞍石」「陣所長根」「蛭藻沼」など枚挙にいとまがない。「物見」や「権五郎塚」など、古代の伝承がそのまま地名（字名）として多く残るのも特徴である。

後三年合戦関連遺跡は毎年発掘調査が行われており、「陣館遺跡」のほか「大鳥山」とされる「大鳥井山遺跡」など、史跡としての価値付けがなされた例もあり、古代史の解明も相次いでいる。明治からの歴史がある地域団体による遺跡保護や顕彰活動も引き継がれている。

羽州街道北部2 中世から近世の歴史が凝縮された横手エリア

羽州街道の北部よりやや南下した横手城を中心とする一帯は、中世小野寺氏が横手城を築いて以降平鹿郡の中心都市として機能し、特に中世後期から近世までの遺跡や祭礼・行事が多く残る一帯である。

中世には横手川や丘陵等の地形を利用して「平城」や「朝草刈城」などの拠点が築かれ、小野寺氏が横手城を築いた天正7年（1579）ごろからは、付近一帯がこの地方の中枢として機能した。慶長20年（1615）の一国一城令により小野寺氏時代までに築かれた市内の全ての城は破却されたが、横手城は佐竹氏の支城となり横手城代が治めるとともに、それまでに整備された武家地の「内町」や羽州街道が縦断する町人地の「外町」などの町割りのもと、四日町では市も開設されるなど政治や文化、経済の中心地として発展した。横手城は戊辰戦争で焼失し明治4年（1871）に廃城となり、戦火により羽黒町など多くの町並みが焼失したが、既存の町割りを活かして新たなまちづくりが行われ、明治初頭以降に建てられた建造物が多く残る。

このエリアには小野寺氏や城下町、歴史的事件等に係る中世・近世の遺跡が多い。また市内においても大規模な行事である「送り盆行事」や「かまくら行事」、「旭岡山神社の梵天」、「神明社の神輿渡御行事」等が近世から行われている。なお、横手城跡は明治35年（1902）に作家家長岡安平（1842-1925）の設計により横手公園として整備され、昭和40年（1965）に二の丸跡に展望台が建てられた。展望台前の武者溜り跡からは市街地や鳥海山が一望でき、市民の憩いの場にもなっている。

羽州街道中部 近代に市街地化し、果樹生産が飛躍した栄・醍醐・亀田エリア

横手と十文字を繋ぐ栄地区や醍醐地区の一帯は、明治38年(1905)の鉄道開通以降駅も設置され、市街地が広がった。明治中期からリンゴ栽培が拡大し、両地区から亀田地区にかけて樹園地が広がる一帯である。

当地方では、明治初期に秋田県に果樹の苗木が入って以降、徐々に果樹栽培が広がった。明治時代から栽培される代表的な果樹にぶどう、りんご、さくらんぼなどがあり、ぶどうは、横手地区と山内西地区の境界付近を中心に樹園地が広がる。りんごは、金峰山や真人山の山麓に金麓園きんろくえんや應鷹園おうようえんなどの樹園地が拓かれ、多くの果樹倉庫も建てられた。醍醐地区は戦後になって平鹿果樹農業協同組合や県の平鹿果樹試験場、秋田県果樹協会も設立され、果樹の生産・出荷の拠点ともなっていた。一帯は現在も平鹿リンゴの生産を支える地帯であり、栄地区から醍醐地区、亀田地区を縦断する農道(雄平フルーツライン)に沿ってその広がりが感じられ、斜面地には鳥海山を望む樹園地景観が広がる。また、應鷹園の広がる真人山麓では大正6年(1917)に長岡安平の設計により真人公園が整備され、桜の名所となっている。なお、羽州街道南部、十文字地区西側に位置する三重地区では、明治からさくらんぼ栽培が盛んであり、河岸段丘上にさくらんぼの園地が広がる。

羽州街道南部 近代以降の発展の軌跡が見える十文字・増田・西成瀬エリア

羽州街道の南部、十文字地域やその東側の増田地域では、特に近代以降に産業や交通が大きく発展し、これを伝える町並みや遺跡が多く残る一帯である。

増田は南部・小野寺・最上各氏の家臣が治めた旧城下町であり、廃城となった近世以降は商業地として発展した。中心部を流れる下タ堰したせきは、かつては増田城の堀に利用されたとされ、良好な景観を形成するとともにその歴史を物語る。現在の奥州市(岩手県)に通じる手倉街道、栗原市(宮城県)に通じる小安街道おやすなどの太平洋側と結んだ街道が、増田で結節し十文字で羽州街道と合流するため、増田は他国から秋田県側に入った最初の在郷町として機能し、朝市も開設され賑わった。さらに明治末には成瀬川から取水する水力発電が始まり、県南一帯に送電されたことから「電気と水は増田からくる」と言われた。一方、十文字は鉄道開通が発展の礎となった。西成瀬地区の吉乃鉾山が大正期に最盛期を迎えたこともあり、十文字駅から鉾石や米、清酒などを輸送し、県内屈指の貨物輸送を誇った。駅周辺に倉庫や事務所、工場などが設置され、大正11年(1922)には朝市も開設された。十文字ー増田ー吉乃鉾山間における手倉街道筋の往来は飛躍的に増加し経済も拡大、十文字と増田は一体的に発展しバスなどの公共交通も整備された。「内蔵うちぐら」と呼ばれる増田に多い鞘付土蔵さやも明治からこの時期にかけて多く建てられている。

増田では「横手市増田伝統的建造物群保存地区」のほか、「三所神社の梵天奉納行事」、「盆踊り行事」、90回を超える「増田の花火」のほか、「月山神社の神輿渡御行事」(市指定)が近世から継続するなど四季折々の行事が行われる。十文字駅周辺から吉乃鉾山跡までの手倉街道沿線には、近代化に資した施設の跡地が残り、増田、十文字のいずれも朝市が継続して開設されており、成瀬川から取水した大宮川水系の下にある浅舞を含む3地区では、同じ商人が3朝市を掛け持ちする例も多く、経済的な結びつきの強い地域でもある。なお、吉乃鉾山跡のある旧雄勝郡西成瀬村(西成瀬地域、狙半内地域)は、かつて養蚕や葉タバコ生産が盛んであり、隣村の東成瀬村と西成瀬村が秋田県の生産量の大半を占めた中枢地帯だった。狙半内川とこれが合流する成瀬川を主軸に広がる一帯の豊富な自然環境は、マンガ「釣りキチ三平」などの作品が生み出される土壌となり、国内著名漫画家の多くのマンガ原画が当地に集積されることにもつながっている。

このように羽州街道歴史文化遺産保存活用区域は、羽州街道を基軸に北から古代、中世、近世、近代と各時代の代表的な歴史文化遺産が集中して遺存する区域であり、平安時代から現代に至る本市の歴史の歩みを体感することができる。

区域内の主な構成歴史文化遺産					
番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
1	祇園寺	建造物	寺院	曹洞宗。金沢柵の鬼門に位置し、金沢柵の守護寺とされる。真言宗の鬼門鎮護祈願寺だった。戦国時代に廃寺となったが曹洞宗に改宗して再興。本堂は安政2年（1855）の建築とされる。	未
2	龍昌院	建造物	寺院	曹洞宗。佐竹氏一門の戸村氏が文明16年（1484）常陸国で開創。貞享3年（1686）義連が横手城代となり寺を現在地に移転した。横手城代戸村家の菩提寺。本堂は明治44年（1911）建築。	未
3	天仙寺	建造物	寺院	曹洞宗。横手城代・須田盛秀が福島県に建立した金剛院を移転し、初期の横手城代須田氏の菩提寺。本堂は江戸末期の建築とされる。境内には、戊辰戦争の際城山から逃げ延びた落ち武者に、炊き出しをした際に用いられたと伝わる金をご神体とする、御金神社（鎮守堂）がある。	未
4	春光寺	建造物	寺院	曹洞宗。小野寺春光が出家して春光庵を開創。現在の春光寺は、初代藩主佐竹義宣の側室・岩瀬御台を開基として延宝年間（1673-81）に現在地に遷したとされる。	未
5	観音寺	建造物	寺院	真言宗豊山派。佐竹氏家臣茂木氏が開創。寛文12年（1672）、横手城の裏鬼門鎮護の祈願寺となった。地内にある鐘楼堂は戦前の建築とされ、横手城跡、蛇の崎いづれからも横手らしい景観を構成する重要な要素。	登録 (鐘楼)
6	桃雲寺	建造物	寺院	浄土宗。佐竹家家臣・向家が関東に建立。佐竹氏の秋田転封後、現在地に移転。慶応4年（1868）戊辰戦争で焼失し翌年庫裡を再建、本堂は昭和63年（1988）建築。	未
7	正平寺	建造物	寺院	曹洞宗。長禄2年（1458）小野寺泰道が荒廃した藤原小館三郎正衡開創の明永山大義寺を再興し、曹洞宗に改宗し大儀山正平寺と改めた。清原氏・小野寺氏の菩提寺ともいわれる。山門は赤門と呼ばれ、ランドマークである。	登録 (山門) (経蔵)
8	金澤八幡宮	建造物	神社	金沢城跡に所在。寛治7年（1093）に源義家が清原清衡（平泉藤原氏の祖）に命じて金沢柵跡の頂上へ京都石清水八幡宮の神霊を勧請し、出羽国鎮護として祀ったのが始まりと伝わる。本殿は大正7年（1918）の建築。	未
9	兜八幡神社 (兜石・兜杉)	建造物	神社	源義家と源義光を祀った神社。源義家が凱旋の折に兜を埋めて、石を置いたとされる場所にあり、その石は「兜石」と呼ばれる。神社脇には「兜杉」と呼ばれる大杉があったが、失火により焼失し、巨大な根株だけが残る。	未
10	神明社（杉沢）	建造物	神社	杉沢神明社とも呼ばれる。寛治年間（1087-94）に源義家が清原武衡・家衡を攻略した際、三嶽森に陣取り、天照皇大神を拝し、追討祈願したとされ、その陣跡へ神社を建立したと伝わる。享保15年（1730）現在地に移転。	未
11	熊野神社 (明永)	建造物	神社	白鳳元年（672）に開基した元熊野宮が2回の移転後、天保11年（1840）にこの地に再移転。この間金澤八幡の金乗坊と小野寺四郎丸との戦により天文21年（1552）に社殿、僧房すべて焼失した。昭和56年（1981）の建築。	未
12	秋田神社	建造物	神社	地元で「お城山」とも呼ばれる朝倉山の山上にあり、横手城跡の本丸跡に所在する。明治12年（1879）に秋田市の秋田神社を分社して創建した。	未
13	正一位稲荷神社 (蛇の崎稲荷)	建造物	神社	弘化2年（1845）、横手城代戸村十太夫がオエノ狩り（悪獣退治）を行い、四日町で獲れた白狐を町人に下賜した。老人たちが崇りを恐れ放したところ、数日後に白狐が戻ってきた。これにより町人たちは神社を建立したとされる。	未
14	神明社 (神明町)	建造物	神社	「郷社」とも呼ばれる。享保元年（1716）に横手の鎮守として大乘院家に社殿が建てられ、明治13年（1880）に現在地へ移転した。明治18年（1885）社殿を全焼、翌年再建した。社宝の銅錫杖頭は重要文化財。	未
15	旭岡山神社	建造物	神社	大同2年（807）征夷大將軍坂上田村麻呂東征の際に、祭神を勧請し創建したと伝えられる。小野寺、佐竹両氏の尊崇を受けた。麓にある仁王門、社務所も特徴的。本殿は近世、拝殿は嘉永7年（1854）の建築とされる。	未
16	八幡神社 (三嶋)	建造物	神社	延暦21年（802）、坂上田村麻呂が伊豆三嶋大神を勧請し、七田を奉納したのが始まりとされる。治暦3年（1067）に社殿を建立、源義家が馬の鞍を奉納したという。本殿は明治26年（1893）の建築。	市
17	今木神社 (宝竜堂)	建造物	神社	天喜年間（1053-1058）に村人たちが源義家に兵糧と鍋を献上したので、源義家はこの神社に参拝したと伝わる。	未
18	月山神社	建造物	神社	増田地区の鎮守社。応永22年（1415）、増田城主小笠原信濃守冬広（光冬の子光広）の創立といわれる。元和年間（1615-24）に小原縫殿之助が増田城の馬場跡であった現在地に遷座。文化13年（1816）の建築とされる。	未
19	果樹生産や出荷に係る施設	建造物	工場・倉庫等	りんごの生産や出荷、研究に係る施設が羽州街道中央部を中心に多く残る。昭和40年（1965）前後に栄や醍醐、亀田地区など各地の農事組合法人により選果場や冷蔵施設や選果場などの施設が建設された。	—
20	旧日新館	建造物	民家 その他	秋田県唯一の明治期の木造洋風住宅。旧制横手中学校（現横手高校）に赴任するアメリカ人英語教師の住居として建てられた。明治35年（1902）の建築。	県
21	旧片野家住宅	建造物	民家 その他	内町の町並みを構成する。敷地を板塀で囲い、中央部に主屋、南側と東側に庭を設ける。主屋は切妻造平入、鉄板葺。主屋西側に付属する煉瓦造の土蔵は切妻造妻入、いずれも明治期の建築とされる。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
22	柏谷家住宅主 屋・米蔵・蔵 座敷・店蔵	建造物	民家 その他	外町の町並みを構成する。店舗は明治 22 年（1889）、主屋は明治 36 年（1903）、蔵座敷・米蔵は大正 3 年（1914）の建築。	市
23	カトリック横手 教会 聖堂	建造物	民家 その他	外壁モルタル塗り、切妻屋根で建設当時のアーチ窓を規則正しく配し、玄関上部には鐘楼を載せる。昭和 13 年（1938）の建築。	市
24	こうじ庵（旧 佐々木麴店） 主屋	建造物	民家 その他	外町の町並みを構成する。切妻造妻入鉄板葺。かつての麴店であるが、現在は市が「こうじ庵」として開放している。明治 38 年（1905）頃の建築とされる。	未
25	東北聖書バプ テスト十文字教 会	建造物	民家 その他	昭和 10 年（1935）、ミルドレッド・クレグが来日し十文字、増田で布教を行った。昭和 24 年（1949）には礼拝堂で日曜学校と託児所を開始した。会堂の設計はヴォーリス建築事務所で昭和 24 年（1949）の建築。	登録
26	旧加藤茶舗店蔵	建造物	民家 その他	十文字の町並みを構成する。かつての緑茶販売店。通り正面に切妻造平入の店蔵が置かれ、その奥に主屋を接続する。ゲストハウスとしても利用される。	登録
27	佐藤家住宅	建造物	民家 その他	明治中期に行われた覆屋の拡張や装飾化などに増田の隆盛期における趣向をよく示している。土蔵を鞘で覆い主屋としているのは伝建地区内で唯一。明治初期の建築。	国
28	旧松浦家住宅	建造物	民家 その他	重伝建地区において、明治期に遡る主屋、鞘付土蔵、外蔵が完存する唯一の例。増田における住宅の近代的変容の端緒をよく示す。主屋は明治 22 年（1889）、座敷蔵は明治 36 年（1903）、米蔵は明治 23 年（1890）頃の建築。	国
29	旧杏華堂石田 医院座敷蔵	建造物	民家 その他	観光案内所「ほたる」の一部として利用される。土蔵造切妻造 2 階建。和様折衷の鞘付土蔵。大正 15 年（1926）の建築。	登録
30	谷藤家住宅 主 屋、座敷蔵及 び味噌蔵	建造物	民家 その他	主屋は木造 2 階建てで昭和初期の和風邸宅。座敷蔵は土蔵造 2 階建てで味噌蔵は前家主であった左官職人が建てた。主屋は昭和 17-18 年（1942-43）、座敷蔵は明治前期、味噌蔵は明治後期の建築。	市
31	横手城展望台	建造物	民家 その他	二の丸跡に立地。天守閣を模した鉄筋コンクリート造。内部は資料館になっている。昭和 40 年（1965）の建築。	未
32	旧真人発電所 水槽施設	建造物	工作物	増田水力電気株式会社の主力発電所として明治 43 年（1910）に建設され、昭和 42 年（1967）に発電を終了した。上屋や発電に係る設備は撤去されたものの、水を溜め込み発電に供した水槽施設や石積み部分が残される。	未
33	電気堰（吉野 堰）	建造物	工作物	真人発電所が作られると発電用の堰としても利用され、「電気堰」と呼ばれた。成瀬川から取水し、総延長はおおよそ 3,900 m、流域に 8 か所の素掘りの隧道を設け、隧道延長はおおよそ 1,300 m。江戸時代には戸村堰と呼ばれた。	未
34	戸村義国画像 寺崎廣業筆	美術 工芸品	絵画	当時平鹿郡教育会長であった土田萬助が戸村家と姻戚関係にあった寺崎廣業に頼んで明治 32 年（1899）に描いたものとされる。戸村義国は横手城代戸村氏の祖で慶長 19 年（1614）大坂の陣で武勲を立てた。	市
35	釣りキチ三平 原画	美術 工芸品	絵画	増田地域狙半内地区を主な舞台にした釣りを題材としたマンガ。原画が横手市増田まんが美術館に収蔵される。	未
36	木造阿弥陀如 来坐像	美術 工芸品	彫刻	桂徳寺。「黒仏」とも。頭部と体幹部が一木造。後三年合戦で炎上する金沢柵を源義家が弓を立てて眺めたとされる弓立岡にあった阿弥陀堂に安置されていた像とされる。	県
37	桂徳寺 宝冠阿 弥陀如来坐像	美術 工芸品	彫刻	源義家の郎党伴次郎兼助の兜守りと伝えられる。助兼は金沢柵の攻防において義家拝領の「薄金の兜」を失った。金沢中野の八兵衛が、付近の山で兜を掘り出し、共に出土した仏が本仏とされる。	市
38	木造阿弥陀如 来立像	美術 工芸品	彫刻	満福寺。寄木造、玉眼入り。漆さびを塗ったまま、木心乾漆のように見せる珍しい技法。鎌倉末期から南北朝時代にかけての作とされる。	県
39	佐竹義重の甲冑	美術 工芸品	工芸品	秋田藩初代藩主佐竹義宣の父・佐竹義重が着用した実戦用の甲冑。昭和 2 年（1927）に金沢八幡神社（現、八幡宮）改築落成記念として藩主佐竹氏子孫・佐竹義春より寄贈された。永正年間（1504-21）の作とされる。	市
40	銅錫杖頭	美術 工芸品	工芸品	嘉永年間（1848-54）に四日町に住む豪商が譲り受けたのち大乘院に納めたが、三井寺山大乗院の大火炎上による廃寺に伴い、神明社に奉納されたもの。正元元年（1259）の銘がある。	国
41	古鏡蓋付陶製 経壺	美術 工芸品	考古資料	珠洲系の四耳壺と蓋に使用した青銅和鏡の古鏡（廬雁鏡）。明治 22 年（1889）に金沢地区の開居長根一号経塚から地元農民によって掘り出された。	県
42	骨壺	美術 工芸品	考古資料	高台付き須恵器の長頸壺。大正 2 年（1913）、金沢宇保土森の火葬墓から発見されたといわれる。	県
43	銅製経筒	美術 工芸品	考古資料	明治 41 年（1908）に金沢地区の開居長根二号経塚から発見された銅製の経筒。蓋に青銅和鏡を使用。元久 3 年（1206）の銘がある。	県
44	石櫃（小吉山 火葬墓）	美術 工芸品	考古資料	小吉山火葬墓で、昭和 3 年（1928）に近隣住民が夢告により掘り出したもの。平安時代の作とされ、蓋付きの石櫃二基が掘り出されたという。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
45	戎谷南山筆「後三年合戦絵詞」	美術 工芸品	歴史資料	臨模3巻と改定補遺2巻。臨模3巻は、東京帝室博物館に通って模写したもの。改定補遺は絵巻の欠落を戎谷南山が補って描いたもの。南山は昭和13年(1938)に完成させ、昭和20年(1945)に金澤八幡宮へ奉納した。	市
46	横手城下全図	美術 工芸品	歴史資料	江戸時代の横手城を中心とした内町や外町の状況が詳細に描かれる。延宝8年(1680)の図。	市
47	横手城下全図	美術 工芸品	歴史資料	寛文9年(1669)とされるが判然としない。須田氏時代の城下の家並みと横手城の建物が描かれる。	未
48	戸村家顕彰碑	美術 工芸品	歴史資料	龍昌院本堂前にある。戸村家は明治までの約200年、横手城代をつとめた。昭和32年(1957)に建立。	未
49	小野寺氏顕彰碑	美術 工芸品	歴史資料	中世の領主小野寺氏を顕彰する碑。横手城跡二の丸の展望台に隣接する。昭和11年(1935)に建立。	未
50	狸々の道標	美術 工芸品	歴史資料	方示碑。文化8年(1811)の建立。「狸々の 左は湯沢 右よこて うしろハます田 まへハ浅舞」と刻まれる。保存のため移転、十文字図書館併設の十字館で展示している。	市
51	狸々モニュメント(十文字駅前)	美術 工芸品	歴史資料	昭和36年(1961)、十文字地方史研究会有志により駅前に建立された。7月に狸々まつりも開催される。	未
52	藤原利三郎 頌徳碑	美術 工芸品	歴史資料	應鷹園の開墾とりんご栽培に功績のあった藤原利三郎を称え、應鷹園有志により昭和3年(1928)に建立。	未
53	リンゴの唄	無形	芸能	昭和20年(1945)夏に亀田地区の沢口集落付近で撮影された佐々木康監督(雄物川地域出身)の映画「そよかぜ」の主題歌を並木路子が歌う。平成元年(1989)に真人公園内に「リンゴの唄の碑」が設置された。	未
54	かまくら行事の祭具	有形 民俗	年中行事・祭礼	旧栄通町(田中町)の祭具一式。大正6年(1917)奉納の祠と、明治28年(1895)の墨書のある錦地の幕、明治35年(1902)の墨書のある版木、「水」に形の燈明台がかまくら館で公開されている。	未
55	増田の花火	無形 民俗	風俗慣習 (衣食住)	二尺玉のほか約80発の花火が打ち上げられる。90回以上の開催を数え、かつては月山神社への奉納花火として催された。県内で最も歴史があり、かつ最も遅い時期に開催される花火大会とされる。	未
56	ぶどう栽培	無形 民俗	風俗慣習 (生業)	横手地区東部と山内西地区西部が一大生産地となっている。明治11年(1878)に甲州ぶどうを試作したのが始まりとされ、明治42年(1909)にキャンベルスやナイヤガラ栽培に成功し、樹園地が増加した。	—
57	りんご栽培	無形 民俗	風俗慣習 (生業)	明治9年(1876)に醍醐村の伊藤謙吉が県からリンゴの苗木の払い下げを受けたのが平鹿りんごのはじまりとされる。明治期に應鷹園や金麓園などの樹園地が開かれ、昭和30年代から斜面地が大規模に開墾された。	—
58	さくらんぼ栽培	無形 民俗	風俗慣習 (生業)	明治初期に秋田県にさくらんぼの苗木が導入され、十文字でもそのころから栽培されていると伝わる。三重地区の富沢集落などで特に盛んに行われている。	未
59	十文字の朝市	無形 民俗	風俗慣習 (生業)	3、7、0のつく日に開催。大正11年(1922)に町制施行を行い「十文字町」が誕生し、これを記念して曙町通りに町営の十文字朝市が開設された。昭和40年(1965)代に現在地へ移転した。	未
60	増田の朝市(マチノヒ)	無形 民俗	風俗慣習 (生業)	近世の「雪の出羽路」でも、「2、5、9のつく日の九斎市で、本町、田町など七町で開かれる」旨が記される。昭和30年代まで中七日町通りで開催されていたが、その後現在地に移転。寛永20年(1643)の開設とされる。	未
61	金沢八幡宮掛け歌行事	無形 民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	9月14日から15日未明にかけて例祭の宵宮の行事として実施。初めに神前に奉納された後に仙北荷方節の節に即興で歌詞をつけて相手と掛け合い、歌の優劣を競う。	県
62	ねむり流し	無形 民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	「小舟」や「ねぶ流し」とも言われ、8月6日に子どもたちが、送り盆行事の屋形舟より一回り小さい舟を、サイサイ囃子とともに蛇の崎河原に引き出す。睡魔や災厄を川に流し、農作業の安全を祈るものとされ、本来七夕行事であるが、現在は盆行事の一連とされる。	未
63	横手の送り盆行事	無形 民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	8月16日実施。各町内のサイサイ囃子と屋形舟が蛇の崎河原に繰り出す。屋形舟は寺の屋根を模した骨組みに万霊供養の灯籠を立て、青竹に短冊を下げる。読経の後灯籠流しがあり、舟のぶつけ合いが行われる。	県
64	横手のかまくら	無形 民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	2月15・16日実施。小正月行事。水神祭り。雪室(直径3m、高さ2.5mの円筒形)を作り、神棚に供え物をする。子供たちが集まって甘酒や餅を食べる。左義長の火祭りや井戸水神信仰に由来すると伝わる。	市
65	神輿渡御行事(神明社)	無形 民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	5月5日。御輿渡御祭りとして、その中に出御祭り・駐輦所祭り・還御祭りがあり、それぞれ神楽が奉納される。神輿渡御の折には、各町内に矢来が組まれ、路地では唐櫃が御分霊を載せて巡行する。	未
66	旭岡山神社の梵天	無形 民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	2月17日実施。頭飾りが大きく、他の梵天行事と比べると装飾も豊かであるとされる。小若梵天や恵比寿俵も奉納される。起源については天保年間(1830-1844)や嘉永年間(1848-54)など諸説ある。	市
67	梨木水かぶり	無形 民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	2月第3日曜日に実施。若者たちが恵比須俵に続き、締め込み姿で集落を練り歩き、その年の息災を祈る。神社に戻ると、家内安全を祈り履いていた草鞋を境内の榎の木に投げ、引っ掛ける。宝暦元年(1751)始まりという。	市

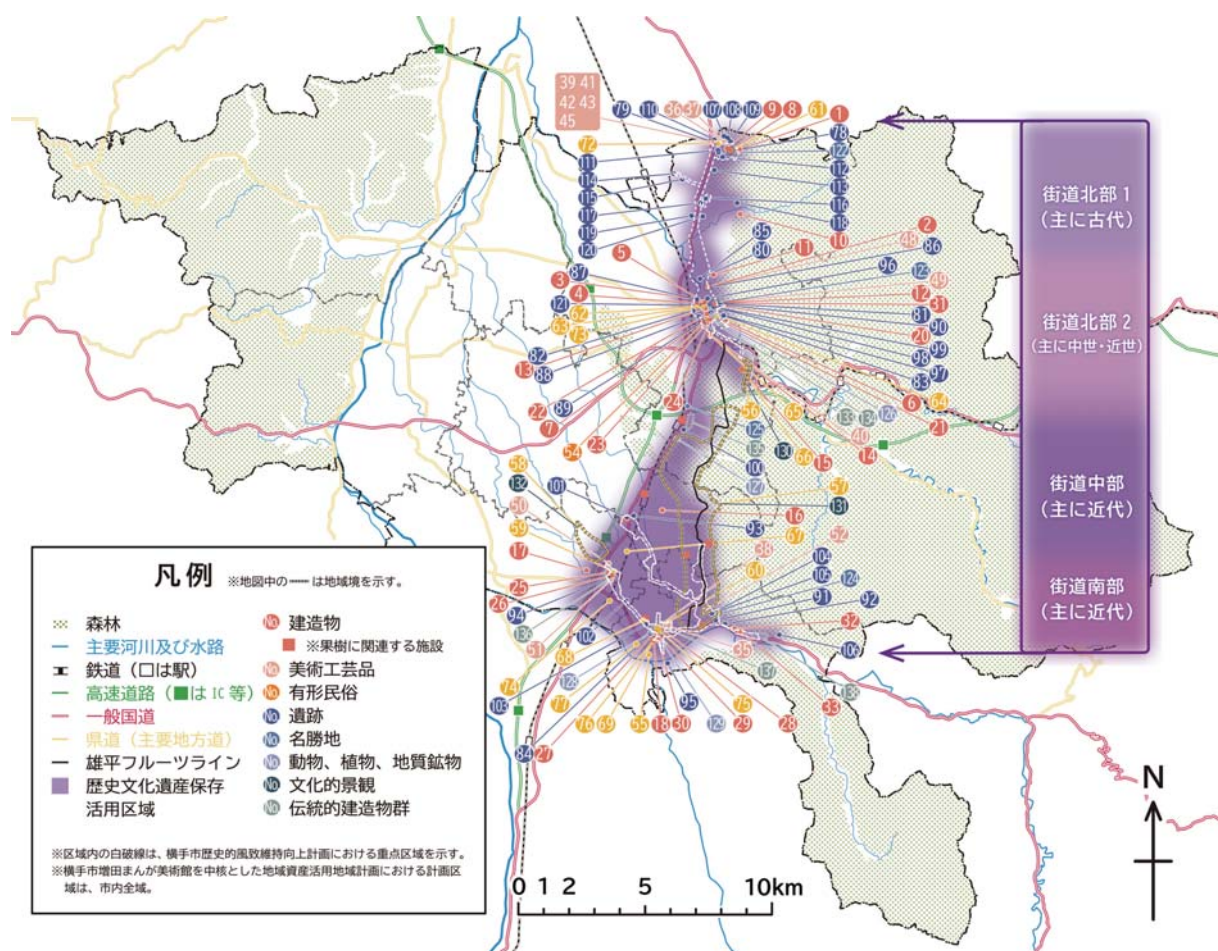
番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
68	梵天奉納行事 (三所神社)	無形 民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	現在は2月第3日曜日に実施。制札とほら貝を先頭に、ぼんでん唄をうたい、ジョヤサと掛け声も勇ましく町内を廻り、お神酒を受けて神社に奉納する。	未
69	月山神社 神輿 渡御行事	無形 民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	9月15日実施。早朝、白装束に身を固めた者が、月山神社の大幟を背負って町内を回り前触れをする。その後、大雷の狼煙を合図に、各々分担を持つ氏子の人々で構成された神輿の行列が繰り出される。江戸後期から行われる。	市
70	産女の伝承	無形 民俗	風俗慣習 (伝承)	講談や与謝蕪村の妖怪画卷(天明)の中に画かれている。横手城代戸村氏の家臣妹尾兼忠が登城の折、蛇の崎橋の袂で乳児を預かったが預けた女は力を与える土地の氏神だったという。蛇の崎の伝説。	—
71	牛沼の泥貝の 伝承	無形 民俗	風俗慣習 (伝承)	小野寺家臣鳥海西之助が登城した際、牛沼から大石でも引き出したような跡が続いており、辿ってみると本丸の座敷に続いていた。不吉の予想通り、小野寺義道が配流になったという。	—
72	金沢ささら舞	無形 民俗	民俗芸能	金沢八幡宮の例大祭にあたる9月15日に実施。一人立三頭獅子で、武士・農民・花笠・ゲホ・唐扇などとともに地区内を巡りながら舞を披露する。最後に八幡宮の鳥居前で舞を神社に奉納する。演技には狂言とささら17番があるが、現在は1演目のみ実施される。	市
73	横手囃子 (サイサイ)	無形 民俗	民俗芸能	送り盆行事の屋形舟に帯同して演奏されるサイサイ囃子。寄せ太鼓(どどろこ)・横手盆踊り・秋田おぼこ・秋田甚句・甚句くずし・おいとこ・道中拳ばやし・道中節がある。	未
74	仁井田番楽	無形 民俗	民俗芸能	毎年9月7日に新山神社へ奉納、翌8日には氏子の家々を巡る。山伏神楽系。郷中安全、五穀豊穡を祈願した神前奉納舞楽は古来のもので、能楽以前のものでとされている。演目は14。	県
75	盆踊り行事 (増田)	無形 民俗	民俗芸能	8月15日に開催。中七日町通りから本町通りを会場にして実施する。起源は不明だが、増田城築城にあたり生き埋めにされた姫を弔うために始まったとの伝承がある。大正初期の記録がある。	未
76	増田の福嶋サイ サイ	無形 民俗	民俗芸能	月山神社 神輿渡御行事を構成する。盆踊り行事(増田)の囃子方でもある。文化8年(1811)の藩主巡覧にあたり、親方衆が福嶋集落の若者に囃子を習得させ、披露したのが始まりという。	市
77	八木番楽	無形 民俗	民俗芸能	9月8・9日実施。八木神社へ奉納する番楽で、花番楽・信夫の太郎・御上使・曽我兄弟など8番の演目がある。	市
78	金沢城跡	遺跡	城館跡	元和2年(1616)廃城。中世には南部氏配下の金沢右京亮等の居館であった。本丸跡、二ノ丸跡、西ノ丸跡、武者溜跡、兵糧蔵跡などがある。別名孔雀城とも言われ、金沢柵との伝承もある。	未
79	大鳥井山遺跡 附陣館遺跡 (陣館遺跡)	遺跡	城館跡	通称「陣館」と呼ばれる小丘陵上に立地し、金沢柵の前城で、後に源義家が攻略し陣を張った場所として伝承されてきた。斜面部では、人工の段状地形が見られ、寺院と想定される四面庇掘立柱建物跡と参道跡が確認された。	国
80	大鳥井山遺跡 附陣館遺跡 (大鳥井山遺 跡)	遺跡	城館跡	清原光頼の子、大鳥山太郎頼遠が拠点としたとされる。小吉山と大鳥井山の2つの独立丘陵上に立地し、東側以外は横手川に取り巻かれ、街道のある東側には二重の土塁と堀が自然地形に沿って巡る、防御性の極めて高い館。	国
81	横手城跡	遺跡	城館跡	諸説あるが天正7年(1579)頃に小野寺輝道により築城された。横手盆地や城下を一望できる朝倉山にあり、朝倉(阿桜)城とも呼ばれる。近世には城代が置かれた。戊辰戦争で落城し、明治になって横手公園として整備された。	市
82	平城跡	遺跡	城館跡	天文年間(1532-55)の築城。城主横手佐渡守光盛は金沢八幡宮衆徒の金乗坊とともに小野寺種道を滅ぼしたが、後にその子四郎丸(輝道)により攻められ落城したという。宅地開発が進み、城館の痕跡はほとんど見られない。	未
83	朝草刈城跡	遺跡	城館跡	愛宕山の南寄り。小野寺泰道が寛正6年(1465)ごろ築城したとされる。	未
84	増田城跡	遺跡	城館跡	貞治2年(1363)ごろの築城。南部氏配下の小笠原義冬の築城とされ、その後は小野寺氏家臣の土肥氏が城主を務め、以来土肥館といった。	未
85	小吉山火葬墓	遺跡	墓・碑	昭和3年(1928)に近隣住民の夢告により石櫃が掘り出された。平安時代のものでとされ、市教育委員会が保管する。この場所は中世にも利用され、経石が出土している。	未
86	戊辰戦争戦死 者墓所	遺跡	墓・碑	龍昌院の境内にある。慶応4年(1868)の戊辰戦争における横手城での戦死者21名の墓がある。	未
87	岩瀬御台の墓 所	遺跡	墓・碑	初代藩主佐竹義宣の側室、岩瀬御台の墓所。天仙寺境内にある。寛永16年(1639)の建立。	市
88	お房の方墓碑	遺跡	墓・碑	正法寺境内にある。津軽藩主、津軽寧親の側室お房の方が文化元年(1804)に江戸から津軽への道中、横手で子供と共に客死の後、建立された。明治まで津軽家より50俵の篤志があったという。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
89	小野寺泰道墓 所	遺跡	墓・碑	長禄年間（1457-60）に正平寺を現在地に移転建立した中興の祖、横手城主小野寺泰道の墓所で、墓碑と供養塔の五輪塔がある。	市
90	本多上野介正 純墓碑	遺跡	墓・碑	徳川家康の側近だった本多正純親子の墓碑。寛永元年（1624）に横手に配流され、同 14 年（1637）に亡くなった。墓碑は明治 42 年（1909）に建立された。一帯は横手城三の丸と呼ばれた場所で、俗に「上野台」とも呼ばれる。	未
91	新庄藩官軍戦 没者の墓碑	遺跡	墓・碑	明治元年（1868）の戊辰戦争戦没者の墓碑。仙台藩と新庄藩の兵が平鹿堰を挟んで対戦したという。昭和 44 年（1969）改修された。	未
92	亀田の久蔵碑	遺跡	墓・碑	「真人ヘグリ」と呼ばれた現在の旧真人発電所付近を独力で開削した久蔵（生年不明-1776）の碑で久蔵自身の建立ともされる。真人ヘグリは明和 8 年（1771）から 6 年かけて開削され、手倉街道の往来や輸送機能が向上した。	市
93	醍醐村道路元 標	遺跡	交通施設	石碑。正面に「醍醐村道路元標」側面に「昭和十六年四月一日 移転再律」とある。移転前の原票は昭和 13 年（1938）ごろまでは大橋にあったと伝わる。	未
94	十文字町道路 元標	遺跡	交通施設	羽州街道と増田（浅舞）街道の交差点にあり、両街道の路程標の役割をしていたものとみられる。大正 11 年（1922）の建立。	未
95	方示碑	遺跡	交通施設	小安街道沿いの羽場渡し場跡付近にある。嘉永 5 年（1852）の建立。	未
96	育英書院跡	遺跡	その他 遺跡	藩政時代、士族の子弟が教育を受けた学校。寛政 7 年（1795）に設置され、旧城南高校跡にあった。明治に平鹿郡役所となったが、明治 14 年（1881）焼失した。	未
97	旧本陣跡	遺跡	その他 遺跡	大町の稲荷神社の付近。かつて参勤交代にあたり弘前藩主などが宿泊した本陣が置かれた。	未
98	中の橋	遺跡	その他 遺跡	小野寺氏の時代、登城に使われたとされる。現在の橋は昭和 61 年（1986）の完成。東端に八柏大和守殉難の地がある。	未
99	八柏大和守殉 難の地	遺跡	その他 遺跡	中の橋の東端にある。八柏城主の八柏大和守道為が暗殺された場所。文禄元年（1592）、小野寺義道は最上義光の謀略にはまり疑心暗鬼となり八柏大和守を城に呼び出し、黒沢甚兵衛らが大手門前の中の橋で殺害したという。	未
100	御本陣跡	遺跡	その他 遺跡	「持田のお茶屋」とも。嘉永 2 年（1849）藩主が参勤交代の道中に休息した御陣屋があったと伝わる。栄小学校の入口付近にある。	未
101	清香園	遺跡	その他 遺跡	伊藤謙吉が「植物自由試験所」を設立し、県内で初めて栽培を始めた場所。実がついたのが明治 12 年（1879）頃で、その後樹園地を拡大した。園内には秋田県知事青山貞が碑文を自ら揮毫したという進徳修行の碑がある。	未
102	旧増田水力電 気会社火力発 電所跡	遺跡	その他 遺跡	増田水力電気株式会社が昭和 5 年（1930）に建設したもの。太平洋戦争開始後、発電機が戦争のために供出されたことにより変電所に変換され、現在に至っている。	未
103	増田葉煙草専 売所跡	遺跡	その他 遺跡	全国に 61 か所のみ置かれた国営の煙草専売所。明治 31 年（1898）に設置され、昭和 24 年（1949）に「日本専売公社増田出張所」に改称、昭和 60 年（1985）に民営化、平成 17 年（2005）に閉鎖。	未
104	應鷹園	遺跡	その他 遺跡	りんご樹園地。藤原利三郎（1868-1935）が真人山の麓を開墾し、近隣農家 16 戸で、計 25ha を開墾してりんごを植栽。明治 43 年（1910）に完成させた。当時醍醐村村長の山田貞吉がこの地を「應鷹園」と命名したという。	未
105	そよかぜ（映 画）口ケ地	遺跡	その他 遺跡	昭和 20 年（1945）夏に亀田地区の沢口集落付近で撮影された映画「そよかぜ」が同年 10 月 10 日に封切りされた。地元の女性たちもエキストラとして多数参加しており、主題歌の「リンゴの唄」は現在も歌われ続ける。	未
106	吉乃鉾山跡	遺跡	その他 遺跡	享保 5 年（1720）の開坑とも。元小坂鉾山所長の武田恭作が大正 4 年（1915）に「熊ノ沢大鉾床」を発見し、「吉乃鉾山」に改称、最盛期となった。昭和 32 年（1957）閉山。送電施設や一部処理施設が残る。	未
107	腰掛石	遺跡	旧跡・ 伝承地	源義家が腰を掛けた石と伝わる。	未
108	立石（楯石）	遺跡	旧跡・ 伝承地	源義家の軍が石を積み、盾としたのがこのあたりで、源義家の郎党伴次郎兼仗助兼が善家より賜った薄金の兜に石弩があたり、転倒したとされる。盾石神の碑は昭和 8 年（1933）の建立。	未
109	金沢柵 （推定地）	遺跡	旧跡・ 伝承地	平鹿仙北の平野を一望できる戦略上の要地。後三年合戦（1083-1087）で清原家衡が立てこもったところで、清原清衡軍がここを攻め落とし、戦いは終わる。	未
110	厨川と片目カ ジカ	遺跡	旧跡・ 伝承地	厨川にはかねてより片目のカジカがあり、「盲コ（めこ）」と呼ばれる。源義家配下である鎌倉権五郎景正が片目を負傷し、厨川で傷を洗ったことに由来するとの伝承がある。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
111	景正功名塚	遺跡	旧跡・ 伝承地	「権五郎塚」とも呼ばれる。後三年合戦において功名を立てた鎌倉権五郎景正は、義家の命で敵の屍を集めて塚を作り、その上に杉を植えたといわれる。この杉は昭和23年（1948）焼失し、平成3年（1991）に覆屋がかけられた。	未
112	天井ヶ沢 （敵が沢）	遺跡	旧跡・ 伝承地	源義家が敵陣を見下ろした沢と伝わる。	未
113	物見	遺跡	旧跡・ 伝承地	後三年合戦の際に清原氏がこの地に物見の兵を置いたとされ、付近の山は物見山と呼ばれる。	未
114	西沼	遺跡	旧跡・ 伝承地	源義家が金沢柵を攻めた時この地で雁の乱れを見て、敵の伏兵を知ったという故事のあるところ。	未
115	立馬郊	遺跡	旧跡・ 伝承地	西に西沼を望み、源義家が馬を止め伏兵を見つけた場所と伝わる。大正3年（1914）に運動場が造成され、平安の風わたる公園に隣接する。	未
116	蛭藻沼	遺跡	旧跡・ 伝承地	金沢柵落城後、潜伏していた清原武衡がこの沼付近で捕らえられたといわれている。	未
117	陣所長根	遺跡	旧跡・ 伝承地	蛭藻沼の西方にある小高い丘で源軍の戦陣が置かれていた。	未
118	鞍石	遺跡	旧跡・ 伝承地	清原家衡が「六郡第一の名馬」といわれた愛馬「花柑子」を射殺し、乗り捨てた馬の鞍が化石となったといわれる。河川改修により平成4年（1992）移転した。	未
119	御所野	遺跡	旧跡・ 伝承地	陣ヶ森の西方にあり、源義家が本陣を設けた場所とされる。	未
120	陣ヶ森	遺跡	旧跡・ 伝承地	義家が陣営を設けて軍容を整えた場所といわれる。	未
121	蛇の崎（橋）	遺跡	旧跡・ 伝承地	源義家が川を渡ろうとした際に吊橋を落とされ、橋から落ちたが、蛇籠につかまり一命をとりとめたとの伝承がある場所。	未
122	金沢公園	名勝地	公園・ 庭園等	金沢城跡内にあり、金澤八幡宮の麓にある。景正功名塚などが所在する。明治39年（1906）の開園とされる。	未
123	横手公園	名勝地	公園・ 庭園等	「お城山」として親しまれ、横手城跡に位置する。明治5年（1872）に旧士族有志が資金を捻出し町の施設とした。明治35年（1902）に長岡安平の設計により一帯は横手公園として整備された。	未
124	真人公園	名勝地	公園・ 庭園等	造園以前から老松が茂り、地域の憩いの場であったが、明治44年（1911）より長岡安平の設計に基づき10ヵ年計画で整備した。「全国さくら名所百選」として市民に親しまれている。大正6年（1917）開園。	未
125	みさごの清水	名勝地	湧泉	一時泉。街道を往来する人にお茶やトコロテンなどを売って休息の場を提供したという。『雪の出羽路』に記述がある二体の延命地蔵が祀られ、参勤交代の折、無礼討ちにされた美佐子の霊を慰めるもの。	未
126	羽黒の柳	動物、 植物、 地質鉱物	植物	シダレヤナギで、屋敷の境界と護岸を兼ねて植えられたものといわれる。推定樹齢100から200年とされるが、400年との口伝もある。昭和50年代に入り、樹木の老化現象が進み、養生が行われている。	市
127	大屋の梅	動物、 植物、 地質鉱物	植物	推定樹齢は300年以上で個人の宅地内にある。栄地区大屋は600本以上の屋敷梅が点在する梅の名所。元慶の乱（872）の際、小野春風の部下・江津彦右衛門らがこの地に住みつき、梅を植樹したのが始まりとされる。	市
128	二本杉	動物、 植物、 地質鉱物	植物	小笠原義冬が増田城築城の際、城の堅固を祈って自分の娘と牛を生き埋めにして城を築いた。慰霊のため、乾の方角に塚を造り、その上に2本の杉を植えたのがこの杉という伝承がある。1本は落雷のため、根元のみ残る。	市
129	舟繋ぎのサイカチ	動物、 植物、 地質鉱物	植物	かつて成瀬川はこのサイカチ付近を流れていたとされ、川渡りの舟をつないだという。木のそばに皂莢（サイカチ）神社がある。地域では「しゃかじ」や「しゃかち」などと呼ばれている。樹齢およそ800年とされる。	市
130	街道沿いに広がるぶどう棚の景観	文化的 景観	—	農耕に関する景観地。横手地域東部から山内地域西部にかけては、明治時代から行われるぶどうの主産地であり、奥羽山脈の麓にぶどう棚の景観が広がる。秋の収穫期には、直売所が街道沿いに並び、賑わいを創出する。ぶどう栽培はこの付近を核に広がっている。	未
131	斜面地でのりんごの樹園地景観	文化的 景観	—	農耕に関する景観地。雄平フルーツライン沿いには斜面地に切り開かれた樹園地が広がる。周辺には鷹鷹園、金麓園など、当地方のりんご栽培の草分けとなった樹園地が広がるほか、西方に見える鳥海山との対比も相まって、良好な景観を形成している。	未
132	さくらんぼの農耕景観	文化的 景観	—	農耕に関する景観地。三重地区の土壌がさくらんぼ栽培に適しており、明治以降盛んになった。こうした河岸段丘上のさくらんぼ畑が周辺の水田とあいまって、遠方に見える鳥海山とともに良好な景観を形成している。	未
133	大町、四日町、鍛冶町など外町の町並み	伝統的 建造物群	—	横手城の城下町で商家町。羽州街道沿いにある「外町」と呼ばれた旧町人町。現在も概ね近世の町割りが残る。明治から昭和初期に建てられた歴史的建物が多く残る。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
134	羽黒町・上内 町の町並み	伝統的 建造物群	—	城下町。藩政期の「内町」と呼ばれた旧武家町の一部。戊辰戦争の戦火に遭ったものの、町割りは概ね近世のものを踏襲する。板塀や生け垣が立ち並び、前庭には横手柿が植えられる。	未
135	大屋新町の町 並み	伝統的 建造物群	—	農村集落。羽州街道沿いに立地する。戦国期には、小野寺氏の家臣が大屋新町鬼嵐に居城を置いたといわれる。現在は、板塀や生け垣が並ぶ良好な景観が広がる。	未
136	十文字の町並 み	伝統的 建造物群	—	商家町。明治 38 年（1905）の奥羽本線十文字駅開業により発展した。農業倉庫や旅館、銭湯、医院、料亭など、この地区に人が集積したことを示す大正から昭和 30 年代までに建てられた特徴的な建築が多くみられる。	未
137	横手市増田伝 統的建造物群 保存地区	伝統的 建造物群	—	在郷町。通りに沿って短冊形に割られた敷地に、主に明治から昭和初期に建てられた店舗兼住宅の主屋が軒を連ねる。その背後に主屋と連続する鞆付土蔵を接続して、豪雪に対応した長大な空間を形成している。	国
138	吉野集落の旧 鉾山町	伝統的 建造物群	—	鉾山町。手倉街道沿いにある吉乃鉾山が大正期に最盛期を迎えたことにあわせ、町は最盛期を迎え、およそ 9,000 人が利用する鉾山町が形成された。山神社や鉾夫長屋跡地など吉乃鉾山隆盛期を物語る遺跡が点在している。	未
・区域内には多数の歴史文化遺産が所在していることから、一覧では概要で説明した内容に直接的に起因する歴史文化遺産及び主要な国、県または市の指定文化財の掲載にとどめた。 ・本表の歴史文化遺産は、類型別、所在地別の順に並べている。 ・文化財指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。 ・神社の名称は、同一のことが多い場合、名称の後ろに所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。					
歴史文化遺産保存活用区域の範囲					
現在の羽州街道と重なる国道 13 号を基軸にして、地域遺産を構成する歴史文化遺産が集中的に遺存する範囲かつ、関連計画である横手市歴史的風致維持向上計画で設定する北部及び南部重点区域を包含する範囲を設定した。羽州街道中部及び南部はそこから東に延びる脇街道のうち、本市の近代化の足跡を示す代表的な遺跡の一つである手倉街道沿いの吉乃鉾山跡（番号 106）までと、果樹生産が広がる奥羽山脈の麓部分までという、各時代の足跡が顕著にみられる範囲を設定した。					

歴史文化遺産保存活用区域の範囲



- ・場所を特定できない歴史文化遺産については、図で示していない。
- ・番号110「厨川と片目カジカ」については、本来は水路の流路を示すが、便宜上点で図示した。

歴史文化遺産保存活用区域の概要を示す写真



西沼
(横手地域)

金沢地区周辺では、字名として地名化している後三年合戦の伝承地も多く、人々は無意識的に後三年合戦と共に歩んできた。源義家が金沢柵を攻めた時この地で雁の乱れを見て、敵の伏兵を知ったという、いわゆる「雁行の乱れ」の故事を生んだ西沼周辺は、「平安の風わたる公園」として整備され、憩いの場となっている。(番号114)



横手城跡・横手公園
(横手地域)

俗に「お城山」と呼ばれ、現在は横手公園となっている横手城跡は、中世後期以降、本市域の中核として機能してきた場所でもある。蛇の崎橋から見るお城山も本市を代表する景観に挙げられるが、山上から見る横手の町並みもまた代表する景観である。遠方に望む鳥海山は、本文化財活用区域に共通するランドマークでもある。(番号81・123)



りんごの樹園地景観
(平鹿地域・増田地域)

醍醐地区から亀田地区にかけての雄平フルーツライン沿いからは、遠方に臨む鳥海山を背景に、りんごの樹園地景観を見渡すことが出来る。明治の初めから試行錯誤を経たりんご栽培の歩みは、「平鹿りんご」という一大ブランドを育て上げた。斜面地いっばいに切り開かれた樹園地が、その広さを物語り、春に咲く白い花、秋に実る真っ赤な実が景観を彩る。(番号131)



下タ堰
(増田地区)

横手市増田伝統的建造物群保存地区の中央部を流れる下タ堰は、かつては増田城の堀の水としても利用されたと伝わる。水路に沿って伝統的建造物の奥行きを望むことができるため、多くの人が足を止め、当地の特性を把握するキーアイテムにもなっている。絶え間ない水の流れは、この地に息づく人々の営みと相まって良好な景観を形成するとともに、歴史の重層性を示す重要な構成要素となっている。(番号137)

(2) 雄物川歴史文化遺産保存活用区域 (表 10)

歴史文化遺産保存活用区域の名称

雄物川歴史文化遺産保存活用区域

歴史文化遺産保存活用区域の概要

雄物川は、本市西部の出羽山地に沿って南から北へ流れる一級河川である。この雄物川と支流の横手川、皆瀬川及びこれに合流する成瀬川に囲まれた一帯は、県内有数の穀倉地帯となっている。雄物川は、正保4年(1647)の『出羽一國御絵図』(秋田県立博物館蔵)では「御物川」と記されるなど、秋田藩では「御物」(年貢米)を輸送する川と認識されており、雄物川とその支流が交易路として物資の大量輸送を支えた。流域沿いの各地に物資の積み下ろしを主体とした河港や、主に対岸への渡し船を主体とした船着き場などが設けられた。河港に集められた米や材木、木綿などの物資は角間川河港(大仙市)を経由して土崎港(秋田市)に集積された。ここから北前船を通じて全国に送られ、反対に多くの物資や文化が当地にもたらされた。

市内を流れる雄物川の上流域は、睦合地区や福地地区などが位置する。近世に新田開発されて開かれた集落も多く、皆瀬川の合流点の手前にある植田地区も含め、「佐馬」「太郎四郎」「乱場」「悪戸」「谷地新田」など、土地の記憶や形質を伝える地名が豊富に残る。中流域は里見地区、沼館、館合地区などがあり、これらの地区の旧町名は雄物川町であることから、福地地区もあわせ雄物川は雄物川地域を縦断している河川であることが分かる。下流域は阿気地区や大森地区、川西地区などがあり、舟運の拠点となった角間川河港に近いことから、舟運の影響が強くみられる一帯でもある。また、西側の八沢木地区には保呂羽山と波宇志別神社があり、大森河港や大森の町を通過して多くの人がこの保呂羽山と波宇志別神社に参詣した。

この雄物川の中流域と下流域を中心に、歴史文化遺産が集中的に遺存する。

雄物川舟運によって繁栄した在郷町と輸送体系の変遷

本市西部は、雄物川を核として発展した地域であり、特に河川交通(舟運)が盛んになった近世以降が顕著で、雄物川中流から下流域にかけては舟運によって繁栄した在郷町や河港跡が豊富に残る一帯である。

鉄道が開通する以前、明治中期までの大量の物資流通は舟運を主体としていた。様々な種類の物資の移出入があり、一帯的に経済の発展と生活水準の向上をもたらした。流域に沿った「大森」「阿気」「深井」などの河港には、浜蔵も建てられるなど物資の集散地として賑った。こうした物資は在郷町に集められ、大森や沼館・今宿、さらには浅舞を経由して横手や増田、植田などに運ばれ、近隣の集落へと広まった。浅舞は、河港の近くには所在しないものの、横手や増田など東部の城下町や在郷町を結び結節地点としての機能も果たしてきた。なお、明治38年(1905)の鉄道(奥羽線)開通とともに、物流の主体は舟運から鉄道へと変化するが、この一帯では大正7年(1918)に横荘線の横手―浅舞―沼館間が開業し、昭和5年(1930)までに老方(由利本荘市)まで延伸し物流の主体となり、昭和46年(1971)に廃線となるまで米や材木などを輸送した。市民には様々な思い出とともに「横荘っこ」と親しまれ、軌道跡を転用した直線道路が続く場所も多くあり、かつての列車から眺めたであろう光景を彷彿とさせる。

雄物川流域に広がる鹿島行事

雄物川とその支流は、舟運によってもたらされた文化が伝播しつつ、同じ行事であっても集落ごとに多様性を持ちながら現代に継承され、行事や信仰も含め各地の歩んだ歴史が凝縮される一帯である。

本市域では、雄物川流域とその支流で盛んに舟運が利用され、河港と在郷町を行き来する人々によって様々な物資や文化が当地へ伝えられた。河港は、外の世界や異文化を知る玄関口でもあり、全国の物資や文化が流入し、行事の起源となった。各地の梵天奉納行事も関連するとされるほか、代表的なものに鹿島信仰がある。雄物川とその支流沿いに広がる集落にみられる鹿島信仰は、それぞれの集落の成り立ちと地理的条件のほか、こうした文化・信仰の交流に由来するものと考えられており、集落の守り神として神社や行事のほか、様々な形態で信仰されている。顕著に残るのは「鹿島行事」であり、市内に残るのは「鹿島(厄神)立て行事」と「鹿島流し(送り)行事」に大きく二分

され、現在雄物川とその支流域では、60 余りの集落で実施されている。多くは近世から近代の開始と伝えられ、人形の形態や囃子の有無など、行事ごとに特徴もみられる。

また、雄物川流域には、元来「ツツガムシ病」と呼ばれる風土病があり、流域住民を悩ませて来た。当地では「ケダニ」と呼ばれるツツガムシに吸着されることによって発症し、死亡者の多かった集落では犠牲者の供養と罹患防止の願いを込めて地蔵像を建立するなど、独自の信仰も生まれた。ケダニ地蔵の多くは雄物川の堤防に隣接した堂宇に安置されており、地域の人々によって花や供物が供えられる。市内には「砂虱川原」（睦合）の地名もあり、雄物川と人の共生の歩みを感じることができる。

雄物川流域西部に広がる千年の歴史を紡ぐ宗教エリア

雄物川下流域の西には保呂羽山と波宇志別神社がある。ここは、古代以降多くの人の信仰を集め、現代に行事が継承されるなど、千年の営みを現在に伝える一帯である。

保呂羽山上に祀られる波宇志別神社は、奈良時代以降絶えることなく存続する古社であり、様々な山に係る伝承や行事とともに「波宇志別神社の霜月神楽」が中世以前より継続され、神社のある八沢木地区では、氏子たちによって始められたと伝わる「八沢木獅子舞」も継承されている。大森河港や、大森城が築かれたことにより発展した大森地区が、雄物川から波宇志別神社に至る参道入り口の「秋田口」へ向かうための門前町として、雄物川を超えて波宇志別神社へ向かう参詣者の利用も多かったとされ、例祭にあたっては、増田の商人たちから巨大な蠟燭が毎年奉納されていたという。天正 19 年（1591）に太閤検地のため大森城に入城した上杉景勝の名代として実務を取り仕切った平林城主（新潟県村上市）色部長真は、帰任後に色部家菩提寺である千眼寺に保呂羽堂を建立分霊し信仰した。上杉家の米沢（山形県）転封に伴い、色部家の菩提寺である千眼寺と保呂羽堂も分霊され、現在も米沢で広く信仰される。八沢木集落の仁王門から広がる神域が広大さを物語っており、至る所に波宇志別神社に縁のある事物や伝承のほか、その影響が及ぼした地域発展の足跡が残る。

雄物川中流域を中心に古代から受け継がれる歴史と伝承

雄物川中流域は古くから開拓された地域でもあり、まだ解明しきれていない古代の歴史文化遺産が多く所在する一帯である。

保呂羽山とその歴史が象徴するように、市域の北部及び西部は古くから開拓が行われていたとみられ、特に後三年合戦（1083-1087）とそれ以前の古代史に係る伝承や伝承地が多く残る。こうした伝承や伝承地は、雄物川流域の中央部、雄物川地域周辺に特に多く残っている。8世紀の勾玉（玉類）の出土した蝦夷塚古墳群が所在するなど古代から重視された地域とされ、奈良時代の天平宝字3年（759）に造営された雄勝城も、近年この付近に所在したという説に基づき調査が行われている。また、元慶の乱（878）で活躍した深江弥加止に関する伝承も伝わるなど、雄物川地域は後三年合戦の「沼柵」の地であるばかりでなく、それ以前から一定程度交通網が整備され開拓されていたために、後三年合戦の主戦場の一つになりえた地域であるともとらえられる。なお、当時の雄物川は現在よりも東を流れていたとされ、今宿には船を繋いだとされる柳（市神様）の根株がある。雄物川の重要性を踏まえ古代のまちづくりがあったと想定されることから、現時点では推定の域を出ない雄勝城や沼柵も、当時の雄物川の流路に影響されていたものとみられる。

このように雄物川歴史文化遺産保存活用区域は、雄物川を基軸に舟運と物流、舟運により流入した文化のほか、波宇志別神社や蝦夷塚古墳群など、古代の歴史や伝承に関する代表的な歴史文化遺産が集中して遺存する区域である。一方で、古代の歴史を中心にまだ解明されていない部分も多くあるが、近年の埋蔵文化財調査によって様々な調査が行われており、今後の解明が待たれる区域でもある。

区域内の主な構成歴史文化遺産					
番号	歴史文化遺産の名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
1	波宇志別神社(本殿)	建造物	神社	保呂羽山山頂に位置する。正式名は「保呂羽山波宇志別神社」。『延喜式神名帳』(延長5年・927)に掲載される式内社で、北東北で唯一現在まで絶えることなく存続している。明治24年(1891)の建築。	未
2	波宇志別神社下居堂	建造物	神社	保呂羽山参道沿い、本殿へ登る急坂の下にあり、普賢菩薩を祀る。女人禁制の本殿に代わる女性のための遥拝所として建てられたという。本殿に次ぐ重要な役割を担い、本殿改修の際はここに御神体を安置した。	未
3	波宇志別神社神楽殿	建造物	神社	秋田県内現存最古の建造物。以前は「弥勒堂」「本宮」とも呼ばれた。本殿とならび重要な建物である。現在、霜月神楽は里宮で舞われるが、5月8日(旧暦4月8日)の例祭では、神楽殿において神楽が奉納される。	国
4	波宇志別神社里宮	建造物	神社	波宇志別神社神官大友氏の神殿であり、霜月神楽が行われる。昭和33年(1958)の火災により全焼し、翌年再建された。正面奥に祭壇があり、その前に神楽座、その周囲に参拝者のための畳敷の拝観座を設ける。	未
5	波宇志別神社仁王門	建造物	神社	波宇志別神社の東側の入口にあたり、ここから神社の神域となる。宝永3年(1706)には、屋根などの修理が行われた。元和5年(1619)の建築とされる。	市
6	大慈寺	建造物	寺院	曹洞宗。もとは密教系寺院だった。応安2年(1369)曹洞宗に改宗して再興、宝永元年(1704)に佐竹東家の領地を拝借して現在地に移転、佐竹東家の香華所となった。本堂と鐘楼は近世の建築とされる。	未
7	蔵光院	建造物	寺院	真言宗御室派。中世沼館城の本丸跡で、沼柵と伝わる場所に所在する。大永年間(1521-28)ころ小野寺植道が雄勝郡鶴ノ巣から沼館城内に遷した。山門は明治43年(1910)、本堂は昭和14年(1939)の建築とされる。	未
8	ケダニ神社(水波女神社)	建造物	神社	7月1日が祭日。雄物川古川に棲み人を水底に引き入れていた大水蛇(おおみずち)を水波(みずは)神として祀った社。現在もケダニ(ツツガムシ)除けの護符が配られる。雄物川流域の竜神及びケダニ信仰を良く残す。	未
9	八幡神社(矢神)	建造物	神社	永延2年(988)に京都の男山八幡宮の分霊を勧請創建。延久年間(1069-74)に源義家が社殿を造営。矢神八幡宮とも。本殿は近世の建築とされる。	未
10	沼館八幡神社	建造物	神社	本殿が市指定文化財。明治9年(1876)に類焼し、久保田城内の文化年間(1804-18)建築の稲荷神社社殿を購入し明治12年(1879)に移築した。拝殿、幣殿も同時期の建築とされる。神輿渡御及び道中獅子は市指定。	市
11	木戸五郎兵衛稲荷神社	建造物	神社	五郎兵衛稲荷神社とも。沼柵の城戸跡に建つとされ、この地の開拓にあたり宝暦年間(1751-64)に建てられたという。大正8年(1919)の建築とされる。	未
12	八幡神社(深井)	建造物	神社	深井集落の鎮守社。深井港の舟運を示す絵馬が奉納される。明治19年(1886)の建築とされる。	未
13	兜台神社(阿気八幡神社)	建造物	神社	坂上田村麻呂が戦勝報告と神助の礼として自らの兜を埋め、社を建てたとの伝承があり勝軍山兜台神社とも呼ばれる。後世、源頼義・義家親子が鎧を奉納したことから「鎧八幡」と呼ばれるようになった。	未
14	首塚神社	建造物	神社	源義家が、後三年合戦後に敵味方の戦死者の首級を埋め、祠を建てたのが起源とされる。このほか、坂上田村麻呂が埋葬した首塚、深江弥加止の墓など諸説ある。昭和37年(1962)の建築。	未
15	雄物川民家苑木戸五郎兵衛村 民家	建造物	民家 その他	雄物川町及び羽後町、雄勝町(現湯沢市)の民家を移築したもの。旧寺田家住宅は明治13年(1880)、旧佐藤家住宅は明治-大正時代、旧石黒家住宅は明治-大正時代、旧近野家住宅は江戸末期の建築とされる。	市
16	保呂羽山御開山以来之次第	美術 工芸品	古文書	霜月神楽に関する現存最古の記録。天正18年(1590)のものは、大友右衛門太郎吉継書。このほか、享保9年(1724)、文政11年(1828)のものがある。	未
17	保呂羽山参道口碑	美術 工芸品	歴史資料	皇紀2600年(昭和15年:1940)記念として、六郷の保呂羽山講中が建立した石碑。	未
18	玉類	美術 工芸品	考古資料	蝦夷塚古墳群推定7号墳より出土した奈良時代の装飾品。古墳の発見は古く、菅江真澄の『雪の出羽路』の挿図に、勾玉などが描かれる。雄物川郷土資料館で所蔵。推定5号墳出土の玉類は京都国立博物館に所蔵。	県
19	田根森村適産調及び絵図	美術 工芸品	歴史資料	石川理紀之助及び門弟が実施した農村調査の報告書。適産調4冊(田根森、八柏、根田谷地、桜森)と絵図2枚(田根森、八柏)。明治32年(1899)の作。	市
20	沼館鏡図	美術 工芸品	歴史資料	文化2年(1805)に千刈田で出土した永延3年(989)銘のある八陵鏡の表裏を描いた図。鏡は秋田藩主佐竹義和によって引き上げられ、代償にこの図が与えられたという。当地の古代の文化及び信仰を考えるに重要な資料。	市
21	羽後交通横荘線鉄道資料	美術 工芸品	歴史資料	羽後交通横荘線で使用された大正から昭和にかけての時代備品等73点に関する一括資料。切符26点、表札3点、駅員所持品3点、駅舎関係18点、列車運行関係19点、写真資料3点、鉄道敷設免許状1点で構成。	市
22	沼館村絵図	美術 工芸品	歴史資料	弘化2年(1845)の沼館村打ち直し検地の際、村境を定めるために作成されたもの。裏書には検地役人・郡奉行・沼館村と境を接する村々の肝煎の名前が記される。	市

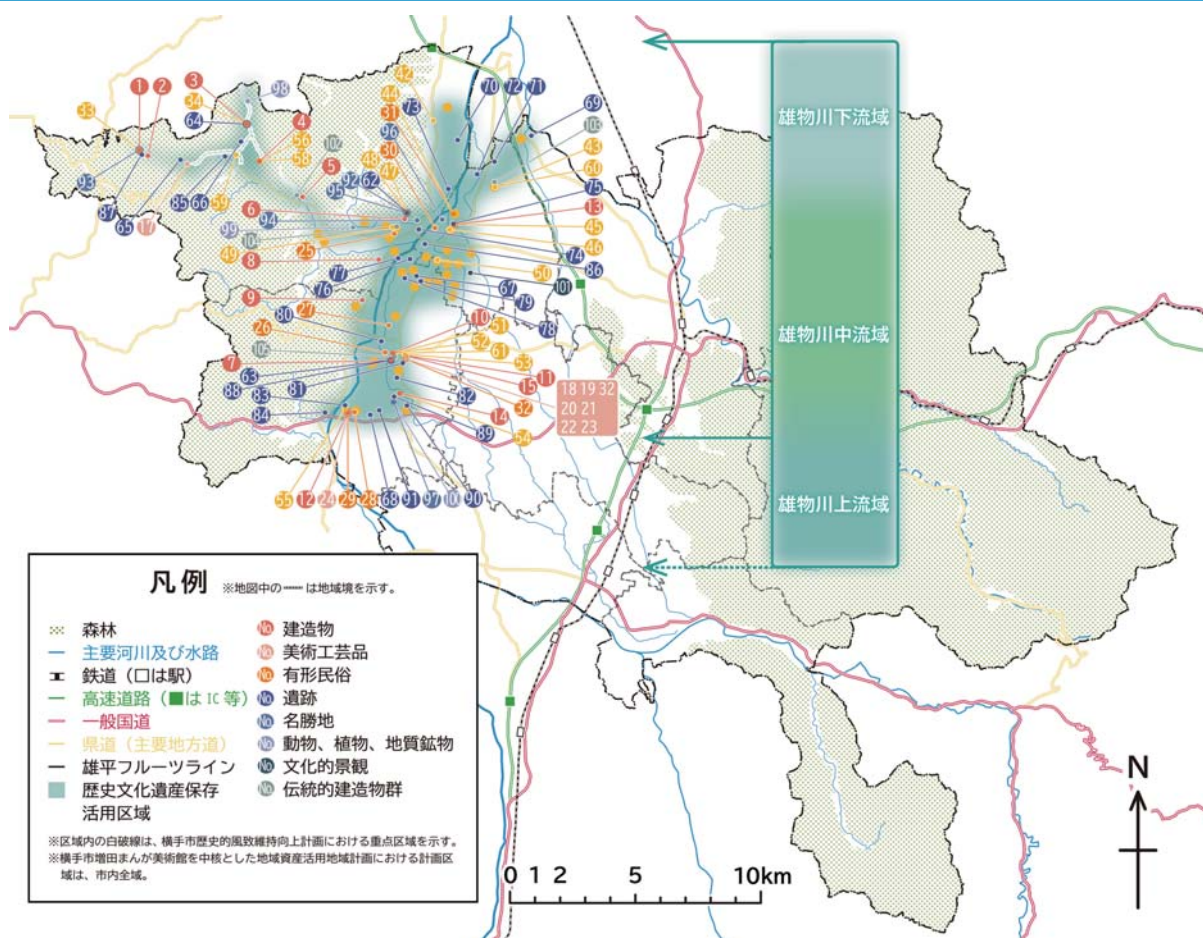
番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定 等
		大類型	小類型		
23	薄井村絵図	美術 工芸品	歴史資料	薄井村打ち直し検地の際、作成された絵図。文久2年（1862）の作。	市
24	八幡神社 船絵馬	美術 工芸品	歴史資料	八幡神社（深井）の拝殿に所在。明治18年（1885）、近松法橋栄和によって描かれたもの。船絵馬は一般的に海を題材にとるが、川を題材とした例は珍しい。	市
25	象頭山塔	有形民俗	信仰	高さおよそ3mで、大森河港の発展に尽くした近江屋多兵衛らによる寄進。かつては「象頭山の樽流し」と呼ばれる祭礼が行われたという。安政3年（1856）建立。	未
26	ケダニ地蔵(下川原)	有形民俗	信仰	安政6年（1859）の建立。下川原には矢神への渡船を行うほか、流路の変更時には沼館河港の代替に利用された船着き場があった。	未
27	ケダニ地蔵(八卦)	有形民俗	信仰	明治30年（1897）代の建立とされる。八卦集落では子供が生まれると地蔵様に新しく着物を着せる習わしがある。	未
28	ケダニ地蔵(深井)	有形民俗	信仰	深徳寺境内に祀られる。	未
29	金刀毘羅大神塔	有形民俗	信仰	明治32年（1899）の建立。八幡神社（深井）境内にある。かつては深井河港にあったが、昭和20年代の雄物川改修で、移された。	未
30	ケダニ地蔵(阿気)	有形民俗	信仰	明治37年（1904）の建立。雄物川の川舟船頭をしていた手賀善兵衛（1853-1916）によって立てられたとされる。	未
31	ケダニ地蔵(中島)	有形民俗	信仰	長太郎稻荷神社境内に祀られる。	未
32	享保雛（内裏雛）	有形民俗	年中行事・祭礼	幕末の頃、沼館の佐々木儀右衛門が江戸勤番中に買い求めたものとされる。	市
33	波宇志別神社 本殿参り	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	1月4日の保呂羽山の山開き行事。波宇志別神社の神官一行が保呂羽山上に登山し、神事を行う。かつては、この神事にあたり梵天が奉納されていたが、現在は休止している。	未
34	波宇志別神社 春祭り	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	5月8日（旧暦4月8日）に実施。例祭では神楽殿で神子舞が奉納されるほか、神輿が神楽殿の周りを3回廻る「神輿廻り神事」が執り行われる。	未
35	ためっこ漁	無形民俗	風俗慣習 （生業）	雄物川地域の伝統漁法。柳の木約70束を川に沈め、シートで覆い、約1か月を経て引き上げる。毎年11月から3月まで行われる。漁をする様子は冬の風物詩ともいえる。	未
36	川漁	無形民俗	風俗慣習 （生業）	雄物川流域では、春はウグイ漁、夏から秋はアユ釣りとして1年を通して川漁が盛んである。破追い漁、一文字漁、断ち切り漁、ハツ目漁、鰍漁、引き網漁、鵜縄漁、鯰漁、蟹簀漁、押し網漁、踏張り漁、巻き網漁など多くの漁法がある。	—
37	ケダニ地蔵信仰	無形民俗	風俗慣習 （信仰）	雄物川流域にはケダニ（ツツガムシ）が生息し、かつては死に至る病であったため地蔵尊に救いを求め供養とケダニ除けを祈願して建立された。地域では現在でも初物のキュウリは川に流す等の慣習があり、法要も行われる。	—
38	鹿島信仰	無形民俗	風俗慣習 （信仰）	茨城県鹿嶋市の鹿島神宮への信仰。江戸時代中期から後期になると、田植え前後の稲の生育期と重なる頃に頻発した地震と結び付き、地震の防止と被害を回復する神としても信仰されるようになったという。	—
39	鹿島行事	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	市内の鹿島行事は、「鹿島立て行事」と「鹿島流し行事」に大きく二分される。概ね6月から8月の間に行われており、多くは7月である。行事の呼称は地域によって異なる。	—
40	鹿島流し（鹿島送り）行事	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	「鹿島送り」「鹿島流し」など地区によって呼称は異なる。農作物の害虫を追いかう虫送り行事とも結び付き、災厄払いや五穀豊穡などが願われる。集落外れまで人形を運び、川に流す例や燃やす例、流さずに立てる例がある。	—
41	鹿島立て（厄神立て）行事	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	ワラ人形を立てる行事。「鹿島立て」「厄神立て」と呼称される。基本的に集落の境に置かれ、道祖神と同じような意味を持つ。悪霊、穢れ、疫病などの侵入防止の願いが込められ、大草鞋を集落境の木にかけられる例もある。	—
42	三助稻荷神社の 梵天奉納行事	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	現在は1月3日実施。奉納日は変動している。豊作祈願に梵天と恵比須俵を奉納する。300年前からの行事とされ、押し合いも行われる。起源は江戸前期。永禄年間（1558-70年）頃との説もある。	市
43	鹿島流し行事 （新町）	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	8月22日に実施。柴田監物邸の跡地に舟を移動させ、田村神社の神官による祈祷が行われた後、午後7時30分に巡行が開始される。小型のワラ人形を鹿島舟に乗せ、田村囃子とともに集落を巡行する。	未
44	梵天奉納行事 （長太郎稻荷神社）	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	2月第1日曜日実施。「初午ボンデン祭」。梵天と恵比須俵を近隣集落の若者たちが競って奉納する。早朝より中島集落では梵天の巡行があり、途中でぶつかり合いとなる。大正15年（1926）からの記録がある。	未
45	雪中田植 （阿気）	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	2月11日に兜台神社境内で実施。藁と豆殻を束ねたものを苗に見立てて雪中に植えつけ五穀豊穡、家内安全を祈願する。どんと焼きも合わせて行われる。	未
46	鹿島流し行事 （阿気本村）	無形民俗	風俗慣習 （年中行事・祭礼）	7月第3日曜日に実施。阿気本村集落の三丁競演太鼓がある。千代紙で作った小型の鹿島人形を鹿島舟に乗せ、送り舟につけ囃子や提灯と共に集落間を練り歩く。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
47	神輿渡御行事 (大森神社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	5月1日に実施。氏子の人々で構成された神輿渡御の行列が町内を巡行する。	未
48	梵天奉納行事 (大森神社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	1月7日に実施。現在は大森神社里宮に梵天と恵比須俵を奉納する。	未
49	田楽灯籠行事 (鹿島流し行事)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	7月19日などに開催。大森地区の鹿島行事において、鹿島舟を先導する子供の行列。灯籠に様々な絵をかき、明かりをつけて町を練り歩く。源義家が剣花山の先に高棹をたて、孤灯を掲げて金沢柵との距離を測ったと伝わる。	未
50	藤巻の厄神立て	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	「ヤクジョウマツリ」「ヤクヨケサン」などとも呼ばれる。田植え後に実施。各戸より一人ずつ集まって大型の鹿島人形を作る。夕方、若者が背負って集落を廻り、集落境村境に安置される。延宝6年(1678)の始まりといわれる。	市
51	八幡神社(沼館)豆鼓祭	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	沼館八幡神社の宵宮にあたる9月14日(現在は第二土曜日)に、社前において納豆が売られている。このことから沼館八幡神社は納豆八幡とも呼ばれており、『雪の出羽路』にも記述がある。	未
52	沼館八幡神社 神輿渡御行事	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	9月の第2日曜日に実施。獅子舞や御幣を背にした馬が神輿の前を歩むなど特徴ある。神社を出発した後、南側から順に氏子の住む集落を回り、主要な辻で獅子舞を披露しながら、「御神輿宿」(御宿)を目指す。	市
53	梵天奉納行事 (五郎兵衛稲荷神社)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	旧暦2月初午に実施。初午まつりとも呼ばれる。近年は梵天ではなく恵比寿俵が奉納される。家内安全、豊作、商売繁盛を願い町内一巡後に拝殿で押し合いながら奉納し、その後俵を開いて参拝者に餅を撒く。	未
54	藁焚祭	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	10月7日(旧暦9月9日)に実施。各家が藁束を玄関に置き、その藁を集めて首塚神社で火を放ち、注連縄と御幣を焚く。後三年合戦のころに源義家がこの地で火を焚き三度の勝鬨(かちどぎ)を挙げたという伝承もある。	未
55	鹿島流し行事 (深井)	無形民俗	風俗慣習 (年中行事・祭礼)	7月第2日曜日に実施。集落の全戸で構成される講組織によって行われる。大小のワラ人形を製作し、小型のものは流し舟に寄せ、手踊りの屋台と共に囃子を奏でながら町内を巡行する。踊り手は小学生女子に限定されている。	未
56	米とぎ歌	無形民俗	風俗慣習 (民謡)	祭り歌。霜月神楽における祭り歌。	未
57	八幡納豆	無形民俗	風俗慣習 (食・食文化)	納豆は後三年合戦の最中に誕生したとの説があり、各所に納豆発祥伝説がある。豆鼓祭のある9月14日(現在は第二土曜日)が、この地域の納豆の食べ始めともいう。	一
58	保呂羽山の霜月神楽	無形民俗	民俗芸能	11月7日の夜から8日朝にかけて里宮において執り行われる。里宮の神殿内に大きな湯釜を2つ据え、それに沸騰した湯を立て神職が執り行う湯立行事が特徴。天正18年(1590)以前から行われている。	国
59	八沢木獅子舞	無形民俗	民俗芸能	「本木神楽」とも呼ばれ、昭和30年(1955)から八沢木獅子舞として伝承される。現在は新暦8月11日などに舞が披露される。起源には諸説ある。	県
60	田村囃子	無形民俗	民俗芸能	8月22日の新町鹿島流しの際に実施。鹿島送りに演奏されるサイサイ囃子。秋田甚句、秋田おぼこ、おいとこなどの演目。昭和32年(1957)から行われている。	未
61	沼館八幡の獅子舞	無形民俗	民俗芸能	沼館八幡神社 神輿渡御行事を構成する。いわゆる道中獅子で、沼館八幡神社祭典における神輿渡御に際し、行列の先頭に配され、町内安全、五穀豊穡、悪魔退散の獅子振りが町内各箇所で行われる。	市
62	大森城跡	遺跡	城館跡	横手城主小野寺義道の弟である五郎康道が、岩渕城と呼ばれていた城に入り大森城と名づけ、この地を治めた。元和6年(1620)廃城。現在は、大森公園として整備され、本丸跡は、横手盆地を望む眺望地となっている。	未
63	沼館城跡	遺跡	城館跡	後三年合戦の沼柵跡と伝わる。中世以降沼館城となった。小野寺植道、輝道なども居城したという。本丸跡の土塁は良好に保存されており、現在は蔵光院が建つ。東側には沼館城の門跡「皂莢(サイカチ)門跡」がある。	未
64	波宇志別神社 神楽殿 境内地	遺跡	社寺跡等	藩主家紋を模した扇池を配する。元禄15年(1702)以降に現在の形に整備されたという。	市
65	波宇志別神社 垢離掛け場・祓所跡	遺跡	社寺跡等	保呂羽山表参道沿いにある。禊をするための滝と祓所(はらいどころ)がある。参拝時、この水で身を清めた。	未
66	八沢木の百人塚	遺跡	墓・碑	嘉永6年(1853)神官の守屋家で起きた火災によって、波宇志別神社本殿への参拝者百人以上が亡くなった。死者を供養するために、安政6年(1859)に守屋氏によって建立された。	市
67	天保無縁塚	遺跡	墓・碑	「巳年のケカチ」と呼ばれる天保4年(1833)の飢饉の際、南部など他藩から来た113名が薄井で亡くなった。薄井村の人々がこれを憐れみ、火葬して無縁塚に葬り、手厚く弔った。塚上に平成元年(1989)新築の堂宇がある。	未
68	蝦夷塚古墳群	遺跡	墓・碑	奈良時代に作られた在地有力者の墓とされるが、墳墓は消滅している。7号墳出土とされる玉類は県指定、5号墳出土とされる玉類は、京都国立博物館所蔵である。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
69	落合河港跡	遺跡	交通施設	大戸川河岸に所在した。享保15年(1730)頃の開港とされ、水量が多い時には大きな艀船が入港したという。森谷文左衛門の浜蔵があったと伝わり、江戸末期には日常生活物資が横手・十文字・浅舞方面に運ばれたという。	未
70	袴形船着き場跡	遺跡	交通施設	明治中期の移出品は米、大豆、小豆などであったという。	未
71	方示碑	遺跡	交通施設	「野村集落内交差点、あけむら、ぬまたて(右方) 田むら、あさまひ(左方)」と刻まれる。天保8年(1837)建立。	未
72	田村河港跡	遺跡	交通施設	田村港からは年貢米や田村根っこ、田村木綿、大豆などが積まれたという。浜蔵として、5間と7間の石蔵2棟があり、一帯は「浜」と呼ばれ、市もたつほど賑わったとされる。	未
73	十日町船着き場跡	遺跡	交通施設	剣花、女郎出など各集落の米を運んだ。船頭であった家では内神として金毘羅宮を祀っていたという。	未
74	大森河港跡	遺跡	交通施設	近江屋(上田)太兵衛の浜蔵2棟、小屋1棟が明治末まであったという。対岸の館合、薄井への渡し舟もあり、明治43年(1910)に大上橋が完成するまで行われた。	未
75	阿気河港跡	遺跡	交通施設	付近に金毘羅神社(旧阿気農協北側)、ケダニ地蔵堂、浜蔵跡が所在。大森や由利地方との物資運送や人々の往来に利用された。浜蔵は物資の集積や取引などの共同倉庫として使われ、昭和40年(1965)に解体された。	未
76	薄井河港跡	遺跡	交通施設	下開舟場とも呼ばれた。浜蔵1棟が所在していた。	未
77	横荘鉄道 雄物川橋梁跡	遺跡	交通施設	大正9年(1920)に設置された鉄橋は延長428mで、23基の橋脚と24連の橋桁を有する構造となっていた。昭和40年(1965)7月の洪水で橋脚が沈下し、ほどなく横荘線は廃止された。橋台と丸い橋脚の基礎が残る。	未
78	横荘鉄道 館合駅跡	遺跡	交通施設	大正8年(1919)7月開業。昭和44年(1969)1月廃止。昭和41年(1966)ころには雄物川河川敷まで延びる砂利採取線を有していたとされる。館合-羽後大森駅間で雄物川を渡る。旧駅前には農業倉庫1棟が現存する。	未
79	薄井の方示碑	遺跡	交通施設	寛政6年(1794)、医者であった薄井村の矢野喜右衛門によって建立された。正面に「南 沼館村今宿在」、左側面に「西 大森村八沢木在」とある。	市
80	沼館河港跡	遺跡	交通施設	雄物川との合流点から数百m上流部の五郎兵衛堰流域に所在。一帯の河原は「浜」と呼ばれ、大船も着岸したという。浜蔵等も所在した。	未
81	横荘鉄道 沼館駅跡	遺跡	交通施設	大正7年(1918)8月開業。昭和46年(1971)7月廃止。列車交換可能な交換駅で駅跡には農業倉庫が残る。	未
82	今宿の大柳(市神様)	遺跡	交通施設	市神様、市姫神様として信仰を集めてきた。「市姫神社」として祀られる。元船着き場と言われ船繋ぎの柳であったとされる。強風のため伐採され、根元のみ残る。	未
83	深井河港跡	遺跡	交通施設	川が深く好条件であり、雄物川を舟で上った物資は大部分がここで陸揚げされ浅舞方面へ供給された。浜蔵が並び、福地や里見の米が集まったという。	未
84	大沢河港跡	遺跡	交通施設	矢島藩の米も番所を超えて運ばれ、川下げされたという。街道を西に進むと大沢番所跡に至る。流路や水量の影響で港は度々移動した。	未
85	八沢木番所跡	遺跡	その他遺跡	元禄16年(1703)に小道留所を設置したのがはじまり。その後番所は個人宅などに移り嘉永年間(1848-54)に現在地に移された。この番所を抜けると由利方面に向かう。明治2年(1869)廃止。	市
86	大上競馬場跡	遺跡	その他遺跡	大正2年(1913)竣工。馬産に力を入れていた土田莊助は、大上橋付近の野原に競馬場を造り、大森町菅生田の土田牧場で競走馬の品種改良を行い、駿馬を育てた。	未
87	子守り岩	遺跡	旧跡・伝承地	女人禁制の保呂羽山に子守女が登り、転げ落ちて岩になってしまったといわれる丸い石がある。	未
88	沼柵(推定地)	遺跡	旧跡・伝承地	蔵光院付近。後三年合戦の激戦地であり、清原家衡が籠城したと伝わる。中世以降、小野寺氏などによって開発され、後に沼館城となった。	未
89	深江弥加止屋敷跡(ミカド屋敷)	遺跡	旧跡・伝承地	元慶2年(878)に起きた出羽国の蝦夷の反乱で活躍をした「深江弥加止」の屋敷跡とされる。	未
90	十足馬場	遺跡	旧跡・伝承地	沼柵が存在していた頃の馬場跡と伝わる。	未
91	雄勝城(推定地)	遺跡	旧跡・伝承地	出羽国雄勝郡にあった古代城柵。藤原朝狩が天平宝字3年(759)に築造したとされる。推定地は県南地域に複数あるが、近年里見地区造山付近で調査が行われている。	未
92	大森公園	名勝地	公園・庭園等	大森城跡を公園としたもので、明治34年(1901)旧大森町が町制施行したことを記念し、桜約千本が植えられて公園として整備した。大正から昭和初期にかけては東北の吉野山と賞された。本丸跡からの眺望に優れる。	未
93	保呂羽山	名勝地	山岳・河川等	標高438m。出羽山地にある台形状の山体で、山上に波宇志別神社が所在する。平鹿・仙北・由利の三郡(久保田・亀田・矢島の三藩)にまたがり、霊山として古くから山自体が崇敬されてきた。	未

番号	歴史文化遺産の 名称	類型		概要	指定等
		大類型	小類型		
94	山城堰	名勝地	山岳・河川等	大森町から大仙市大川西根に至る用水路。別名「五カ村堰」。佐竹家によって延宝4年（1676）に開削。山城堰の開削によって雄物川左岸は有数の米作地に変貌し、米作と雄物川の舟運によって栄えた。	未
95	大森公園からの眺望	名勝地	眺望地点	大森城跡。旧本丸跡からの眺望は、横手盆地が一望され、住民憩いの場所となっている。	未
96	桜づつみ公園からの眺望	名勝地	眺望地点	雄物川の堤防を増築して公園とし、約1.5kmの桜並木を整備した。桜並木と合わせ阿気河港跡や重福寺など阿気の歴史を物語る景観を一望でき、地区を象徴する景観となっている。	未
97	傘杉の清水	名勝地	湧泉	不断泉。「傘杉」の袂にあり、かつては茶屋があり、夕涼みの客で賑わったという。湧き出た水は、二段に区切った石づくりの囲いを伝い、西に流れる小水路に注ぐ。「沼館村絵図」にも描かれる。	未
98	十二ノ木のケヤキ	動物、植物、地質鉱物	植物	十二ノ木集落の地名の由来。樹齢およそ300年とされる。12種類の枝葉がこの1本の木から出ているので「十二ノ木」と呼ばれた。かつては巨木で夏には田の神、冬は山の神が祭られ、祭事が行われていたという。	市
99	岩清水の大杉	動物、植物、地質鉱物	植物	樹齢300年とされ、根元には岩清水と呼ばれる不断泉がある。1200年ほど前、波宇志別神社の御神体を奉じた一行が昼食時にこの大杉の下で休憩し、水を求めて杉の下を掘ったところ、清水が湧いたとの伝承がある。	市
100	造山の傘杉	動物、植物、地質鉱物	植物	「からかさすぎ」と呼称。樹齢およそ400年とされる。かつて雄物川が造山・今宿・沼館の西側を流れていた頃、この杉に舟をつないだとの言い伝えもある。	市
101	ホップ畑と鳥海山	文化的景観	—	農耕に関する景観地。横手市は日本屈指のホップ生産地で、田園地帯に点在するホップ畑から見える鳥海山も横手ならではの風景である。	未
102	八沢木地区の町並み	伝統的建造物群	—	門前町。仁王門から始まる波宇志別神社参道入口付近に形成された。この参道は、西側に隣接する本荘藩や亀田藩と秋田藩を結ぶ街道でもあり、元禄16年（1703）に設置された番所跡がある。	未
103	大雄新町の町並み	伝統的建造物群	—	農村集落。浅舞地区から大仙市角間川まで南北に延びる「田村街道」沿いに広がる。大正期から昭和30年代までに建てられた切妻造や入母屋造の農家のほか店舗兼住宅も散見される。	未
104	大森の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。中世大森城下として発展し、河港も所在したため物資の往来も増加したほか、雄物川右岸の人々が波宇志別神社に参詣する際の門前としても機能した。明治から戦前にかけての建造物が多く残る。	未
105	沼館の町並み	伝統的建造物群	—	在郷町。沼館城廻村ともいわれ、中世沼館城下として発展し河港と横手や本荘を結ぶ街道沿いに栄えた。沼館城造営と前後して八幡神社（沼館）が現在地に置かれ、これを中心に「館小路」・「下小路」・「荒町」などの町並みが短冊形に整備された。	未
・ 区域内には多数の歴史文化遺産が所在していることから、一覧では概要で説明した内容に直接的に起因する歴史文化遺産及び主要な国、県または市の指定文化財の掲載にとどめた。 ・ 本表の歴史文化遺産は、類型別、所在地別の順に並べている。 ・ 文化財指定等を受けている歴史文化遺産については、その名称を付している。 ・ 神社の名称は、同一のものが多く場合、名称の後ろに所在する大字または小字或いは通り名を括弧で付した。					
歴史文化遺産保存活用区域の範囲					
雄物川を基軸にして、地域遺産を構成する歴史文化遺産が集中的に遺存する範囲かつ、関連計画である横手市歴史的風致維持向上計画で設定する西部重点区域を包含する範囲を設定した。東側は鹿島行事が集中的に実施される範囲を、雄物川下流域西側は、主要地方道横手・大森・大内線沿いの保呂羽山表参道（秋田口）入口から保呂羽山に入り山頂の波宇志別神社本殿付近までの、波宇志別神社に係る歴史文化遺産が顕著にみられる範囲を設定した。					

歴史文化遺産保存活用区域の範囲



・場所を特定できない歴史文化遺産については、図で示していない

歴史文化遺産保存活用区域の概要を示す写真



雄物川

本市西部を縦断する雄物川は、本市にとって代表的であり、かつ象徴的な存在の一つでもある。雄物川は、幾度となく洪水に見舞われ護岸整備も進められたものの、河港跡を含む多くの遺跡のほか、洪水などの被害状況を示す標示碑なども残る。現在も川漁や釣りが行われるほか、流域に沿って河川公園等が随所に設けられており、憩いの場となっている。



大森城跡からの眺望
(大森地域)

太閤検地にあたり上杉景勝や直江兼続が入城したとされる大森城は、現在大森公園として整備され、桜の名所となっている。城下の大森は、舟運によって栄えたほか波宇志別神社の門前としても機能した。大森城本丸跡からの眺望は、雄物川から奥羽山脈にかけて一望され、雄物川を核として広がったこの地方の発展を感じることが出来る。(番号 95)



集落境の鹿島人形
(大雄地域ほか)

本歴史文化遺産保存活用区域は、舟運によって伝わったとされる鹿島行事が多く場所で継続している。区域内を巡ると、集落の入口に鹿島人形が建てられている例が多いことに気づく。災厄の、村への侵入防止などの願いを込めて建てられた人形からは、当地方における農山村集落の歴史の蓄積と、受け継がれる技の継承を感じることが出来る。(番号 41)



沼館城跡の土塁
(雄物川地域)

雄物川地域周辺は、古代の伝承が多く残る場所である。幻といわれた雄勝城の調査も近年民間によって行われている。この地は後三年合戦の最終決戦地の金沢以前に舞台となった「沼柵」が所在したと伝わり、かねてから注目の的となってきた。こうした古代からの要衝の地は、中世後期には小野寺氏の拠点となり、整備された当時土塁がその勢いを物語る。(番号 63・88)